

所以である。之に反し専制政治は受動主義で國民を以て喰うて寝て蕪する器械とする者である。退嬰屈從を主觀とする者である。一國內の無事泰平を致すの最良手段で人權も自由も必要はない。東洋の孤島に隱居したる古代の日本には頗る適當の政治なりしに相違ないが苟くも開國を餘儀なくせられ萬國競争の列に入りたる今日は國民の向上發展を期すべき立憲政治にあらざれば優勝劣敗の勢に抗する事は出来ぬ。明治大帝が決然立憲政治の必要を認め政體の一大革新を斷行し給うたる所以も亦茲に在るのである。

然るに憲法制度の當時は尙ほ治外法權の變則時代に屬し國家獨立の法權なきのみならず、外國に對する治外法權の秘密政策上專制的手腕に待つもの頗る多かつたのである。臣民に與ふるに權利自由を以てする譯に行かぬ於是憲政發達の順序を轉倒し先づ形式の憲法を定め、其實體内容は之を治外法權撤去の後日に期したのである。憲法の明文には臣民の權利自由なる者が列記せられ之を法律の規定に讓る事とされてあるが、此法律は何等臣民の權利自由を認めざる空文なるのみならず、憲法實施前豫め法律を以て臣民の權利自由を奪ひ置いたのである。當時憲法立案の際苦心慘憺たる者ありしは之が爲である。而かも是が明治政府の秘密中の秘密で各省の大臣すら多く之を窺ひ知ることの出来ぬものであつた。現行の法律制度は依然として此時代の舊態を襲用したもので憲法の形式は有つても其實體内容が無い。現行の法律制度は意思の實行力たる自由を許さざるは勿論、意思の本體自身をも否認して日本人民を人の人たる資格なきに歸せしめた。所謂國家の人道が滅失するに至りたるは我國古來未だ嘗て無き所なるは予が幾多の著述に於て詳論せる所なるも已に法律制度の上に理想の實現力を奪はれたる國民

が遂に覺醒の期なきは怪しむに足らぬ。國民が生々活々の元氣精神なく萬事に向上發展の見るべきものなきは實に飛行術の一事に止まぬ。是を以て憲法政治などとは思ひも寄らぬ空想である。

所謂立憲内閣なるものは臣民の權利自由の上に立てらるべきものなるに、此權利自由なき我が臣民の上に立憲内閣なる者があるべき筈が無い。日本の政府は實體上依然たる専制内閣である。政黨は單に此専制政府の爭奪を目的とする一味徒黨である。政黨は専制政府の爭奪に便宜なる親分に依りて製造されたものである。國民は單に其製造に供されたる物體で何等獨立の意思もない。内閣と政黨と國民の此三者は其間相互に何等の交渉もない。此三者を統一連結すべき權利自由が無いからである。若しも純然たる一政黨が完全なる政權を奪ひ得たならば古今無類の専制政府が出顯するであらう。今日超然内閣の出現は當然の勢である。内閣も政黨も國民も呆然として其方向に惑ふも亦當然の勢である。

人民に生々活々の元氣精神なきは政方も無いとした處で政府者流も亦意氣悄然たるものがある。予が彼の爆發事件に於ける辯論は裁判所は之を公許したに係らず内務大臣は治安を妨害するものとして之を新聞に掲載することを禁止した。日本人民に内務省の人民と司法省の人民と二種類あれば格別國家觀念から云へば是は明かに行政權が司法權を蹂躪した者だが當時の司法大臣は何等抗議する所も無かつた。之に反し彼の石川縣選舉事件に於て省令に規定する投票用紙の紙質の適否は行政處分として内務大臣の獨斷決定に待つべきものなるに國家學上何人も疑を容れざる所なれば之を司法權の判斷に付したるは明かに司法權を以て行政權を蹂躪したのである。而

かも私法にのみ精通せる司法官が此國家學の原理を度外視すべきは予の早く已に其結果を豫測し得たる所で知事
 敗訴の曉は權限爭議の一大問題を惹起すべしと一味の感興に打たれて居つたが意外にも行政權は司法權に屈服し
 た予が嘗て内務省に小役人たりし際宗教上の争にして當然内務行政に屬すべき事件が裁判所に係屬した事が在つ
 た而も判決は執達吏に依つて執行し得べき者であつたので、獨逸の例を調査した處獨逸では内務大臣が兵力を以
 て執達吏に抗し、兵士をして二三發の空砲を發せしめ、司法權は國家の兵權に勝つこと能はずとして問題は解決
 せられ、國法學上の理想は茲に貫徹せられた事があつた。予も亦此例に倣はんと待ち受けたのだが大審院は右の
 事件は司法裁判に屬するものにあらずとして其訴を却下した。石川縣の選舉事件は素より執達吏の手に委せらる
 べきものに非ざれば其解決は單獨に行政權の面目を維持し得べかりしに、此事なきは官衙も亦高遠なる理想の爲
 に奮闘するの元氣精神なきを見るに足るのである。

願ふに日本の今日は日本限りに之を言へば幾多の進歩は之あるべし。殊に大正の豪華は古今に比すべきものも
 ないが此進歩に向つて國民の力は殆ど與ふる所がない。只々天祐に依ると云ふ外はない。日本は天祐國である、
 予が地方自治の根本改革や陪審制度の設立を主張するのも、之に依り國民をして權利自由の實生活に入らしめ
 以て憲政の實體内容を充實せんとの微意に外ならぬが、其實行の不可能にも種々の原因もある事で、今は之に言
 及せぬ。併し苟くも生を日本に享けたる以上、國家の先途如何は胸中を離るゝことの出來ぬ問題である。茲に新
 年の拙作一首がある、賀狀に代へて友朋知人に送つたものである。

丁巳歲旦題壁竝引

典型一定	生氣幾泯	世事逆退	歲華茲新	常道久沒
皇猷益振	人心惟危	天佑自臻	黃河待清	濟美有終
雪山說法	悟妙無因	萬口一音	敢謳泰平	二十八字

恭頌嘉辰
 人道荒殘且莫論 只看天佑尙猶存
 大正繁華世無匹 空山說夢答君恩

(大正六年一月 日本辯護士協會錄事所載)

國法學上の憲法解義

解釋の必要なくんば解釋を許さずとは解釋學の第一原則である。法文の文字の字句自身に疑義ある場合若くは文意曖昧にして兩義に涉る場合にあらざれば解釋し得べき餘地が無い。然るに字句明白文意昭乎たる法文に向つて敢て必要なき解釋を下すと云ふ事が我法學社會の現状である。一見如何にも不思議千萬と思はるゝが、是は何れの國を問はず偏狹なる専門智識が各々孤立併存して未だ政治經濟法律美術文學を統合せる高等常識の共享程度に達せざる時代に有り勝の現象で團栗の背較上故らに異論を唱へ奇説を吐き、常道以外に脱線して學者めかし識者振らんとする虚榮心に起因するのである、其鼻持のならぬ心理状態は早く已に倫理哲學家の分析する所となり獨逸の如きは「ジー、ゲレールテン、ジー、フェルゲールテン」と云ふ語路の流暢圓轉なる格言で汎く國民一般に向つて、「學者御用心」の警告を與へて居る、之に反して我國ではまだく技師的法律屋が僭越にも學者と稱せられて居るが、是は治外法權時代の變態政府が對内壓迫政策上無理押の法律解釋を下すが爲に、文字章句以外に何等の智識なき専門家を重用したる因襲の致す所で飽肆臭を知らず遂に今日の弊習を助長するに至つたのである。近來定年法及陪審法に就て持上つた違憲論は此弊習の適例である、其所謂違憲論なる者は素より解釋の必要なき解釋論たるべきを以て先づ文理精確能く一定不動の理想を表示したる條文を字々句々に分裂し前後の聯絡を絶ち

而して後其字々句々の末を逐ひ小理窟の上にも小理窟を捏ね繰り上げたるものに外ならぬ。論者は之を分析法理と誤認し頭腦明晰を以て自ら任ずるが、其實何等一貫したる理想もなきもぐりの詭辯である、而かも憲法違反にあらずとする反對論者も亦此小理窟論を逐うて一々之に駁撃を加へたので不知不識小理窟論に陥つたので、茲に兩極端の小理窟解釋を見るに至つたが、今之を比較評論せん事は予も亦小理窟の仲間となることとなるので、三百代言の御相手は平に御免を蒙るが茲には唯憲法の意義平々坦々明々白々何等の解釋を要せざる所以を略説せんとするのである。尤も是等小理窟以外に超然たる如き一派の論者もあつて、憲法は窮窟に解釋すべきものにあらずと説き、自ら精神解釋など、吹聴し漠然として憲法違反にあらずと斷定はするものゝ、其實小理窟をも捏ね廻す程の頭腦も無く全然憲法の條文を無視したもので似而非卓見流のぼんやり漢である。

憲法は一般的典型として憲法と法律、法律と行政命令との關係を區別し、第一に法律を以てせざるが故に憲法に法律々々とあるは現行たると將來たるとを問はず何等具體的法律を指したもので無い、所謂臣民の權利なるものも憲法は法律に依りて之を獲得し得べき可能性を認むる迄のもので法律の内容たる權利自身を定めたるもので無い。第二に其他の事項に就ては何等區別する所なければ法律に依るも行政命令に依るも差支は無いが、命令は命令又は法律に依りて之を改廢し得べきも、已に法律の形式を以て定めたる事項は法律の形式の外命令を以て之を改廢し得ざる事を定めて居る、是は法律と法律又は命令と命令又は法律と命令との相互の關係で法律と憲法との關係で無い、定年法の制定は前者に屬し陪審法の制定は後者に屬するのである。

刑法は勿論裁判所構成法も懲戒法も共に憲法上の法律事項で又現に已に法律とされてあるが其内容如何は憲法の間ふ所でないから苟も法律の形式を以てする以上は是等法律の重要な大部分を全廢して脱の殻となし置き定年制を以て定むべき事項との牴觸を避くるも定年制は法律事項なれば法律事項以外に於ける場合の如く行政命令を以て之を定むるは憲法違反である。法律事項として法律と法律事項以外の法律との區別は茲に存するのである故に定年法の制度は法律に依る以上何等憲法に牴觸する理由はない、憲法第五十八條に「裁判官は刑法の宣告又は懲戒處分にあらざれば其職を免せらるゝことなし」とあるが、刑法も懲戒法も法律で裁判官の免職條件は必ず法律の典型に依り之を定めざる可からざる事を明かにする迄の事で、其法律の内容は如何様にも之を定め得べく又他の法律を以て之を改むるも立法の自由である、憲法は法律の内容に立入り憲法として裁判官の終身官たるべき事を定めた者でない。憲法は裁判官の免職條件は飽迄法律の規定に待たざる可からざる者で裁判官は一般官吏の如く行政處分で勝手に免職の辭令を交付する事が出来ぬと云ふ迄の者である、是が特に「免セラルルコトナシ」と措辭し法律の効果として當然官職の喪失を來す場合と區別した所以である。定年法自身の内容の利害得失は別論として其効果は幾多裁判官が其職を失ふに至るべきも是は行政權で其職を免する者でない、論者或は其官と職とを區別し官を其儘とし其職のみを免するは差支へ無いとする者もあるが此小理窟を一貫すると行政權でドン／＼其職を免すれば即ち足るので何も態々法律を制定するの必要も無い事になる。いやッヒ／＼知らず／＼もぐり的詭辯の御相手を仕る事となつたが是が帝國議會を壓倒した有力の一説なりしと聞くが儘に一言した迄だ。

陪審制度は組織的に事實認定の方法を定むるもので認定されたる事實の上に法律の適用を事とする裁判制度と併行すべきものである、歐洲諸邦の憲法中事實認定の方法は必ず陪審制度に據るべきことを規定し憲法を改正するにあらざれば陪審制度を廢止することを得ざるものとするものもあるが我憲法は斯の如き窮窟なる規定を設けざるのみか事實認定の方法は組織的なるかと否とを問はず之を法律事項とも爲して居らぬ事實認定は法律の定むる所に依るとの條文も無い、故に行政命令に依り陪審制度を定むるも憲法違反だと云ふ事は出来ぬが今日でも法律なり又は命令なり事實認定の方法が定めてなければ裁判其物も亦存在し得べき理由がない、そこで憲法制定當時から既に法律事項以外の法律として刑事訴訟法に於て之を定めて居るので行政命令を以て陪審制度を設くるには先以て刑事訴訟法を改正する必要があるが法律を以て之を設くるに憲法改正の必要は無い、唯法律と法律との關係上陪審制度は法律を以て之を設けねばならぬ迄の事で素より陪審制度を設けると他の方法に依るとは唯々法律の内容如何の問題である。而して現行の刑事訴訟法は別に事實認定の機關を設けず之を以て併せて法律の適用を掌る裁判官たる判事に一任したるが爲に、多年の因習は往々事實認定と裁判とを混同する者あるに至つたが是は所謂法律感情に過ぎぬのである。而も國法上二者の間根本的區別の存する所以は今更茲に論及せぬが、英佛獨伊諸邦の用語でも裁判は單に法律宣言の義で事實認定を意味するものでない、恰も倫理學上、善と云ひ惡と云ふは單に或る一定したる行爲の上に加ふる批評で、行爲自身を作爲するものにあらざると同一理である、邦語で裁は「たつ」判は「わかつ」と云ふ畫字引の訓解で、國法學上の用語が理解し得らるべきものでない、故に裁判と事

實とは別物で刑事訴訟法なる法律は之を同一判事の管掌に屬せしめて居るが、是は法律上の問題で憲法上の問題で無い、陪審法の制定は刑事訴訟法の改正で憲法と何の交渉もない。

斯の如く事實認定の事は法律で定めてあるに反し裁判の事は憲法で之を定め裁判制度及び之に伴ふべき事項も憲法上悉く之を法律事項と爲して居る。憲法第二十四條「日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權利を奪はるゝことなし」とあるが、其所謂「奪はるゝことなし」とは行政權に奪はるゝ事が無いとの意味で日本臣民は行政權で勝手に設立した官衙の裁判に服するの義務が無いといふ迄の事である、現に歐洲革命時代には行政權で裁判を行ひ國事犯者を處罰した事例がある、是は學者の所謂行政的司法權なる者で歐洲諸邦の憲法中には學理的に「行政的司法權を禁ず」と規定した者もあるが、結局我憲法と同趣旨の規定である。世界中何れの國でも陪審員が裁判を下す者とする馬鹿者は無い、然るに裁判を以て事實認定と誤解したる我國の論者は、陪審法が該條と關係あるものと取違へ或は陪審員も法律に定めたる裁判官だの或は陪審員は天皇の任命する所にあらざるも憲法第十條に認めたる例外の官吏だの或は陪審法案は現行法下の裁判を受くるの權利を奪うた者で無いだのと、假定論の上にも假定論を築き上げ憲法違反に非ずと斷定したはよいが、解釋の一大原則も國法の根本觀念を全然忘却したる三百的もぐり論である、併し此等の議論は議論を事とした迄で落付いたのだが國家の人道を電車線路の兩側と思ひ、天皇の神聖を神棚に在りと心得、臣民の權利は官廳の屬僚から下げ渡すものと信じ、警察治國を夢みて陪審制度自身に反對せんとする似而非豪傑的政治家もある、唯之が爲に忠君の能動的精神が形式化され

愛國の進取的大本も章句の小理窟に縛せらるゝは痛嘆の次第である。舊作一絶今用ひて以て此論を結ばん。曰く

國家大本泛如雲、趨末人心奈糾紛、理入窟來常道沒、笑他章句說忠君。

(大正拾年五月 日本辯護士協會錄事所載)

憲法上に於ける臣民權利の七不思議

待ちに待ちたる憲法は出來上りて太平無事の天地に出顯し、二千五百有餘年間未だ嘗て身に覺えなき日本臣民の權利も、四海波靜に茲に明示せらる、實に萬歲萬々歳日出度き事の限りなれども、折角大切重寶の臣民權利も能く其眞味を磨き出し、本性を探究せざれば、往々奇妙不思議の觀念を生じて、權利が權利にあらざるかを疑はしめ、遂に此等重大の權利を以て歐洲革命の空氣に養成せられたる空想權たらしむるに至るべし。

帝國憲法は日本臣民の權利として居住移轉の自由、猥りに逮捕、監禁、刑罰等を受けざるの權、公務に就くの權、請願の權、家宅安全の權、信書秘密の權、出版、言論、集會、結社の自由、所有の自由等を列擧すれども今試に其不思議と思はるゝものを擧ぐれば、第一に此等の權利自由は必ずしも日本臣民のみに限らず、外國人と雖も日本在留中は人身の自由、信書秘密の權等を有すべし、第二に帝國憲法は人身の自由、結婚の自由、教育の自由、營業の自由等を明示せず、第三に此等の權利を以て天賦の權とするは今日に容れざる所、又帝國憲法の決して採用せざる陳說たるに拘はず恰も憲法は臣民に此等天賦の權ある事を認むるが如きの感なきにあらず、第四に憲法は臣民に此等の權利あることを認め乍ら毫末も其制裁を附することなきものあり、設例へば信書秘密の權の如き郵便物に關するもの、外之を損害するも更に制裁なし、第五に又此等の權利を破る者に對する制裁ある場合

に於ても其制裁は法律上の制裁にして憲法上の制裁にあらず、例へば信教の自由を害するものは刑法第二百六十三條に依り、家宅安全の權を害するものは同法第七十一條に依り處斷するに過ぎざるべし、第六に此等憲法上の權利は法律の範圍制限に従ふべきものたるを以て、苟も法律を以てする以上は自由に憲法上の權利を存廢することを得べし、第七に此等の權利は法律上の權利にあらずして單に道德上の權利に止まり法律家の所謂權利にあらざるに似たり。

右數箇の疑惑を稱して臣民權利の七不思議とは云ふなり。之を一見せば實に不思議なるに似たれども又必ずしも不思議ならざるものあり、抑も憲法上の所謂臣民權利なるものは臣民の自ら參與することを得べき法律に依り、法律上の權利を得有することを得べき能力を指示するものに過ぎずして、法律上の所謂權利は此能力を實用したる結果なり、故に此能力は憲法を以て附與する所なれども、此能力を實用して法律上の權利を得有し従つて其權利を害するものに對して法律上の制裁を加へんと欲せば國家の立法權に參與して自ら此權利を創設せざるべからず、以て人類は決して天賦の權を有し法律は只之を制限するものに過ぎずとするの謬見たるを知るべし、故に外國人は此能力の結果たる權利を有するも此等權利の本源たる能力を有し、自ら法律上の權利を創設すべき參政權なきを以て此等の能力を日本臣民たる資格を有するものに限らざるを得ず、此等憲法上の權利は天賦の權にあらずして單に立憲國に於てのみ臣民の有する事を得べきものたる事を知るべきなり。由是觀之、日本臣民のみ固有する事を得べき參政權こそ、眞に日本臣民の權利にして其他の自由權利は皆此參政權に依りて始めて自由權利た

ることを得べきを以て、憲法に於ては參政権の外に特に此等の自由權利を列記するを要せざるが如しと雖も、此等の權利自由は特に重大の權利自由たるべきを以て、臣民の參與すべき法律の外、他の勅令諸規則に於て之を規定するを得ざることを明示するに充分の効用ありと謂はざるを得ず、於是乎、憲法上に於ける日本臣民の權利は實に重且つ大にして此憲法の發布と共に始めて眞に日本臣民の權利たることを得たるものと謂ふべし、決して奇妙不思議の空權利にはあらざるなり、矢張り目出度し萬々歳、矢張り目出度し萬々歳。

(明治二十二年一月 法理精華所載)

人權問題

今日は多數の御來賓がござりまして此寒い天氣にも拘らず此處に御臨場になつた事を深く謝するのであります。私は此機會を利用致しまして吾々辯護士が社會上に於ける所の立脚地が他から誤解されて居らぬかと云ふ虞れがござりますから之に向つて一言惑ひを解く積りであります。諸君、吾々は日本の辯護士の一體であります、吾々吾々辯護士は人權自由を標榜してさうして、此世に立つと云ふことを本分として居るものであります、併しながら人權自由と申しますと云ふと或は世の中には如何にも古いこと陳腐な論をするやうに思はれることが從來あるものであります、併し私は此陳腐と云ふ人が却つて今日の陳腐となつて居るのであるまいかと思ふ、所謂人權自由と云ふことを陳腐なりと云ふものは最早此二十世紀に生存を保つことが出来ぬ、所謂陳腐な頭と云はなければならぬのであります。近代の思潮と云ふものは——近代の文明國を支配して居る思潮と云ふものは總て政治、經濟、法律、文學、美術に至るまで盡く此人權自由がなければ其發達進歩を爲す事は出来ぬものと極められて居るのであります。夫故に吾々の從事して居ります所の法律の範圍内に於きましても今日立法の目的は唯人權自由を確保するに在ると今日の風潮は云はれて居るのであります。併し乍ら所謂人權自由と云ふ言葉は餘程ボンヤリして居るのであります、即ち吾々辯護士の所謂人權自由と云ふことは如何なることを云ふのであるか、是に向つ

て明解を與へて而して吾々の立場を明にしなければならぬと思ふのであります。即ち如何なることを吾々が人権自由と唱へて居るのであるか、斯う云ふ問題であります。

是は先づ第一に考へなければならぬのは所謂彼の天賦の人権自由を吾々は唱へる者でないのであります。彼の天賦の人権自由なるものは唯世の原始時代に一個人々々々が世の中にバラ／＼と飛散つて居る状態を見たものでありますから、社會と云ふものを一の組織體と見ない、人類社會を組織體と見ないのでありますから、吾々辯護士は固より此論に賛成する者でないのであります。是は明瞭であらうと思ひます、今日所謂昔流の天賦の人権論を唱へる者は間違つて居ると思ふのであります。第二に然らば法律と云ふものは總て必要はない、放任主義で人民の自由に唯任して置いたら宜しいではないか、斯う云ふ論もある、法律があるならば其は自然に成長して來るものであると云ふ論であります。是亦吾々辯護士の取る所でないのであります。如何となれば此説は所謂斯う云ふ論がある、第二に法律と云ふのは主權者の唯命令である、唯何でも蚊でも主權者の命令ならば之をやれば宜い主權者の意思に従つて人民は動くのである、斯う云ふ論であります。是は社會を物と見たものであります、固より吾々の取る所でないのであります。吾々大學に居る時分には社會を一の物體と見た法律論があつた、吾々大學に居る時に其を習つた時代があります。第三には放任主義と申します、何でも打捨て、置けば人間は自然に自由を得て來るのである、法律と云ふものは自由に生長するのである、是は如何なる論かと云ひますと、詰り人間社會を所謂生物的組織體とするものであります、所謂唯物論であります、人間を牛馬同様にするものであります。

此説も亦吾々の取る所のものでないのであります。然らば吾々の取る所のものは何であるかと云ひますと、即ち今日最も進歩したる所の彼の人間社會と云ふものを以て心理的の組織體とするのであります。即ち一個人と云ふものは動物の細胞の如きものでない、個人々々は各々個人々々に人間に靈がある、此靈の力で人間が發達進歩する者である、所謂人権と云ふものは個人と云ふ者の靈の主體である、之を人権と云ふのであります。其靈の發展する力、活動力を稱して自由と云ふのであります、吾々は此見地に立つて人権自由を唱へるのであります、是がなくんば社會の發達進歩は到底期することが出来ぬのであります、最も吾々は高尚なる考を持つて居るのであります。然るに歐羅巴ではどうかと云ひますと、歐羅巴では今日進んで來て居りますが、唯政治上の人権自由と云ふことは既に歐羅巴は十九世紀の初めに於て、法律制度は拵へて仕舞つたのであります。さうして今日歐羅巴は此政治的の立法から更に進んで社會的立法の區域に今日這入つて居りますが、日本では未だ歐羅巴が十九世紀の初めに建設した政治的の人権自由の基礎が立つて居らぬ、之に關する法律制度が成つて居らぬのであります。日本の憲法と云ふものは既に二十五年前に出来上つて居りますが、此當時は治外法權の時代でありまして、所謂條約改正の必要上外國に對する政略上日本人民と云ふ者は足も手も縛つて仕舞つて壓制の下に日本人民を置かなければならぬ時代でありました、其時代に憲法を拵へたのであります、此憲法制定に就ては餘程苦んだものであります。此憲法を制定する時代に日本人民に人権自由を與へることは出来なかつたのであります、そこで此人権自由と云ふものは憲法では皆法律規定に依つて居ります、此法律と云ふものは矢張專制時代の法律

を其儘襲うて來たのであります、或は新なる法律を憲法の出來る前に俄に拵へた、それはどう云ふ法律かと云へば寧ろ人民の自由權利を奪ふ法律を拵へて置いてそこで憲法が出來た、憲法に在る法律なるものは盡く壓制の人權自由を壓迫した法律を其儘受繼いだ、若しも人民が之に氣が付いて議會に法律改正案でも持出さうものならば是は貴族院で防いで仕舞ふと云ふ事でありました。斯様な次第でありますから其當時の日本と云ふものは憲法國でない法治国を爲して居らぬのであります、是は伊藤公が明言して居られます、日本は未だ法治国の名あつて法治国の實がないと云ふ事を伊藤公から明言して居るのであります、斯様の次第であります所へ丁度歐羅巴から例の物質主義唯物論が這入つて來ますと人權自由説は陳腐だと云ふ事になつて、それに加へて日清日露二つの大戦争で人權自由が何時の間にか忘れられて仕舞つたのであります、それでありますから其儘で今日になり來つて居りますから現行の法律制度の下には何等の人權もなければ自由もない、言論の自由もなければ出版の自由もなければ集會の自由もないのであります、人民から税を取る時に、議會の協賛を経ると云ふ租税の一事を除いては依然たる專制政治であるのであります、憲法の形があつて政府は依然たる專制政府であつたのであります、而も唯 先帝の英邁な御方があらせられて、此國を旨く御治めになつたのであります、其 先帝は既に崩御になつて仕舞ひ、元老は段々凋落して來たのであります、是に於て政黨内閣の必要を感じて來たのであります、或は政黨内閣は日本に出來ぬと云ふ論がありますが、私は出來ると思ふ、と云ふのは日本は獨逸の如く唯紙の上で出來た形式の上に出來た帝國でない、日本と云ふ國は實體がある、日本人民は同一民族であつて同一民族で同一

言語で同一風俗であります、人種が盡く變つて居るので無いのでありますから、政黨内閣を作る事は出來るのであります、併し茲で御考を願はなければならぬのであります。其政黨内閣が愈々出來て甲乙二つの黨派が出來て、甲の黨派が議會に多數を占めた時に其政權を授受する時分に政權を賣買取引する、其政權と云ふものは專制政府の專擅權であります、決して立憲的の組織を爲したものでない、今迄の官僚が骨折つて政府の權力を取つて仕舞つた、其專擅絶對無限の大なる力を政黨が取引するのである、斯うなつて來ますと、大抵の事は議會で多數を占めて居る政黨でありますから自分の勝手になる立法、行政、司法の三大權を一手に集めて絶對無限の專制力を持つた下に政黨が出來る、此勢を争ふと云ふ事にならうと思ふのであります、さうなりますと云ふと成程四年毎に總選舉があらませうが其度毎に内閣が更るか知りませぬが、一旦成つたら中々更りませぬ、如何となれば今の選舉取縮法は、あれは取縮法ではありません、政府が選舉を干渉する便法を書いたものが選舉取縮法で、あれを本統の取縮法と思ふと丸で違ひます、あれは選舉に干渉する目的の爲に設けられたものである、此の選舉取縮法の下にやれば何時迄も現政府が位置を占める事が出來る、即ち立法、行政、司法の三權を一手に操つて居りますから、此場合に於て幸に内閣が民意に適つた政治をして呉れ、ば宜いが、若しも民意に副ふた政治をする事がないと俄に此内閣を壞すことが出來ぬ事になる、此場合に非立憲の革命手段に依らなければ遂に此内閣は倒すことが出來ぬと云ふ事にならうと思ひます、或は此頃評判があります、どうも桂内閣も悪かつたが今の内閣よりは良かつたと云ふ、併し乍ら後の世になつて今の内閣よりはまだ山本内閣の方が良いと云ふ時代が來るかも知れ

ませぬ、まだ從來是が烈しくならぬのは、今迄の内閣のやり方が或は情意投合とか肝膽相照すと云ふやうな安排に全く議會が政府の手のものにならぬ、何かと云へば、議會が租税に反対する、それに日本は行政各省が内務省も司法省も大藏省も總ての省が各々獨立のやうな形をして居る、内閣に這入る者も色々の異分子が這入つたから内閣は各省分立である、それが或は却つて人民の幸福になつたかも知れませんが、然るに今や政黨内閣が成つて人民に何等人權もなく自由もなくして之をやつたら如何になるでござらぬか、私は純然たる政黨内閣を望むが、人權自由が人民に得られぬ以上は、さう云ふ事が此儘起つたならば人民はどれ程酷い目に遭ふか分らぬ、何時迄經つても内閣を更へる事は出来はしませぬ、それでどうしても議會に多數を占める事になる、此場合に於ては非立憲革命に依らなければならぬと云ふ時代が來ては恐ろしいことであると思ひます、夫故に先づ吾々辯護士としての第一義は、人權自由と云ふ事を確立して而して後に政黨内閣にならなければならぬ、吾々の最も人權自由を唱道する所は此處に在るので、吾々辯護士と云ふものゝ立場と云ふものは、斯かる高尚なる立脚地に立つて居ると考へるのであります。(大正十年十二月 日本辯護士協會録事所載)

監獄主義論

監獄主義論

監獄ノ目的ト主義トノ別

近世學者ノ用語ニ人身ノ自由ヲ束縛スル刑即チ禁獄ノ如キ者ヲ自由刑ト云フ。監獄ノ最近目的ハ此ノ自由刑ノ執行ニ外ナラズト雖ドモ、尙ホ其遠大ナル目的如何ニ至リテハ古來學者輩ノ議論頗ル數多ナリ、或ハ懲戒ニ在リト云ヒ或ハ誘導ニ在リト云ヒ或ハ懲戒誘導折衷ノ說ヲ取ルヲ以テ其常トスレドモ、此等用語ノ曖昧漠然タル所以ノ者、常ニ論議ヲ起スノ最大原因トハナレリ、懲戒トハ如何ナル意ゾ誘導トハ何物ヲカ指ス、先ヅ其ノ定義ヲ明ニシテ而シテ後其利害得失ノ論議ニ及バザレバ論局ヲ結ブノ期アルベカラズ。今本論ニ於キテハ精神上及ビ勞役上囚徒執ル所ノ業務其身ニ苦痛ニシテ倦厭ノ情ニ堪エズ、獨リ在獄ノ囚徒ノミナラズ、兼ネテ他良民ヲシテ囚獄ノ恐ルベキ感アラシムル者之レヲ懲戒ト云ヒ、監獄ノ制規專ラ宗教々育ニ因リテ囚徒ノ良心ヲ發揚シ、其ノ服役事業モ亦務メテ有益ニシテ、他日囚徒ガ生計上ノ便ヲ謀ル者之レヲ誘導ト稱スベシ。蓋シ學者ガ喋々ノ議論モ其ノ實際ニ於ケルノ關係ハ此等ノ區別ニ外ナラザルベシ。然レドモ懲戒ナリ誘導ナリ是レ一定ノ目的ヲ達スベキ方法ノミ、監獄遠大ノ目的ノ如キハ尙他ニ存スルモノナクンバアラザル也。夫レ目的ハ一ナリ一ナラザルベカラズ、彼レニ在ラズンバ是レニ在リ是レニアラザルベカラザレバ彼レニアルベカラズ、彼我氷炭相容ルベカラザル目的ヲ

以テ同時ニ之レヲ折衷シ唯一ノ目的ヲラシメシムコトハ論理ニ於キテ得ベカラズ。故ニ本論ニ於キテハ監獄遠大ノ目的ヲ以テ犯者ニ再犯ノ者ナク、良民ニ法ヲ犯ス者ナク、天下ノ民ヲシテ盡ク良民ヲラシムルニ在リト定メ、懲戒誘導ハ皆ナ此ノ唯一ノ目的ヲ達セントスル方法ナリト見做スベシ、而シテ此ノ方法ニ至リテハ則チ始メテ能ク之レヲ折衷シ得ベク又本末主客ノ別ヲ爲シ得ベシ。是レ本論ノ因テ以テ起ルヲ得ベキ所以ニシテ懲戒ノ方法ヲ本トスル者之ヲ懲戒主義ト云ヒ、誘導ノ方法ヲ主トスル者之ヲ誘導主義ト名ケ、全篇論點ノ存スル所ハ只此二主義ノ利害得失如何ニ在リト心得ベシ。

(附言) 本章監獄ノ目的ハ天下ノ民ヲシテ良民ヲラシムルニ在リトナス、論者或ハ曰ハン、天下ノ民ヲシテ良民ヲラシムルハ獨リ監獄ノ目的ニ止マラズ、其ノ他何等ノ法律制度ト雖下モ其ノ目的ノ茲ニ存スル者極メテ多シト。然レドモ是レ遠大ノ目的ヲ論ズルニ當リテハ決シテ怪ムベキ事ニアラズ、車輪ノ目的ハ運轉ニ在リ、吾人敢テ疑フ此ノ間ニ存セズ、刑法ノ目的ハ刑ニアリ、カント、ヘーゲル、ツアハリエーノ先輩實ニ後世ヲ欺カズ、然レドモ車輪ハ其運轉ニ依テ達スベキノ目的アリ、刑法モ亦其遠大ノ目的ニ至リテハ學者ノ議論甚ダ多シ、而シテ此ノ遠大ノ目的ハ獨リ刑法ノミニ限ルベキ者ニアラザルナリ。

誘導主義誤謬ノ原因

誘導主義ノ正鵠ヲ誤ル所以ハ之レヲ後章ニ述ブベシ、然レドモ今マ學者概ネ誘導主義ニ心酔シ何レノ邦國社會

ト雖ドモ、能ク誘導主義ヲ實行シ得ベシトスル誤見ノ源ヲ舉グレバ左ノ數者ニ歸ス。

(一) 往昔監獄ノ學未ダ開ケザルノ時ニ在リテハ、監獄ノ制度ハ凡百ノ惡弊ヲ集メ殊ニ囚徒ヲ驅使スルノ慘酷ナル其ノ極度ニ達シ、監獄ハ却テ惡徒ヲ養成スルノ教場タリシガ、現世紀ノ初メヨリシテ一般警察ノ進歩ト共ニ監獄ノ制度モ亦漸ク發達ノ勢ヲ示シ學者、監獄制度中ニ誘導方法ノ必要ナル所以ヲ論ジテヨリ、其說ノ新奇ニシテ人情ヲ動カスニ足ルヤ、其ノ末葉タル誘導ノ方法ヲ以テ其ノ本體タル懲戒ニ讓リ、前日ノ反動遂ニ教導主義ヲ以テ監獄制度ノ本性ナリトスルニ至レリ。而レドモ歐米諸國ニ在リテハ、設令ヒ教導主義ヲ主トスルモ未ダ其ノ弊害ノ大ナル者アルヲ見ザルハ、他ニ監獄制度ノ整頓完美ナル者アルニ由ル。後條之レヲ詳ニス。

(二) 誘導主義ハ監獄ノ目的ト方法即チ主義トヲ混同シテ其ノ區別アルヲ知ラザルナリ。前章已ニ述べタル如ク監獄ノ目的ハ良民ヲ得ルニアレドモ、誘導主義ニ於キテハ此ノ目的ヲ以テ誘導ノ方法ト誤認シ、本主タル懲戒ノ方法ヲ施シテ而シテ後ニ生ズベキ自然ノ結果ヲ見テ、直ニ良民製造ノ積極方法ノ手細工ヲ用ヒントスル者ナリ。監獄ノ目的ヲ以テ良民ヲ得ルニ在リトスルハ可ナリ、其ノ方法ヲ以テ教導ニ在リトスルハ則チ不可ナリ。

(三) 誘導主義ハ其ノ源、宗教ノ旨意ニ基ク者多シ。宗教上ニ於キテハ人類ハ如何ナル兇惡ナル徒ト雖モ、教導ニ依リテ多少善導ニ歸セシムルヲ得ベシトスレドモ、實際之レヲ囚徒ニ適用シテ其ノ効驗ヲ見シ事ハ覺束ナシ。囚徒ヲ感化スルニ誘導ノ方法ヲ用ヒントスルハ事已ニ晚キニ似タリ、社會良民ノ中ニ在リ或ハ幼時以來多少家庭ノ教育ヲモ受ケテ而シテ尙ホ良民タルヲ得ザリシ囚徒ガ、不充分ナル監獄誘導ノ方法ニテ何トテ良民ニ化ス

ベキヤ。誘導主義ハ、勿論、法令平等折衷ノ方法ヲ用フルトモ、誘導モ、全カラザレバ懲戒モ充分ナラズ。遂ニハ蛇モ取ラズ蜂モ取ラズ、俗諺ニ所謂二季ノ御仕着セ慰付ノ樂土タル監獄制度ヲ見ルニ至ラン。充分懲戒ノ方法コソ通常誘導方法ノ及バザル最後ノ最良教育ナリト心得テ可ナリ。宗教ノ議論容易ニ實行スベカラザル也。

(四) 誘導主義ヲ實行セント欲セバ、莫大ノ費用ヲ抛チテ始メテ成リタル西洋監獄制度ニアラザレバ、決シテ其目的ヲ達スベカラズ。白耳義ウエーキヒルト諸邦ノ如ク囚徒一人ヲ容ルベキ獄舎ニ六百餘圓ノ建築入費ヲ要シ、甚シキハペンシルベニア獄ノ如ク一室千五百餘圓ヲ要スル一萬有餘ノ獄室ヲ備へ、或ハ一ヶ年五百人ノ囚徒ニ八百萬圓餘ノ雜費(建築費ヲ除ク)ヲ要スルペンタビル獄ノ如ク、總テ隔離法或ハ沉默法ヲ用フル獄制ニアリテハ囚徒一室内ニ獨坐閑居シテ萬感心裡ニ萌スノ機ニ乗ジテ、上下共ニ其國教ナリト信仰スル耶蘇宗ノ僧徒ガ懇々ノ説諭ヲ加フレバコソ、誘導主義モ其ノ精神上ニ關スル者ニ在リテハ多少ノ効果ヲ見ルコトナレドモ未ダカ、ル制度ヲ用フル事能ハザル混同制度ニ於テキハ、誘導ノ好結果ヲ見シ事ハ頗ル難シトス。或ハ時ニ囚徒ノ其ノ誘導ニ感化セラル、事アルベキモ是レ稀有ノ一美談ノミ、未ダ以テ大體ヲ論ズルニ足ラザルナリ。

右ハ精神上誘導ノ議論ナレドモ服役事業上ニ於テスルモ亦同ジ。蓋シ誘導主義ニ於キテ授クル事業ハ其ノ勞役ノ結果常ニ眼前ニ著シキ者ヲ以テシ、正業ニ就クノ誘導ヲ爲サシムルノ目的ナレドモ、是又囚徒放免後ノ良處置ヲ得タル諸國ニ在ラザレバ、其目的ヲ達スル極メテ難シトス。西洋諸國ニ在リテハ私立ノ放免囚保護會社ナルモノアリ、監獄所ト相通ジ放免囚ノ性質及ビ其ノ獄内ニ於テ受ケタル業務ノ種類ニ應ジテ資金器械等ヲ貸

付シ、或ハ植民地ニ移住セシムル等ノ制度アリト云フ。彼ノ有名ナルペンシルベニアノ監獄ニ於キテ能ク誘導主義ヲ實行シ得タルハ獄内ノ制度ト世上慈善者ノ贊成其功相半スト云フ、未ダカ、ル制度ノ設ケナキ諸邦ニ於キテハ、能ク囚徒ヲ誘導シ得ルモ未ダ再犯ノ患ヲ除クノ方法アリト云フベカラズ、監獄ノ目的ハ再犯ヲ防グニ在レドモ單ニ誘導ニ止ル者ニアラズ。

(五) 西洋諸國ニ於キテ專ラ誘導主義ヲ執リ、獄制ノ寛大ナルノ趣アル所以ノ者、陪審ノ制、大ニ其勢ヲ助クル者アルニ似タリ。蓋シ陪審官ナル者ハ概ネ法律ニ通ゼズ專ラ道義慈善ノ心ニ富ム者ナレバ、囚徒ニ取リテハ通常平易ノ勞役ナルモ之ヲ憐ムノ情深ク、獄制ニシテ寛大ナル事ナクンバ、多數ノ犯者ニ無罪ノ審判ヲ言渡スノ恐レアルヲ以テ、政略上已ムヲ得ズ多額ノ費用ヲ願ズシテ誘導主義ヲ取ル者ノ如シ、是ノ故ニヤ西洋監獄ノ定規及ビ囚徒ノ服役方法ハ其ノ外形上甚ダ寛大ノ觀アレドモ、其ノ實無上ノ苦痛ヲ覺ユル者アリ、即チ隔離幽閉ノ二法是レナリ。尙後章ト照シテ其ノ大意ヲ知ルベシ。

(六) 歐洲諸國ニ於キテハ學者概ネ貧困ト犯罪ト密着ノ關係ヲ有スル者トナシ、貧民教育事務ト囚獄事務トヲ相對シ、從ヒテ誘導主義ヲ以テ監獄制度ニ實行セントスル者少ナカラズ。是レ歐洲諸國(殊ニ英國)ニ在リテハ上下貧富ノ懸隔極メテ甚シク、貧民ハ子々孫々貧民ノ一種族ヲナシ、或ハ化シテ囚獄ニ陥リ或ハ變ジテ社會黨ノ原素トナリ、貧民教育ノ議論ハ常ニ政治社會ニ喧ビスシク、民主々義ヲ持スルノ政治家若クハ眞ニ此ノ主義ヲ持セザルモ、頭角ヲ政治社會ニ顯ハシ國會議員ノ選ニ當ラントスルモノタル概ネ下等若クハ中等以下ノ民衆

ト其ノ心情ヲ同ウシ、若クハ只外形ニ之ヲ裝フ者甚ダ多シ、現ニ有名ナル大政治家ト雖モ、其ノ始メテ政治社會ニ出ル者、外装ヲ茲ニ取ル者少ナカラザルハ歐洲政治稗史小説ヲ一見シテ知ルベシ。其ノ影響ノ及ボス所、囚獄ヲ以テ貧民教育ト同視シ主義ノ誘導ニ出ルニ至ルハ自然ノ勢ナリト雖モ、貧富懸隔ノ甚シキ自ラ社會組織ハ本源止ムヲ得ザルモノアルハ又疑フベキニアラズ。然ルニ今マ社會組織ヲ異ニセル東洋ニ在リ、貧富概ネ平均ヲ得テ貧民生計ノ度モ亦東洋生計ノ度ニ比セバ、未ダ困難ノ極度ニ達セザル邦國ニアリテハ、誘導主義ノ監獄制度ハ今日ノ急務ニアラザルニ似タリ。是等ノ點ニ至リテハ宜シク之ヲ實際ノ統計ニ照シテ犯者ノ過半、果シテ犯罪、飢渴ノ二者ヲ撰バザルヲ得ザルノ情況ニ原因スルカ否ヲ詳ニスベキナリ。

懲戒主義ノ本則

懲戒主義ニ於キテハ敢テ誘導方法ノ更ニ取ルベキ所ナシトスルニアラザレドモ、只ダ懲戒ヲ主トシテ誘導ヲ客トスベキ者トスルナリ。即チ囚徒ハ嘗テ良民タリ、嘗テ社會ニアリタレドモ、遂ニ良民タル事能ハザル者ト概定シ、監獄ノ目的ヲ達スル最終手段トシテ懲戒ノ方法ヲ用フルヲ以テ其ノ本則トスルモノナリ。今マ懲戒主義ノ思想ヲ分析セバ内外二種ノ元素ヲ含有スルモノタルヲ知ル。即チ、

(甲) 罪惡ノ思想ト懲戒ノ思想トハ相伴ヒ、相接シ、罪惡アレバ懲罰則チ之ニ從フトスル人間自然ノ情ヲ基トシ懲罰ヲシテ眞ニ懲罰ノ苦痛アラシメ、囚徒ヲシテ其罪惡ノ結果ヲ感ゼシムルヲ以テ懲戒主義ノ内部ニ於ケル一原

素ナリトス。(苦痛ハ殘酷ト異ナリ如何ナル事ヲ以テ苦痛ナリトスルカ否ハ次章ニ論ズ)

又之レニ附加スルニ往々誘導ノ方法ヲ以テスレドモ、精神上ノ誘導ニ於キテハ先ヅ此ノ苦痛ノ情ヲ起サシメ而シテ後悔懺悔ノ情ヲ起サシメントスルニ外ナラズ。語ヲ換ヘテ之レヲ言ハハ、囚徒服役ノ事業ハ苦痛ヲ主トシテ教導ニ依ラズ、之レニ附加スル誘導ハ此ノ苦痛ニヨリテ生ズル懺悔ノ心ヲ促スニ過ギズシテ、決シテ直接ノ手段ヲ以テ囚徒ヲ誘導セントスル者ニアラズ。

議者或ハ誘導主義ヲ用ヒタル歐洲諸國監獄制度ヲ見バ、服役事業ノ寛ニシテ其ノ教導ノ効績顯著ナルニ驚ク者アルベシト雖ドモ、此ノ効績タル果シテ教導主義ニ出ルカ、將タ能ク苦痛ノ最モ甚シキ勞役ヲ撰ビ得テ却テ懲戒ノ本旨ヲ全ウスルニ由ルカ否ヲ疑ハザルヲ得ズ。否ナ其ノ苦痛ノ甚シキ逸カニ本邦懲役ノ比ニアラザル者アリ。蓋シ歐米監獄ノ制度ハ、單ニ誘導主義ヲ本トスト公言スレドモ、獄舎ノ制規タル概ネ離隔法、沈黙法、或ハ二法併セ用フルガ故ニ、其ノ幽閉閑居ノ苦痛之レヲ勞働苦役ニ比セバ、極メテ大ニシテ未ダ嘗テ是レニ勝ル者ナシト云フ。嘗テ普魯士國君ノ命ヲ奉ジテ英米諸國ノ監獄ヲ巡視セル同國上院議員テルカムプフ氏ノ復命書中ニ「愛蘭士、蘇格的蘭、及ビ英國ニ於テハ半年間ヨリ長クトモ二年間ニ至ルノ幽閉年月ヲ以テ充分ノ効績アルベキモノトセリ故ニ囚徒ハ皆ナ此ノ二年間ノ幽閉ヲ受クルヨリ寧ロ七年間ノ徒刑ニ處セラレン事ヲ望ム」ト。

又同氏ノ説ニ「判官ガ其ノ法律定規ニ基キテ刑ノ言渡ヲ爲スニハ一月ノ幽閉ト三月ノ懲役トヲ以テ同一ノ苦痛アルモノト定メ、長期ノ刑ト雖モ入獄初期ノ一年半ヲ以テ徒刑其他ノ服役四年半ニ充ツルノ心得アルベシ」

(假令バ法律面ニテハ七年以下ノ獄役ニ處シ得ベキ場合モ監獄制度ニ於キテ其ノ最初ノ一年半ハ必ズ幽閉隔離法ヲ用フルノ定規ナルヲ以テ、此ノ一年半ニ相當スル獄役四年半ヲ減ジ、殘ル二年半ト幽閉ノ一年半ヲ加ヘ合セテ四年ノ刑ニ處スベシト云ヘル意ナリ)

又有名ナル刑法家リービングストーン氏ハルイヂヤナ州刑法改革ノ議ヲ主張シ、監獄制度ノ如キモ常ニ誘導主義ヲ持セル人ナレドモ、其ノ幽閉ノ苦痛大ナル所以ヲ論ジテ、幽閉及懲役ハ共ニ犯罪ヲ減殺スル良法ナルベシト雖モ、懲役ノミニシテ幽閉ナケレバ犯者ノ數ヲ増スノミニシテ減ズル事ナシト云ヒ、之レヲペンシルベニヤ州ノ統計實跡ニ照シテ其ノ確證ヲ示セリ。以テ歐米諸國ハ誘導主義ヲ取ルト公言スレドモ、其ノ監獄制度ヨリシテ囚徒ガ受クル所ノ苦痛ハ苦痛ノ最モ甚シキ者ニシテ本邦懲役ノ比ニアラザルヲ知ルベシ。

(乙) 懲戒主義ハ又良民ヲ恐赫スルニ囚獄ノ嫌忌スベキ小天地タル事ヲ知ラシメ、其ノ犯罪ノ豫防ヲ爲サシムルノ元素ヲ有ス。是レ監獄ノ遠大目的ヲ達セントスル外部ノ一法ナリ。論者或ハ難ズル者アリ、曰ク、監獄ヲ以テ良民ヲ恐赫シテ其犯罪ヲ豫防セントスルガ如キハ、囚徒ヲ以テ一般良民ノ犯罪ヲ戒シムル器械トナシ、人生平等ノ公理ヲ紊ル者ナリト。而シテ懲戒主義ハ之ニ答ヘテ云ハン、曰ク、囚徒ヲ以テ一定ノ目的ヲ達スルガ爲ニ之レヲ器械視スルハ則然リ。然リト雖ドモ未ダ嘗テ人生平等ノ公理ヲ破ラズ、何トナレバ國家社會ハ一人一個ニ勝ツハ其ノ組織上ノ原理ノミナラズ、各人平等ノ公理ハ之レヲ人民相互ノ間ニ於テスベク、國家ト一個人トノ間ニ存スルモノニアラザレバナリ。而シテ此等ノ原理ヲ詳論セント欲セバ數千言ノ多キヲ費スモ尙ホ且ツ足ラザルヲ覺ユレバ、今マ之レヲ略シ、左ニ懲戒主義ニアラザレバ決シテ其ノ明解ヲ得ベカラザル一二ノ例ヲ示サム。

(一) 監獄ノ主義ニシテ良民ヲ恐赫スルノ意ナクンバ、假令ヒ如何ナル方法ヲ用フルトモ良民タラシムル事能ハザル囚徒、即チ性質兇惡ニシテ改良ノ見込ナキ者ハ何等ノ理由ニヨリテ其ノ刑ヲ執行スルカ、囚徒一身ノ改良ニ止マラズシテ良民恐赫ノ意アルニアラズンバ其ノ刑ヲ執行スルニ及バザルベシ。

(二) 刑ハ其ノ目的ヲ達スルヨリ重キヲ要セザルハ論ヲ待タズ。今マ夫レ監獄主義ニシテ單ニ囚徒改良ノ一事ニ止マラズ、已ニ教導懲罰ヲ要セズ、性質順良ニシテ前非ヲ悔悟シ、確タル改良ノ目的アル囚徒ハ、其ノ刑ヲ執行スルニ及バズ、直チニ之ヲ放免シテ可ナルベク、又カ、ル犯者ニシテ死刑ニ處スベキ者タラバ更ニ刑ヲ言渡スニ及バザルニ至ルベシ。而シテ其ノ刑ノ執行ヲ要スル所以ノ者、犯罪豫防ノ精神ニ出ルニ外ナラザルナリ。

(三) 誘導主義ハ素ヨリ論ヲ俟タズ、懲戒主義ト雖ドモ又其ノ自然ノ性質ニ存スル犯罪豫防ノ元素(即チ(乙)ノ元素)ヲ看過スル事アルベカラズ。即チ惡意ナクシテ法律ニ背キタル犯者ニ在リテハ、未ダ罪惡アレバ懲罰之レニ從フト云ヘル一元素(即チ甲ノ元素)ノミヲ以テ其ノ理ヲ解スベカラザルベシ。

懲戒主義實行上勞役ノ性質及ビ誘導方法ヲ交フルニ就テノ注意

離隔、沉默兩法ノ獄制ハ懲戒主義ヲ實行スルニ就キテハ最モ有効ノ方法タルベキ事ハ、前章ニ論ズル所ヲ以テ自ラ明カナルベキモ、獄制ノ根本ヲ改良シ多額ノ費用ヲ獄舎ニ抛タン事ハ本邦或ハ之レガ實行ヲ見ル事難カルベク、又勞役ノ類別、時間又ハ囚徒ノ年齢、健康、教育上等ニ於ケル諸關係ニ就キテモ亦重要ノ議論アレドモ、其ノ繁ニ渉ル者アルヲ以テ暫ク之レヲ略シ、今マ茲ニ本邦現在ノ獄制ニ於キテモ尙其ノ改良ニ難カラザル者ニ就キ懲戒主義實行上勞役ノ性質ヲ略論セム。

一 懲戒主義ニ從ヘバ勞役ハ可成囚徒ヲシテ苦痛ヲ覺エシムル者タルベキハ明カナリ。然レドモ苦痛ノ勞役ハ殘酷ノ處分トハ大ニ其性質ヲ異ニシ、殘酷苦役ハ決シテ懲戒ノ良法ニアラザルハ下條ニ明示スルガ如シト雖ドモ刑ハ其ノ嚴ナルニ從ヒ益々其ノ効ナシトスル論議ハ、一種ノ刑ニ在リテハ或ハ然ルベキモノアルベキモ、決シテ一般ニ適用スベキ原則ニアラズ。今マ夫レ果シテ然ラズトセンカ、刑、益々嚴ニシテ、益々其効ナクンバ刑益々寬ニシテ其ノ効、益々著大ナラザルベカラズ。寬又寬、遂ニ犯者ヲ不問ニ付スルノ勝レルニ如カズトスルニ至ルベシ。

一 良民ノ常眼ヲ以テ囚徒ノ勞役事業ヲ見バ、大ニ其ノ苦痛困難ノ感アルベシト雖ドモ、通常其勞役ニ服スル所ノ囚徒ニ取リテハ敢テ外觀上ヨリスル如キ苦痛ナキ者多シ。犯者ノ未ダ縛ニ就カザル時ニ方リテカ、ル辛苦ハ屢々囚徒ノ經驗實行スル所タリ。山河廣原ニ潛ムノ苦ハ獄内ニ徹褻寒ヲ凌グニ足ルノ全キニ如カズ。晝臥夜行ノ困ミハ粗飲餓ヲ凌グノ安キニ如カズ。故ニ獄内ノ勞役ハ一時ニ如何ナル嚴且酷ナルモノヲ以テスルモ、肩弛

ミ腕靜マレバ、却テ精神身體ノ愉快ヲ覺エル者アリ、或ハ其ノ甚シキニ過グレバ、徒ニ囚徒ノ健康ヲ害シ疾病ノ數ヲ増スニ過ギザルベシ。由是觀之勞役ノ最モ囚徒ニ苦痛ニシテ又最モ懲戒ノ主義ニ適スルモノハ、倦怠屈ニ堪エザル苦役ヲ捨テ、他ニ求ムベキ者アラザルナリ、而シテ夫ノ歐米諸國監獄制度ニ於ケルガ如ク、離隔法若クハ沉默法等ヲ採用セバ、能ク囚徒ヲシテ倦怠屈ノ苦痛ヲ受ケシムル事ヲ得ルモ、今日之ヲ本邦ニ行フ事能ハズトセバ深ク勞役ノ性質ニ注意シ、最モ此ノ目的ニ適スルモノヲ撰バズンバ、恐クハ監獄ノ目的ヲ達スルニ難カルベシ。況ンヤ西洋誘導方法ノ外形ヲ見テ其ノ精神タル幽閉ノ制度ヲ除キ、代フルニ通常寬大ノ勞役ヲ以テセバ、囚徒ノ爲ニハ無上ノ快樂、最上ノ氣晴シ運動ナリ。加之幽閉ノ爲メカ、ル至大ノ苦痛ヲ受クル西洋囚徒ノ健康食料規則等ヲ適用スルガ如キアラバ監獄ハ惡徒ノ樂土ナリ（西洋ニテ囚徒健康食料等ニ深ク注意スル所アルハ皆ナ幽閉ノ苦痛ニ生ズル結果ニシテ、醫師ノ說ニ、囚徒ハ十八ヶ月以上ノ幽閉ニ至ラバ決シテ其健康ヲ全ウスル事能ハズト）故ニ囚徒ニ取リテノ苦痛ハ、外形ニ顯ハル、者ヨリ寧ロ内部ニ屬スル倦怠ノ苦ナリ、今マ英國ノ監獄制度ニ就キ其英國懲役條例草案第三十七條ニ於キテハ、勞役ノ種類ヲ分ツテ重常輕三等トナシ、其ノ最モ重キ囚徒ニ科スルノ勞役ヲ定メテ左ノ數種トセリ。

- 一 踏車ヲ踏ム事
- 二 卷轆轤ヲ曳ク事
- 三 材木ヲ鋸切スル事

- 四 麻ヲ搗ク事
- 五 「ロツグウード」ヲオロス事
- 六 古衣切ヲ切り裂ク事
- 七 鍛冶
- 八 礦石ヲ溶解スル事

右等ノ重キ勞役ノ性質ヲ通覽セバ、役甚ダ酷ナルニアラザルモ、其倦怠退屈ニ堪エザルモノタル事自ラ明カナラム。英國ノ碩學ペンタム氏ノ如キハ本來實利主義ヲ以テ立法ノ大旨トナシ、萬般ノ制度ヲシテ盡ク實利ノ主義ニ基カシメントシタル人物ナレバ、此ノ條例草案中上ニ掲ゲタル重等ノ勞役ニ就キテモ甚シク批難ヲ加ヘタリ。然レドモ實際ノ利害ニ銳キ英國ノ立法官ガ何トテ迂濶ノ議論ニ惑フ事アルベキヤ。千八百六十五年ノ監獄條例ニ於キテモ亦大同小異ノ條例ヲ設ケタリ。今マ此ノ條例ニ由ルモ其ノ重キ囚徒ニ科スベキ勞役ノ種類ハ左ノ知シ。(千八百七十七年ノ改正監獄條例ニ於キテモ亦變更ナシ)

- 一 踏車ヲ踏ム事
- 一 獄舎内ニ「克蘭ク」ト稱スル鐵車ヲ回轉スル事
- 一 卷轆カヲ曳ク事
- 一 大石ヲ破碎スル事

一 鍛冶

右ノ外尙數種アレドモ其性質略ボ相類シタル勞役ナレバ今マ之レヲ略スト雖モ、重キ勞役ニ屬スルモノニ在リテハ踏車ヲ踏マシメ及ビ鐵車ヲ回轉セシメル事ヲ以テ尤モ普通ノ方法トス。即チ踏車ヲ用フル獄舎ハ凡ソ二十二鐵車ヲ用フルモノ十五ナリ、而シテ踏車又ハ鐵車ノ構造速度等ニ關スル細密ノ事柄ハ、千八百七十九年英國監獄取調委員ノ第二報告ニ讓リ、今マ其ノ勞役ノ性質ヲ一言セバ塞ノ河原ニ石ヲ積ミ、大鼓ノ頂子ボナヲ數フルト一般常ニ倦怠退屈ニ堪エザルモノタルニ外ナラズ。夫ノ監獄ヲ以テ専ラ工業製造ノ場ト爲スガ如キハ、獨リ社會經濟上ニ於ケルノ最良策タラザルノミナラズ、又大ニ懲戒主義ノ本旨ニ背クモノト云ハザルヲ得ザルナリ。

一 之レニ反シテ誘導主義ノ説ク所ニ從ヘバ、囚徒ヲシテ可成有形ニシテ眼前ニ結果ノ著ハルベキ事業ヲ爲サシメ、營業ノ習慣ヲ養成シテ他日生計ノ道ヲ得ルニ便ナラシムルヲ以テ其ノ本則トスレドモ、懲戒主義ニ於キテ此ノ方法ヲ交ヘントスレバ、囚徒ノ性質種類ニ應ジテ深ク注意セズンバ容易ニ適用スベキモノニアラズ、且ツカ、ル囚徒ノ勞役ハ諸道具モ已ニ備ハリタル監獄内ノ仕事ナレバ、云ハマ烟水練ナリ、已ニ世間ニ擯斥セラレタル放免囚徒ガ、此ノ烟水練ヲ以テ社會ノ風波ニ抗シ、自立ノ計ヲ全ウセン事恐クハ難カラム。

一 懲戒主義ノ本則ニ誘導主義ヲ交ヘント欲セバ囚徒ノ老幼、性質ヲ調査シタルノ後、尙且注意スベキハ刑期ノ長短ヲ區別スルニ在リ。英人ペリー氏ノ説ニ從ヘバ過半ノ囚徒即チ短期囚、懲罰ヲ主トシ、長期囚ハ教導ヲ主トスベシト云ヒ、英國ノ監獄長コロネル、ジユブ氏モ亦、一年若クハ一年半ノ囚徒(即チ離隔法又ハ沉默法等

ヲ用フル諸國ノ長期囚ニハ教導ヲ主トシ、短期囚ニハ懲戒ヲ主トスベシト言ヘリ。蓋シ長期囚ニシテ改良ノ見込ミアル者ハ、其ノ授クル所ノ勞役事業ニシテ他日ノ生計ヲ助クベキモノヲラシムレバ或ハ其ノ功績ヲ期スベシト雖モ、短期ノ囚ニ至リテハ如何ニカ、ル方法ヲ用フルトモ、決シテ營業ノ習慣ヲ生ゼシムベキ充分ノ望ミアルベカラズ。

一 幼者ニ授クル勞役ハ一種特別ナルヲ以テ常トスレドモ、放免後、處分ノ如キモ亦最モ其ノ重要ナル關係ヲ有スベシ。本邦未ダ充分ナル放免囚保護ノ方法アルヲ聞カズ。上古支那ニテ尙體刑ノ盛ナリシ頃ハ墨者ニ門ヲ守ラセ、劓者ニ關ヲ守ラセ、宦者ニ後宮ヲ守ラセ、幕府時代ニモ亦奧番、錠口番等アリテ相當ノ事業ヲ授ケ、治計ニ苦ム事勿ラシメタルノ例アリシ事ハ、大宰純ガ經濟錄ニ見エタレドモ、今日ハ却ツテ其ノ根跡ヲ留ムルモノナキハ歎ズベシ。(終)

娼妓契約ノ效力ヲ論ジテ娼妓保護ノ方法ニ及ブ

哲學ノ大家カントノ意思說ニ胚胎セルレンツ一派ノ學者ハ或ル事ヲ爲シ能フル(能)ノ力ハ權利ニシテ或ル事ヲ爲シ得ベキ(能)ノ力ハ權利ニアラズト爲シ權利ノ裏面ハ服從ニシテ義務ニアラズト爲ス。不法ニモ吾人ノ財物ヲ占領スルモノハ之ヲ占領シ能フナリ、財物ノ權利者ナリ、吾人ハ唯ダ後日ニ之ヲ取戻シ又ハ之ヲ刑罰ニ處シ得ベキ機會ヲ有スルニ過ギズ、財物ハ已ニ吾人ノ有ニアラザルナリ。畫家ニシテ吾人ニ揮毫ヲ約スルモ彼レハ此契約ヲ無視シ能フナリ、繪畫ヲ作ラザルノ權利ハ彼ニアリ吾人ハ之ヲ彼ニ強フルコト能ハズ、或ハ後日ニ彼ヲシテ損害ヲ賠償セシメ得ベキモ繪畫ハ遂ニ吾人ノ手中ニアラザルナリ。此法理ヲ推究スレバ娼妓ハ自由廢業ノ權利ヲ有シ樓主ハ之ヲ如何トモスルコト能ハズ、唯ダ後日ニ民事上ノ責任ヲ負ハシムルコトヲ得ルニ過ギサルコト固ヨリ論ヲ待タザルナリ。然レドモ此一派ガ奇異ナル權利ノ觀念ハ近世法理ノ容レザルコト亦固ヨリ論ヲ待タザルナリ。健全ナル今日ノ法理ハ法律ハ敢テ或ル行爲ノ直接履行ヲ強制シ得ベカラザルコトヲ知ルト同時ニ之レニ代ルベキ民事上ノ責任又ハ刑事上ノ制裁ヲ以テ満足シ以テ權利ノ履行ヲ全ウシ得タリトスルヲ主要ノ觀念トスル

娼妓契約ノ效力ヲ論ジテ娼妓保護ノ方法ニ及ブ

ニ在リ。裁判所ハ娼妓ニ對シ、其營業ヲ繼續スベシトノ判決ヲ與フルモ債權ノ性質其直接履行ヲ爲スコト能ハザルコト明カナリト雖モ之レニ代フルニ民事上ノ責任ヲ以テスル以上ハ法律ハ之ヲ以テ債權ヲ履行シ得タルモノト做ス。故ニ事實上娼妓ハ自由ニ廢業シ得ベキモ尙ホ民事上ノ責任ヲ免ル、コト能ハズンバ法律上娼妓ニ廢業自由ノ權利アリト云フベカラズ、然ラバ則チ娼妓契約ハ法律上無効ニシテ娼妓ハ自由ニ廢業スルモ民事上何等ノ責任ナキコトヲ得ベキカ。是レ予ノ茲ニ論ゼント欲スル所ニシテ又此問題ノ解決如何ハ可憐ナル婦女保護ノ方法如何ニ影響スル所甚ダ至大ナルベキ所以ナリ。

娼妓契約ハ善良ナル風俗ニ反スルノ行爲トシテ之ヲ無効トスルコトヲ得ベキ歟、其行爲ノ善良ナル風俗ニ反スルヤ否ヲ決スルハ單ニ裁判官ノ認定ニ一任シ得ベキ歟、若シ果シテ然リトセバ是レ事實問題ナリ、法律問題ニアラザルナリ。然レドモ民法第九十條ノ用語ハ極メテ該博ニシテ必ズシモ盡ク之ヲ事實問題トスルモノニアラズ。何等法令ノ規定スルモノナキ場合ニ於テハ或ハ事實問題トシテ裁判官ハ自由ノ認定ヲ下シ得ベシト雖モ苟モ法令ノ規定アル場合ニ於テハ是レ一ノ法律問題ナリ、裁判所ハ決シテ其法令ヲ無視スルコト能ハザルナリ。縱ヒ其法令ハ一ノ警察令タルニ過ギザルモ國法ノ明認セル法令ハ裁判所ハ必ズ之ヲ認メザルヲ得ズ、裁判所ハ單ニ形式上ノ所謂法律ノミヲ適用スル機關ニアラザレバナリ。故ニ法令ニ於テ風俗上ヨリ或ル行爲ヲ禁ジタルトキハ裁判所ハ自由ニ之ヲ善良ナル風俗ニ反セル者トナシ其ノ行爲ヲ有効ナリト判定スルコトヲ得ズ密淫賣ヲ目的トスル契約ノ如キ是レナリ。之ニ反シテ法令ニ於テ或ル行爲ヲ明許シタルトキハ裁判所ハ事實上之ヲ善良ナル風俗ニ反スルモ

ノトシテ之ヲ無効ト判定スルコトヲ得ズ、娼妓契約ノ如キ是レナリ。明治五年ノ娼妓解放令ハ民法施行法ノ明文ヲ以テ廢セラレ而シテ警察令ノ現ニ公娼制度ヲ明認スルモノアルニ於テハ此點ニ於テ娼妓契約ヲ無効トスル理由ヲ發見シ能ハザルナリ。

娼妓契約無効ノ論據ヲ人身ノ自由ヲ拘束スルニ在リトスル者アリ。此説タル娼妓ヲ以テ全ク古代ノ奴隸若クハ數十年前ノ娼妓ト同視スルノ誤解ニ出デズンバ、娼妓契約ノ直接履行ヲ爲シ得ベキモノトスルノ誤解ニ出ヅ。奴隸ハ一切ノ人格ナキ動物ナリ、其奴隸ト爲ルヤ自己ノ承諾アルニアラザルナリ、契約ヲ締結スルノ能力ナク權利ヲ有シ義務ヲ負フノ能力ナカリシナリ、今日ノ娼妓ハ則チ否ラズ、權利ノ主體トシテ自己自由ノ意思ヲ以テ娼妓契約ヲ締結スルノ能力アリ又義務ヲ負フノ能力アリ、法令ノ娼妓營業ヲ公許スルモノアルニ關ハラズ之レヲ奴隸ト同視シ其營業ヲ爲スコト能ハザルモノトセンカ却ツテ其自由ノ意思ヲ拘束スルモノトナラン。其營業ハ寧ロ娼妓ノ權利タリ、法令ノ許ス限リニ於テ任意ニ己レノ幾分ノ自由ヲ拘束スルハ獨リ之ヲ娼妓契約ニ限ルベキニ非ズ、一般ノ雇傭契約ハ勿論精神的勞力ヲ目的トスル學者、藝術家ノ述作ヲ約スル如キ皆其自由ヲ拘束セザルモノアルナシ。然レドモ其直接履行ヲ強制スルコト能ハザルハ已ニ上述スル所ノ如シ、唯ダ娼妓ニ在ツテハ古來ノ弊習未ダ脱セザルモノアリ、其弊害モ亦少カラザルモノアルベシト雖モ是レ警察ノ任務ナリ、實際上警察ノ任務其全キヲ得ザルモ之ガ爲ニ娼妓契約自身ヲ以テ法律上無効ナリトスルハ其理非論ヲ待タザルベシ。

法律上娼妓契約ヲ有効ナリトスル効果ハ娼妓ヲシテ其營業ノ履行ヲ強制セシムルニアラズシテ廢業ト同時ニ民

娼妓契約ノ效力ヲ論ジテ娼妓保護ノ方法ニ及ブ

事。上。違。約。ノ。責。任。ヲ。負。ハ。シ。ム。ル。ノ。一。事。ナ。リ、而シテ其責任ノ輕重大小ハ各娼妓契約ノ條項及其解釋如何ニ關スルコト論ヲ待タズ、予ハ未ダ實際上其契約書ナルモノヲ見ルコト能ハズト雖モ予ハ之ヲ左ノ三種ニ區別スルコトヲ得ベキモノト信ゼリ。第一ハ樓主ヨリ一定ノ金額ヲ借入レ娼妓營業ヲ爲シ之ヲ廢業スルトキハ前借金ノ一時返濟ヲ契約スルモノトス、此場合ニ於テハ娼妓ハ營業ヲ爲スト金錢ヲ返濟スルト二個ノ債務ニ付キ之ヲ撰擇スルノ權利アリ、金錢返濟ノ意思表示ハ娼妓營業ノ義務ヲ免カレシムルニ充分ナラン。第二ハ娼妓ニシテ已ニ撰擇權ヲ行ヒ且娼妓營業ヲ爲サントノ意思表示ヲ爲シタルトキハ樓主ノ承諾ナキ以上ハ絶對的ニ娼妓營業ノ義務ヲ生ズベシ。第三ハ金錢ノ授受ト同時ニ辨濟ノ義務ニ換フルニ娼妓營業ノ義務ヲ以テスルモノニシテ其効果ハ結局第二ノ場合ト同一ナルニ至ラン。而シテ右第一ノ場合ハ其責任單ニ前借金ニ止ルヲ以テ茲ニ喋々ノ辯ヲ用ヒズト雖モ其他ノ場合即チ娼妓ガ絶對的ニ娼妓營業ノ義務ヲ負擔シ而シテ之ヲ履行セザル場合ニ於テハ法律ノ制裁ハ前借金ノミニ止マラザルモノアリ、民法及民事訴訟法ノ規定ハ債務者ガ契約ノ本旨ニ從ヒ其履行ヲ爲シタルト同一ナル金額ノ賠償ヲ娼妓ニ命ズルモノナルヲ以テ娼妓ヲシテ巨大ノ責任ヲ負ハシムルニ至リ遂ニ終生此不幸ヲ脱スルコト能ハザルモノアルニ至ルベシ。娼妓即チ此一種ノ賤業ヲ廢セントスル者ニ對シ此法律上ノ嚴格ナル責任ヲ寬和スルノ方法ヲ設クルモ亦娼妓保護ノ方法ニ屬ス。

娼妓保護方法甚ダ數多ナリト雖モ單ニ今日ノ取締規則ヲ改正シテ其目的ヲ達スベキ二三ノ要旨ヲ略述セン。

第一、未丁年者ハ勿論丁年ノ娼妓モ亦其婦女タル天資及ビ教育ノ程度就中遠ク郷里ヲ離レテ樓主以外頼ムベキ者

ナキノ情況ニ照シテ深ク其人身ノ保護ニ注意セザルベカラズ殊ニ數百千ノ娼妓ヲ一定ノ廓内ニ集合セシムル場合ノ如キ其營業ノ性質上略取誘拐ノ恐アルコト固ヨリ論ヲ待タズ、故ニ廢業セントスル娼妓ハ之ヲ父母兄弟等身元引受人ニ引渡シ猥リニ之ヲ局外者ニ交付スベカラズ、單ニ本人ノ承諾アルノ一事ヲ以テ之ヲ一ゴロツキニ交付シ又ハ之ト同道スルコトヲ得ベキモノトセバ警察ガ人身保護ノ責任ハ則チ茲ニ空シカルベシ、唯ダ廢業後久シク引取人ナキ場合ニ於テハ警察ハ之ヲ本籍地ニ送付シ又ハ信任スベキ有志者ニ引渡ス等相當ノ保護ヲ與ヘザルベカラズ。論者往々説ヲ爲シテ曰ク、娼妓モ人類ナリ、之レガ引渡シヲ爲スガ如キハ婦女ヲ物品視スルノ傾向ヲ免レズト。然レドモ人類モ亦重量アリ、容積アリ、權利ノ主體タルヲ得ルト同時ニ又或ハ行爲ノ物體タリ手段タルコトヲ得ザルニアラズ。略取誘拐罪ハ父母ノ監督ヨリ人類ヲ奪取スルモノニアラズヤ。甲者ガ乙者ヲ抱キ上ゲ之ヲ丙者ニ擲付ケ丙者ヲ負傷セシムルハ人類ヲ以テ瓦石トスルニアラズヤ。人類ヲ物品視スルモノアルヲ防ガンガ爲メニ引渡シノ方法ヲ必要トス。假リニ引渡ハ人類ヲ物品視スルモノトスルモ不法ニ之ヲ物品視スルモノヲ防制スル行政ノ手段トシテ之ヲ行フ毫モ其不可ナルモノアルヲ見ズ。故ニ娼妓ノ漫リニ廓外ニ出ヅル者及ビ之ト同行ヲ促スモノヲ罪スルモ亦婦女保護ノ方法ナリ。唯ダ從來ノ弊習寧ロ樓主ノ利益ニ於テ娼妓營業ノ強制ニ之ヲ濫用セルノ觀ナキニアラズ。婦女保護ノ本旨ヲ忘却セルノ甚シキモノト云フベシ。

第二、娼妓ノ自由廢業ハ違約ノ結果トシテ民事上娼妓ヲシテ重大ナル責任ヲ負ハシムルニ至ル。故ニ此點ニ付テモ亦其方法ヲ設ケ殊ニ廢業後ニ於ケル生計如何ヲモ考察スベキハ娼妓保護ノ要點ナリ。父母兄弟等引取人アル

ヲ待ツテ其引渡ヲ爲スハ引渡人ト樓主トノ間多少ノ讓歩ヲ爲スノ猶豫ヲ與フルノミナラズ父母兄弟等ヲシテ娼婦ガ將來ノ生計方針ヲモ考慮セシムルノ効ナキニアラズ又現今ノ如キ取締加印ノ制度ハ毫モ其必要ナキノミナラズ却ツテ娼妓保護ノ精神ニ反スルノ弊ナキニアラズ。然レドモ取締ノ加印アル廢業ハ疾病其他廢業ノ至當ナル理由アリテ規則上樓主モ之ヲ承諾シタルモノトスレバ此加印ハ娼妓ヲシテ民事上ノ責任一切ヲ脱却セシムルモノナルベシ。而シテ取締ニシテ之ニ加印スルコトヲ拒ミ其理由ヲ付シテ之ヲ警察官署ニ提出セシメ其理由アルモノハ警察官署ハ娼妓ニ對シ直チニ其營業ノ許可ヲ取消スベシ。斯ノ如クスルトキハ取締ノ加印アル場合ノ如ク民事上一切ノ責任ヲ脱却スルコト能ハザルモ娼妓ノ責任ヲシテ單ニ前借金ノ範圍ニ止マラシムルコトヲ得ベシ。何トナレバ娼妓ハ自己ノ過失ニアラズシテ其樓主ト約セル契約ヲ履行スルコト能ハザルニ至レルモノニシテ裁判所ハ契約ノ本旨ヲ履行セルト同一ナル金額ノ損害賠償ヲ命ズルコト能ハザルベケレバナリ。是レ亦娼婦保護ノ一端ナラン。

第三、樓主ハ引取人ノ定マルマデ相當ノ日時間廢業スベキ娼妓ニ必要ナル衣食住ヲ給與セザルベカラズ。警察令ハ敢テ娼妓ニ民法上ノ請求權ヲ附與スルコト能ハズト雖モ罰則又ハ營業停止等行政上ノ制裁ヲ以テ之ヲ履行セシムルニ充分ナラン。

第四、娼妓ガ廢業ノ意思表示ヲシタルトキハ即時ニ營業ニ從事セシムベカラズ。之ヲ犯スノ樓主ハ宜シク之ヲ嚴罰スルコトヲ要スレドモ引取人アルヲ待ツテ始メテ娼妓營業ノ許可ヲ取消スコトヲ要ス。何トナレバ娼妓營

業ハ娼妓ノ權利ナレバ未ダ引取人ナキニ之ヲ取消スハ却ツテ其不便トスル所ナルノミナラズ娼妓保護ニ關スル取締規則ハ其娼妓營業者ニ對シテノミ其効力ヲ有スルガ故ニ一片ノ廢業届ヲ以テ即時ニ之ヲ普通一般ノ婦女ニ歸シタルモノトスルニ於テハ娼妓保護ノ目的ハ到底之ヲ達スルコト能ハザルニ至レバナリ。

娼婦保護ノ道其他尙ホ論ズベキモノ數多アリト雖モ今日ノ急務ハ先ヅ現行規則ヲ改正シテ一日モ速ニ警察ノ秩序ヲ回復スルニ在リ。願クハ一人ノ義侠心ヲ國家ノ制度ニ認メシメヨ。非常危險ノ方法ニ代フルニ通常平穩ナル手段ヲ以テセシメヨ。一人ノ娼妓ニ對スル慈善ヲシテ萬人ニ及バシメヨ。然レドモ警察ノ力不能ニシテ娼妓保護ノ精神ヲ全ウスルコト能ハズンバ其ノ警察權ハ依然之ヲ私人ノ力ニ一任スルノ已ムヲ得ザルニ至ラン。紛擾又紛擾、無賴漢ノ横行亦益々甚シキヲ加ヘンノミ。(明治三十三年 法學新報所載)

屋號專用權ノ經濟的觀察

屋號專用權ニ關スル法制ヲ確定シ此權利ヲ保護セントノ企テハ嘗テ新聞紙上ノ記事ニモ顯ハレ商業會議所ハ其筋ノ諮問ニ應ジテ其制度ノ利害得失ヲ開陳シタルコトモアリトカ聞ケリ、其後此問題ハ如何ニ成リ行キケン、絶エテ世評ニ上ルコトモナカリシガ數月前余モ亦會員ノ一人タル法學協會ニ於テ一個ノ新論問題トナリシガ、余ハ多忙ノ爲メ遂ニ之ニ出席シテ卑見ヲ陳シ併セテ高論ヲ聞クコトヲ得ザリシハ余モ仍ホ殘念ナル次第ナリシヲ忘レザレドモ其爭點ハ全ク法律上ニ於ケル權利ノ有無ニ關スル爭ニテ立法上ノ考察ニ涉ルコト甚ダ少ナカラザリシコトヲ覺知セリ、然ルニ屋號專用權ノ保護ノ制度ハ立法上須臾モ經濟的ノ觀察ヲ離ル、コト能ハズ法律經濟二者ノ交渉中其ノ最モ密接ナルモノ、一部タルヲ以テ余ハ茲ニ之レガ經濟的觀察ヲ下サント欲スルナリ。

屋號專用法ヲ制定シテ其權利ヲ保護スルノ必要ヲ主唱スル論者ハ屋號專用權ヲ以テ殆ド專賣特許權及版權等ト同視シ屋號專用權モ亦同様ノ法律制度ヲ以テ支配スベキモノトスレドモ是レ外形的法理ヲ根據トシ自分極メノ手細工ヲ以テ屋號專用法ノ制度ヲ空中ニ建造セントスルノ偏見ナリ、立法的觀察ヲ以テ汎ク經濟上ノ關係ヲ考查シタルモノニアラズ、抑モ經濟上ニ於テハ富ヲ分ツテ各人的及ビ社會的ノ二種ニ區分シ共ニ之ヲ一ノ富トスレドモ此二種ノ富ハ法律上ノ結果ニ重大ノ差異ヲ發生シ專賣權及版權ノ法理ト屋號專用權ノ法理トノ區別モ亦茲ニ存ス

蓋シ屋號專用トハ所謂商家ノ得意ヲ繼續スルノ義ニシテ、專賣特許トハ己レノ發明ノ模擬ヲ禁止スルノ義ナレバ二者共ニ經濟上交換的價格ヲ有シ法律上一ノ權利ヲ構成シ得ベシ、故ニ皮相ノ見ヲ以テスレバ專賣特許權（并ニ版權）ハ需用者ノ富ヲ減ジ、社會一般ノ利益ヲ狹隘ナラシムルニ似タレドモ專賣特許ノ制度ハ遠大ニシテ且ツ交換的價格ヲ有セザル社會一般ノ利益ヲ増進スルモノニシテ此制度ニ依リ一私人ノ利益ヲ專有セシムルハ單ニ偶然ノ結果ニ過ギザルベシ、之ニ反シテ屋號專用權ハ需用者ニ多少ノ利益ヲ與ヘ社會一般ヲ利スルノ點ナキニアラザルモ其主トスル所ハ只一私人ノ富源タルニ過ギズシテ遠大ナル社會ノ利益ヲ増進スルニ足ルベキモノニアラズ。由是觀之、一ハ社會ノ富源タルモ、一ハ私人ノ富源タルニ過ギズ、是レ英米ノ法律ガ公ケノ制度ニ依リ專賣特許權ヲ附與スベキ發明ハ必ズ社會ノ利益タルベキモノヲ限り且ツ其權利ニ年限ヲ設ケテ他日社會一般ヲシテ此利益ヲ實用セシムルモ屋號專用權ニ至ツテハ、全ク普通法ニ一任シ、一般民法ノ原理ヲ以テ之ヲ保護スルニ至ル所以ナリ、然ルニ今ニ屋號專用ノ一制度ヲ創設シ、社會ノ利益タルベキモノト否トヲ問ハズ、又タ年限ノ制限ヲ設ケズ、而シテ其私人ノ權利ヲ保護スルニ至リ專賣特許ノ制度ニ倣ハントスルハ、能ク經濟的ノ觀察ヲ盡シタルモノト云フベキ乎、余ハ其無頓着ニ驚クト同時ニ經濟的ノ思想ナキ立法事業ノ恐ルベキヲ感ゼザルヲ得ズ。

屋號專用權ノ制度ト專賣特許ノ制度トハ經濟的理論ノ差異ヨリ從ツテ法律上ノ權利ニ重大ノ差異ヲ生ズル結果ハ仍ホ右ニ論述シタルモノ、ミニ止マラズ、法理上甚ダ數多ノ問題ヲ喚起スベキモノナレドモ繁冗ニ涉ルノ恐アルヲ以テ、今之ヲ略スペシト雖モ、余ガ經濟上ニ於ケル理論ノ根據トスル所ハ則チ斯ノ如シ、然レドモ經濟諸學

派ノ間或ハ多少ノ異論アラン、余ハ此問題ニ關シテハ特ニ經濟家ノ高論ヲ聞キ以テ法律上ニ之ヲ利用センコトヲ欲スルコト甚ダ切ナリ。(明治二十二年四月 法理精華所載)

大隈首相と現代法學

我の理想を主張し、我の理想に合する者を迎へ、我の理想に反する者を撃ち、我より大なる理想を有する者に服すると云ふのが終始一貫予が此世に處するの道也。予が幾多の著述言論之に據る。法廷に於ける辯論と雖も必ず茲に出で、嘗て個人の攻撃に及ぶことなきは予の斷言し得る所なり。爆彈事件の辯論に對する大隈侯の批評が却て人身攻撃に涉るものもあるも、之が爲めに予の名譽を左右するに足らざるのみならず、予の理想と何等の交渉あるなし。蚊虻の前を過ぐるの感ある耳。其公開されたる辯論を新聞紙上に掲載するを禁じたるは偶々以て我帝國の未だ法治國の實を成さず、依然たる専制治國の下に言論の自由なきを明證し、國民覺醒の端を啓く者、大隈首相にあらずんば此極端なる果斷を敢てし得るものにあらず。然れども其處分たる常識を没却するの甚しき遂に置々たる世論を惹起し、大隈内閣の失政を叫ばしむるに至る者、民心を得るの道にあらざるなり。然れども内閣も亦各部の管掌あり、首相は之を統ぶるのみ。侯をして茲に至らしめたるもの果して誰ぞ。獨逸の俚諺に云ふ「愚者は己を稱揚せしむるが爲に常に大なる愚者を伴ふ」と。大隈首相は當世第一流の人物たり、他の閣僚と雲泥相隔つ。正に此の俚諺を逆にせざるべからずして尙ほ此の事あり。而して予は予の理想として其罪を幼稚なる現代法學の通弊に歸す。

單簡通俗に法學進歩の經路を尋ねれば、第一は社會を以て器械的組織體と解し、法律を以て爲政者の任意の意思に過ぎずとなし、法律の形式章句を追うて其精神を度外視する者にして、所謂法律萬能主義の學說也。第二社會を以て有機的組織體と解し、法律を以て自然の成長物とする者にして、所謂法律の歴史學派也。第三は社會を以て心理的組織體と解し、法律を以て動物心意の發露とする者、意思主義の學說也。第四は社會を以て倫理的組織體と解し、法律を以て靈の創始的向上發展の條件とする者、所謂人間本位の哲學を基礎としたる新唯心論也。是れ今日歐米を風靡する法學主義にして、併せて政治經濟文學美術の根本觀念を成す所の進取的活動的積極的思想たり。此法學主義の前にはイエリಂಗは何等の理想なき俗惡學者となり、ウインドシャイドも三百代言と判定せらるゝに至れり。然るに我現代の法學は尙ほ第一の器械的組織論に屬し、法律家に何等日新進取の理想なく、法律の章句文字の間に没頭して法律の淵源たる倫理精神を度外視し、堅白異同の辯を弄するを以て能事となす。現に『理窟は如何様にも付く』と云ふが彼等仲間格言にあらすや。小理窟の上に小理窟を捏ね廻し、常識を逸すれば逸する程之を頭腦明晰の手腕家と稱揚す。現代の法律家が平地に風波を捲起し、此手腕を示して功名を競はんとするの傾向あるは素より當然なるべく、現代政治家が此手腕を借りて攻撃防禦の用に供せんとするも亦自然の勢也。近來帝國議會の論壇に於ける爭議が頗る三百的色彩を帯び來れるは、已に識者の看取する所ならん。其往々にして亂暴狼籍の舉動に出づるものあるは、一般國民の熱烈なる常識の心火が冷酷なる形式的小理窟と相觸るゝの爆發耳。

我現代法律界に於ける官僚一味の章句の學が社會の各方面に於ける通弊たるは、依つて以て之を推知し得べし。現内閣の首班たる大隈侯は高く高遠の理想を標榜し章句の學者と相容れず。侯は寧ろ三百的小理窟に暗き者、而も侯と他の閣臣とは或は主従の關係をなすの觀あり。予は嘗て斯の如き内閣組織は政務の統一を來すの良計ならんかと思惟せり。而かも新聞の發賣禁止は端なく侯をして世論の難する所とならしむるに至る。予は侯の眞意にあらざるを信ずる也。蓋し内閣組織にして已に主従の關係を成すとせん歟。從者たる者所謂頭腦明晰の手腕を發揮し、其主の意を迎ふるの事なくんば無能の譏を免れず。敢て現内閣と謂はず、由來幾多の内閣、數へ來れば多くは是れ現代法律學者の小理窟に中毒し民間の常識論と衝突するの結果遂に復た起たざるに至るもの、政治家の宜しく鑒むべき所也。

文字由來縛_二眞如_一章句の學者をして政治の實務に當らしむ、得失自ら歴然たるべし。目下の事件も亦或は此理の外に出でざるものあるにあらざる歟。何を以て之を言ふ。曰く内務當局が予の辯論を以て治安を妨害するものと爲せるの一事、之を證し得て餘りあり。借問す、内務當局にして能く予の辯論を解するの識見あるもの果して誰ぞ。如何なる點が如何なる理由に依りて果して治安を害したる歟。内務當局は之に答へざる歟、答へ能はざる歟。之れに答へずと云はゞ章句の學究のみ。之れに答ふる能はずと云はゞ予の理想を解し得ざる者のみ。

由是觀之、法律を以て充されたる内務當局の智識は、仍ほ器械的組織說の程度に在るものと云ふべく、而して予の辯論は倫理的組織說に據るもの、一は專制的にして一は立憲的なり。内務當局は予の辯論を以て治安を害す

るものとし、予は予の辯論を以て高尚なる理想を發露せるものとなす。新舊兩般の思想、專制立憲二主義の衝突也。而も大隈侯の理想は前者に在りて後者にあらざるは天下の知る所、侯が言論の尊重を公表せるの一事、亦能く之を窺ひ知るべし。現に侯は已に國民新聞紙上の言を取消したり、既往に遡つて取消の効果を生ぜん。而も發賣を禁止したる新聞は已に之を如何ともすべからず。侯を誤るものは現代法學也。主從内閣にして尙ほ且つ此弊に中毒す。將來内閣を組織する者深く思を茲に致さざるべからず、身世を繭絡し、江湖を蹄窪し、章句の間に局促し、頑襦枯鱗自ら居る者、焉ぞ能く治世の要道を解し得んや。(大正五年七月 日本辯護士協會錄事所載)

法律と美術

大阪毎日新聞は青年の男女相戀の情態を描きたる繪畫を其廣告欄内に掲載し風俗を害するものと判決せられたるに對し冷灰は左の上告理由を提出せり、其骨子とする所の美術の觀念美術と文學との差異美術と道德との關係美術の題と道德との關係はベルグソンを師とせる佛人ゴーチエーの美術論に據るものにして昨秋の新聞に係る、冷灰は文展を一覽するの用に供せんが爲めに之を取寄せたるものなるが今や端なく之に由つて我大審院諸公の美術觀を窺ふの好機を得たるを欣す。

第一點 美術は美の實現にして吾人の快感を物體化する所以の道なり、美術と文學とが各々其根本觀念を異にし如何なる文章詩歌も斷じて美術の範圍を侵し得べからざるは古今の定論たり、本件上告に係る大阪毎日紙上の繪畫が果して風俗を害するものなるや否は繪畫自體に對し美術的見地の下に之を判斷せざるべからず、原判決が縦し名文妙筆千萬言其理由を説示するも判決は文學なり美感は事實にあらず、之を原審の事實認定權内に屬するものと云ふべからず、本件の判斷を受くべき事實は繪畫自體のみ、是れ上告人が此確定の事實に對し此美術的觀念に向て我最高法院の判決を仰がんとする所以なり、惟ふに本件繪畫は才子佳人兩性縷縷の深情密態を寫すもの人性美の極致たり、其技に於ても大に見るべきものあり、其高尚優美の情趣は粗野陋劣の蠻風を超越す、天下の男兒たり女子たる者悉く能く之に倣ひ得ば世道人心に補益する所少からざるべし而も尙之を批難

せんとするもの或は自ら此種の才子佳人たらんと欲して而して自ら此境に入ること能はず徒に他を嫉視するの致す所たらざるなきを得んや、蓋し美術と道德との關係は所謂美術上の美と所謂道德上の善と二者相索引融合して人をして其感動を同化せしむるにあり、此繪畫にして已に其美術的美を認め得ること斯の如くなる以上は道德的善も亦之に伴はん、原審が此二者の關係を無視し却て風俗を害するものとせられたるは上告人の服する能はざる所なり。

第二點 文學上及道德上美術上の關係は已に前述する所なるを以て畫題と美術的美と全然沒交渉たることも自ら明白なり、畫題は醜なるも尙美感を與ふるものあり、畫題は美なるも却て醜感を與ふるものあり、其道德に及ぼす影響も亦然らざるを得ず、原判決理由中に「男女相密着して倚立し互に手を握り將に接吻せんとするもの如き光景を描出せる挿畫を掲載したるものにして石は風俗を害するものなり」とあるも、第一之を以て畫題を判示したるものとすれば畫題を以て直ちに美術自身を判断せるの不法あるべく、第二之を以て繪畫の意義を説示せられたるものとすれば文學と美術とを混同せる不法あるべく如何に判決の文字は其醜を極むるも繪畫自身的美を奪ふ能はず、第三原判決は其後段法條を示すに當り「判示挿畫の風俗を害する者たることは其自體に徴して明なるを以て云々」と説示せらるゝも前後の理由に抵觸あるのみならず假りに數歩を譲り本件挿畫は敢て美を以て之を見ること能はずとするも一見彼の坊間に密賣する肉體畫と其趣を異にするを以て之を以て風俗を害するものとせられたるは不法なり。(大正三年一月 日本辯護士協會録事所載)

中央大學の去來今

今日此二十年の紀念式を仕ますのを見るといふと、私が演説をするといふことになつて居りますが、それは別に演説するといふ風はドンナ風であるか解らぬが、さういふことを遣る積りでない。何の考へも無いので自分の思出したこと「中央大學の去來今」の有様を申述べようと思つたのであります、最早段々時間も迫つて居りましてあいて居らないのでありますから、さう長いことは出來ないのであります、殊に中央大學の今迄二十年間といふものは短いやうであります、此世の中に仕遂げた仕事といふものは随分多いのであります、是は恐くは他の諸學校も及びますまい、日本の政府も及びぬであらうといふのは彼の法典延期のことであり、此時は或は英吉利派と佛蘭西派との喧嘩のやうに思つた人がありましたが決してさうでない、一方は歴史派であつて、一方は理論派である、此二派があつたのである、最初は別に争も無かつたが漸く法權が勃興して來てから日本の歴史的法制は役に立たない、日本の法典は遠からず作らなければならぬといふことを誰が謂つたかと云ふと其時の政府と他の學校は官立學校は無論の話で外の私立の學校のみならず、私立學校出のものは、それを破壊しようというて、政府の方でも大分運動を爲し私立學校の方でも大分運動に掛つた、併し其延期の中心となつたのは誰でありますか微々たる此法學院が其當時の主動者であつたのであります、一つの私立學校でありながら天下

の人の心を集めて終に其儘舊法典を打ち壊して、それで今日の法典に至つたものであります、それはどうしても、法制史の上に忘るべからざるものであります、唯政府の方から謂ひますと今日と違ひまして種々熱心に遣つたのであります、金錢の爲めでもない、一個人の爲めでもない、唯天下の爲めにしなければならぬというて掛られたのであります、先刻祝辭を述べられた穂積陳重君の弟の八束君の如きは今日の有様とは違つて給祿を辭しても……勿論先きから言はれない内に此方が擲げ出すといふやうの決心を有つたのであります、それから其當時は又種々様々面白い話があるのであります、政府は一般に運動を遣つて居りまして、個人として山田伯爵（司法大臣）は最も運動を勤められたのであります、是は理論の爲めに努められたので政府の爲めでないのである、さうして是が非常に努められた、或日のこと、其當時の司法次官であつた白根專一といふ人は國民協會といふものを起して一方には大政治家の首領であつて堂々たる其白根次官は大勢力があつたのであります、次官は自分で何百人といふ郎黨を率ゐて居つた、之が山田伯爵の連れであつたといふことを記憶しなければならぬ此國民協會といふものは政治上の團體であつたのである、各所に關係してそれを利用してしようと思つた其時に今日此席に居らるゝ元田肇君も居りました、丁度其時には病氣で寝て居られて動くことが出来なかつた、國民協會にては甚だ有名なるお方でありました、當時の手紙に斯ういふことが書いてある、國民協會は國家の正義に反する法典の斷行に對してさういふことに使はるゝならば吾々四五十名のは脱するといふことが書いてある、是に於て白根君も益なしと認めて終にそれを止めて了つたのであります、それから翌日白根さんに會つて僕も大

に一時はさう思つたが、能く見るといふと佛蘭西法律を全部其儘といふでなく多少直した所があるといふから賛成は出来ぬといふことであつた、又一方では菊地君の如きはズツト以前まだ法典の出来ざる時には司法大臣の秘書官であつて先生から御聴きになつたでありませう、山田伯にはどうか是れだけ法典は出来ましたが實行のことには這入らないといふ忠言をせられたといふことで……忠言のことに就て非常なる反動であつて、それで益々其他の者も此の時皆動かれたことは稍々見るべき所であります、それで愈々法典は延期せられ法典調査會が出来ました、其後は英吉利派と申しまする歴史派は此法學院のものであります、故に當時御關係の諸君は多く其委員に擧げられて居るから私も法典調査委員に擧げられましたが少しも出席しませぬ、タツタ一度土方君の勤めで今日は大問題があるから此日に負けては困るから出て呉れといふことで止むを得ず出席しましたことがあります、其外には出たことはありません、それで此調査會に依りてトウ／＼今日の此法典といふものが出来上りましたのであります、併しながら我が中央大學の地位から今日出来ました所の法典を見るといふと、如何なるものであるかと云ふことを研究しなければなりません、此民法の出来上るといふことに就ては私は學校にて出版する法學新報紙上に於て一條から終尾まで皆可が無いといふことを謂うて十五六條まで論評を進めたことがありますがこれに付き他から交渉が來て、止めましたことがあります、併し之に付ては詳しく申しませぬ……今日から此法典を見ると云ふと是は甚だなんだか……自分も法典調査委員になつて居り……又民法の起草委員になられた方が多くは法學院のお方であるに拘はらず今日から考へて見るといふと一種の考へが起ります、自ら作つたも

のは總て宜いかといふにさうでもない、併し時に緋いて見て誠に綺麗に見えることもある、家を造るにしても、家を拵へるに斯ういふ風にしたらば宜いだらうと思つて………扱學校なら學校が出来て見るとモ一少し廣くしたいといふやうの考へが起ります、此人間の仕事をするにしても、仕事をした時と後に其の仕事を見る時とは大變に違ふものである、是は悪口をいふでも何でもない、委員諸君の其心持で………當時の委員諸君が其心持であつたらうと思ふ、概評し來りますと餘り此今迄の法律は學者的に出來て居ないが、先程英國大使閣下からの御言葉もありましたが、日本の法律は「アン、ナチュラル」になつたのでありますと云ふ事は、誠に敬服した言葉であります、餘り學者過ぎたのではないか知らん………立法上の智識といふ事が缺けて居つた………其當時の委員といふものは或は裁判官であるとか、或は檢事であるとか、或は辯護士であるとか實際法律の實用を主として研究した所の結果今日最も必要なる所の水利權や入會權等の問題は民法には少しも無いのである、今日或入會權は唯大審院の判事に依りて維持されて居るのであります、是は今民法の何所に持つて行つても如何にも是は明でない、又刑法には水利妨害罪の規定はあるが民法の方には斯かる關係の規定がありやしない………日本臣民の生命は大審院の聰明なる判事に依つて維持さるゝのである。第二は今日の民法を見ると却つてチツト窮屈ではあるまいかと思ひます、即ち「パンデクテン」を獨逸に於て用ひて居るやうにモツト省いたものにした………委員は多分伊太利の「ポロニア」大學にでも研究されたものだらう、羅馬法は獨逸の現行法には少しも説いて無い筈である………今日は日英同盟が出来て居るのみならず日本の狀況は最も英米人とは關係の上に明瞭となつて

………其商賣は何であるかといふと、一口に言へば賣つたり買つたりの商賣である、此商賣といふものは民法に規定致してありまして最も此場合に必要である危險負擔の問題………賣らう、買はうというて其物が消滅したといふ時には誰の責任になるかといふ問題の如きは羅馬法以來の問題であります、日本の今日の民法に唯商賣といふことに就て危險といふ彼の負擔があつて羅馬法を用ひて居る今日の「マーケット」市價といふものゝ有る以上は口頭約束に移るといふことは債權者が明言して居る、白耳義、獨逸の現行法は近々學校で課するといふことでありますが間違ひないやうに丁寧に譯して貰ひたい、それから今の法典のことでありますが餘り専門家過ぎる所の人が拵へたのではあるまいかと思ひます、専門學者振らないのが宜い、それを商法にしても民法にしても刑法といふことに就ても先づどうするかといふことは研究して今日は既に確實に一定して居るのであります、餘り民法専門家が集つたものでありますからチツト方角が間違つて居りやしないか………長いことは申しませぬが先づ此民法の中にて財團法人といふものは何であるか、今日の政府は此等を解して居らぬと思ふ、尤も先日出版になりました奥田君の法學通論に依りますと、此の財團法人といふものは私法人の内に入れてある、私法人の内に入れてありますから這入る場合もあります、全體財團法人には私法人に這入るべきものと、公法人に這入るべきものとあります、それでそんなら財團法人と書いたものは何所にあるかと謂ひますと諸君は殆ど御存知でありません、さてどうして公法に屬すべきであるかといふと刑法の中には書いて無い、諸君の今日に於て授かる所の行政法の内には無い、諸君、今日形式的行政法、絶對的の行政法、財産に關する所の行政法といふことの論

が起つて居るのであります、此事を書いてあるものを見るといふと、彼の日本に来て居りますロスレルの社會行政法論は却つて明瞭に書いてあります、此社會行政法論の中には財産の解釋が大部分を占めて居ります、是杯を御一見なりますると公法的民法の中の財團といふものは如何なるものであるかといふことが書いてあります、ロスレル氏は財團といふものは公法人に外ならないといふことを書かれてある、併しながら日本の民法に於てはさう詳しく此法律が書いてない、外國の方では財團に關する所の法律があります、然るに日本では此學校が何時でも財團にしようと思へば學校は財團にすることが出来る、驚入つた話である、學校などを財團法人に願ひますると直ちになれる、或は斯ういふものを財團法人にしたいというて願ふと直ぐになれる、財團法人を公法的に研究した頭がない況んや今日は此財團法人といふものを恰も厄介物の如くに取扱うて居るのでありますからさういふことの規定がない、唯民法に財産法といふものがある、今度學校でも何でも財團にしますると税も何も掛りまするが、公法上から觀察しますると免かれ得らるゝ點も随分あらうと思ひます、して見るといふと我が中央大學の歴史上此民法といふことを此儘に之を打捨て置く時は其結果今日に於ては是より善良なるものはないといふことを認むる譯になるのでありますから吾々は益々進んで商法、民法を残らず壊さうといふのではないが、是から總ての法律を研究して更に改良を加へて實際に能く當筈まるやうにしなければならぬ、法律の行爲……行爲の能力を誤つて居りまするやうでは之はちよつと困りものであります、是より進んで改良しなければならぬ其所に於て、段々此學校に於きましても學生を教へることに於きましても、段々廣く智識を興へなければならぬ

第一に必要な法令を教へ次には法制史といふやうのものがなければならぬ、成るべく理事者に於ても尙お考へを願ひたいのであります、手形も東京市とか何とかにては諸君も御承知の通り八ヶ間敷問題でありまするが歐羅巴にては歴史の上からさうなつて居るのである、此等は人に依り所に依つて法律の解釋が違うて來るのでありますから何所の國でも適用することが出來ようと思ひます、それから、是は書生諸君に向つて重にいふことであります、此間の試験の問題には文官試験か辯護士の試験に「ベツガリヤ」の刑法論を評論せよといふこんな題がありました、一體に歴史上の批評を作らなければならぬ「ベツガリヤ」の今日の刑法と其當時の歴史と詳しく歴史上から批評すべきもので今日之は何の役にも立たないのである、先づさういふ工合であります、法制史といふものを能く見なければならぬ、面倒であります、それで今日の問題には文章の方で義務杯といふことがありますが之は英國にてはどうなつて居る、佛蘭西ではどうなつて居るか、宗教から持つて來るものもある、耶蘇も新教からと舊教からと持つて來るものがある、根元は即ちさういふやうのものがあるやうな次第で此等は一々教へらるゝそれから第二には經濟科といふものを置かなければならぬ。是は理事者が今日専門科といふものを置かれましたが固より此後にさういふ經濟の意見が必要になるであらうと思ふ。第三には外國語を覺えるといふことが必要である、之は試験に外國語が要るといふことになつて來た、此學校にては之に應じて來學期から外國語を授けるといふことになつて來て、設備が本校にてはもはや出來て居る次第であります、此學校はさういふやうの方針に向つて行かなければならぬ。今日私立學校は澤山あります、我が此中央大學の此精神といふものは何所までもある

のであります、此精神が一致和合して行かなければならぬ次第であります。それから先程文部大臣の御祝辭の中にも官立と私立の學校とは自ら違ふ、官立の學校は官のものである、それはお尤で聽かなければならぬ、私立學校の方にありますとそれは宜かない所があり、悪い所がありますと、幾らか其方針が宜からぬと云ふ場合には改正して行くといふことは少しも差支ない、併し一寸其私から申しますると書生諸君が誤つては宜かぬことを一言申します、書生諸君は彼の怠け根性を出すと試験の及第に困る文官試験、辯護士試験に於て餘り名論を出し過ぎて困るのであります、それで一寸此試験の時の御話をしようと思ひます、私が丁度暫時司法省の小役人でありました時の其以前の試験の行り方といふものは甲はどうである、乙はどうであると有の儘に書けば及第する、幾ら説があつても試験官は之を見ない、斯ういふ時には其點は無くなつて來るのである、矢張今日にしましても矢張實際試験を受ける人が成るべく試験官の拵へた書物を読み、なんでもヒョット當てなければ行かない、それは學生諸君にいふので餘り生意氣になつては宜かぬ、唯、今日豫備試験が始まりましたが此豫備試験といふものは誠に善いものであらうと思ふ、といふのは普通學を修めたものでなければならぬ、扱豫備試験といふものは文學として試験するのであります、文學は何文學を試験するのであるかと云ふと或は漢籍もありませう、和學もありませう、それから種々同じ漢籍の中にも様々に別れて居ります、けれどもどういふ方面に向つてやるか大略の範圍を定むるといふことは宜しからう、立派なる學者先生でも一方に於ては立派なる學者であつても他の學者先生は取らぬといふことで此等は試験委員の方で其範圍を定めるといふことは宜からうと考へるのであります、私

共の聽きます所に依ると殊に口頭試験の如きは今日は試験委員の心に能く當てるといふことを理事者から聞きました、併しながら之は私共の彼の獨逸邊りの口頭試験杯といふものは先づ例へば民法に於てお前は誰れの民法を讀んだかと聽くと斯ういふ民法を讀んだといふ、其讀んだ民法に就て遣るのである、民法を讀み碎いて居るや否やといふことを知るので、勉強して讀んで居るが熟して居るかといふことを聽きまして遣るのであるが日本のは鐵砲のやうに衝き當てるのであるが追々止めて來るだらう、此等は今日書生を苦しめて居るが矢張及第するにはさういふやうに行かなければならぬ、併しながら今申しましたやうに、獨逸の如きは一體何人の本に依りて、民法なり、刑法なりを讀んだかを聞く、其人の修めたといふ本が明かでなければならぬ然るに書生が著書を読んで解らぬのが幾らもあります、是は書生諸君を苦しめるのであります、併し近々此等が進歩しまするといふと、お前は何人の本を讀んだか位に斯ういふやうになさるだらうと思ふ、一方に於ては學校で將來といふものは左様の方針に向つて行くだらうと思ひます、聊か學校の「去來今」に就きまして卑見を述べました次第であります。
(明治三十八年 法學新報所載)

人情界

(一)

永田町の桃井邸とし云へば誰知らぬものなき高大壯觀の建物なり、朝曦夕暎を送迎して高く青空に聳えたり。主人桃井伯は一時交際社會の王と呼ばれ人々の尊崇をも受けたる人なりしが、近頃は邸内寂寥として車馬の音だに打絶えたり、今しも伯は書齋の内に坐を占めておもはずも長大息せり、右の手は火箸の上におき左の手は懷にをさめ頭を俯して深く思に沈みたる有様なり、知らず如何なる困難の伯の身の上にあつまり來りしかを。

伯は已に四十路の坂を越えたり、夫人は伯が三十四五の時に一人姫を残して世を逝れり、伯が桃井家の主人となりし時は僅に二十五才にして當初は頗る謹直の聞えありしが、西洋華族の風一たび我日本の上流社會に入るや、伯も其流行に逐はれて一大放蕩家とは成り下れり、伯の財産は四五十萬の多きに及びしも、競馬にはまり舞踏に流れ日々遊宴を事として財産の過半は之が爲めに蕩盡し去りぬ、上之を好めば下之より甚しきあり、伯の家令は伯の放蕩を幸として伯の財産をかきまはし、法律に觸れざる分に盗み出して遊蕩の資となし事のあらはれざる前に逃亡し去りぬ、伯は怒りたり、怒りて警察の手にかけしも金は已に使ひ盡したる後なれば金の戻らんよしなく遂に泣寝入りとはなりぬ、伯の失望は自から伯の本心を喚起して前非を悔しむるに至りしころは伯の財産は皆無

とはなりをれり、伯は驚けり、驚いて之が恢復を知己朋友に謀りしも知己朋友は金の相談には最早知己朋友にはあらず、伯は敬して遠ざけられたり、一時榮華をきはめしころは熱心に親切にかしづきたるもの共も今は早秋風そよぐ桃の井に立寄りんとするものもなかりき、坐して食へば山をもつぶすべし、伯は昔にかはらぬ豪奢を極め四ヶ年が程は空しく世を送れり、今や其結果は循り來りて伯の心腸を惱ませり、伯が交際社會に雄飛しつゝありし頃は金錢の價値をも知らざりしが、今や毛厘の錢能く伯の記憶に入り金力のおそろしきを悟れり、伯の財産は嘗て伯をして貴顯貴嬢の尊崇を受けしめたり、財産已に盡きて門前復た人跡なく只高利貸の玄關に呼ぶあるのみ、伯が凋零の身の上となりしは人々の知る所なりしが、今伯の身の上にかゝれる困難は伯と高利貸の外は之を知るものなかるべし、伯は此困難を如何にして防ぐべきか其方法に思ひ悩みつゝありしが、忽ち書齋の襖をおし開き入り來るものあり、名刺を伯の前にさしおきて

「只今此御人が御出になりました御面會を致したいと申しますが」と丁寧にのぶるものは家令の瀧山權平なり、伯は家令の聲に始めて心づき、

「ナニ、代言人高島秀隆、ウム」

家令の顔を見て「應接へ」

家令は心得て出で去れり、伯の愁眉は之が爲めに開きたるにあらず却つて心配の相を現出せり、伯は氣おもげに立あがり、しほ／＼と書齋を出でされり。

應接の間には代言人高島秀隆と桃井伯の初對面の禮讓もすみて一二の世間話と爲りしが、高島は話のつひでを測りて「甚だ失禮な御尋ではござりますが、此御屋敷は遠からず御譲り渡しになるやうな話でござりますが、若し其おぼしめしなら私が買手になりたうございますが」

伯は此言葉を聞き如何なる感想にうたれけん氣色をかへて、「イヤ、さう云ふ事はないはず、そんな馬鹿なことが……」と云ひたりしも其言葉の口ぎれわるかりしかば、高島は其意を消極にとり、

「ナニモ、おかくしだてには及びません、實は御屋敷の家令さんから内々承つたわけで、萬一他に譲り渡しになつては私の亡父に對して濟みませんで」

伯は此言葉に不審を惹起せり、此屋敷を他人に渡したとて高島に如何なる關係かある、伯は愈々疑惑せり、然れども伯が高島を或る貸主のまはしものと思ひしは全く伯の邪推なりしが如し、伯は少しく心を打あけたる有様にて、「イヤナニ、高島さん私がわるかつた、實は貴君を少し疑ふ所があつたのでつひ失敬な挨拶をしたやうなわけで私の今の境遇にしては疑ふのも無理ではありません、併し此屋敷を賣るにしても別に貴君の不名譽になる譯はないはずだが」

高島は頭をあげて伯の顔を眺めつゝ「御存じでもござりませうが此御屋敷はもと私の亡父が當家へ賣り渡したもので實は其節買戻契約までござりますので他人の手に渡りましては如何にも……」

伯は驚きたり、實にさもあるべし、此屋敷は一年前に抵當になりて其期限も已に迫りたれば到底此買戻契約を

履行すること能はざるを恐れられたればなり、高島は早くも其色を見て「幸ひ私も契約面丈の金額は出來ましたので早速御相談にありました譯で……」

伯は愈々當惑せり、當惑の餘り思ひきつて云ひ出しけるやう「成る程そんな契約があつたかも知れんが實は抵當やら又賣渡し契約やらに……」「其はとくに承知してをります御家令の瀧山氏に承りました、併しそんなことは決して御心配には及びません、裁判粹誌にもあることで貴君さへ御承諾なれば」

伯は少しく安心せり、當時代言人中社會に實直と能辯とを以て知られた高島の言葉に安心せり、伯は素より當時の法律には審かならざりしも高島の一言は能く伯をして信を置かしめ、買戻契約は如何なる効力を有するか伯の夢想にもなき所なりしが、伯は高島の一言を聞き買戻契約の性質までも了解したるもの、如く見えたり、伯はやがて高島に向ひて「實は此屋敷を相當の代價に賣つて債主に對する一萬圓を濟まし外三四千もあれば充分だが一體買戻契約の金額は……」「ハイ、一萬六千圓でございます」「ソレハ頂上、委細の事は瀧山に相談してください、併し今もいつた通り抵當やら又賣渡名義の抵當になつてをる上に若も債主どもが此賣買を聞込むと、あれにとられこれにとられ切角賣つた金額が一文も手に残らんやうではこまるから其邊は極内々に、だが高島さん此件は可成速に運びたいが登記の方が面倒ではあるまいか、此前私が田舎の田地を賣つたときも登記所へ自身出頭ときて三十餘通の書面をかゝせられたにやこまつたから」

高島は微笑せり。

「其方は私が萬々うけあひます、どうせ地券のかきかへもせなくてはなりませんから瀧山氏とも相談致しておきませう、どうも法律面は色々な面倒なことが多くてこまります」

「さういや、先度瀧山が裁判所で茶番狂言の馬鹿を演じて來たと云つたがそんなことがあるものかね……」

高島は増々笑を催し訝かしげに伯に向ひて、「茶番狂言の馬鹿とは何事でございます」

「貴君にさへわからぬなら私にわからなかつたのも無理はない、先度地券書換を忘れたとき裁判所へ召喚され裁判所の門口を狐にばかされたやうに入つたり出たりさせられて其度毎に罰金の刑に處斷せられたさうだ……新發明の繼續判とか云ふもので」

高島は茲に至りて思はずも吹き出せり。

今迄愁の爲めに顰みたる伯の眉も漸く展び來りて顔色自から陽和の氣を帯び四方山の話に時ぞ移しける、伯が笑ひ興じたるは久々の事にして日々に債主の督促のみ聞きわたる耳には高島の世間話は最もおもしろく最も喜ばしく聞えたり、代言人とし云へばおそろしきものゝやうに思ひたる伯の心中には、早や全く反對の思想こそ起りたれ、伯は實に高島の氣韻に服したり、應對の間愛すべく敬すべき態度あるに感じたり、伯は今まで談話に氣をとられ高島の容姿に心づかさりしが、伯が嘗て交際社會に於て鍛へたる慧眼は漸く高島の人品を檢じ始めたり。高島は日も已に暮近くなりたれば暇を告げんと立上りしが、伯は高島の人となりを愛せり、高島との談話を最もおもしろく感じたり、一分時間も其談話の長からんことを希へり、高島を歸すこと伯が欲せざる所なれば強て晚

餐を共にせんと輿座敷にとまひて高島を饗應せり、嘗て貴顯貴女の賞賛を博したる風韻は此日も伯の應對の間にはあらはれて流石の高島も感歎の外なかりき、高島は獨り心の内にて伯をして尊榮ならしめたるも此風韻なり、伯をして凋零せしめたるも此風韻なり、伯をして此風韻なからしめば當に此極には達せざるべきにと竊に歎息をばなしたる折から、桂香天外より來りて満空忽ち仙境となり主客の談話を止めたるは、伯の令嬢が入り來りたるが爲なり、令嬢は慇懃に禮儀を爲し伯の傍によりて、「とうさま、私は今から鹿鳴館へまわりますから……」と云ひければ伯は、「イヤナニ、高島さん此は花子と申して私の一人娘ですが、何分よろしく御見知りおきを願ひます」

花子は顔をあかめて高島の顔をのぞきたり、高島も伯の言葉に花子の方を見やりて、「私は高島秀隆と申しまして武骨ものでございます、何分よろしく……」と云ひて一禮なして再び花子の顔を眺めたり、花子嬢は此時十六の春を迎へ一點の梅蕾將に春風に開かんとするの風情なり、此日は鹿鳴館の舞踏會なりければ令嬢も其招待を受け今ま出行かんとする所なり、伯は既に交際社會より退きしも伯の習養を受け令嬢は其麗艶と才藝とに因つて漸く交際社會に羽をのばさんとせり、高島は今まで幾個の美人に遇ひ又交際をもなしたることありしと雖も、未だ嘗て其色に迷ひたることなく木石同様の高島と世に稱へられし位なりしが、思はず花子嬢の容姿に見とれしは自ら其解釋に苦みたり、花子嬢の美人たることは豫て聞及びし所なるが、かくまで艶麗ならんとは思はざりしなり、花子嬢は當時流行の洋服をもて天然の美を装ひたれば月宮の嫦娥もかくやあらんと想はれたり、伯はやがて

花子嬢に向ひて、「鹿鳴館へ行くのはよいが夜と晝とまちがはぬやうにせなくてはなりません、今夜の舞踏はどんな連中で開くの」「あの須東夫人の御連中でございます」「ウム、兎に角早く歸らなくてはなりません、須東夫人へも能く譯をいつて早くかへしてもらふやうにするがよい」

此時令嬢の侍女は入り來りて「姫さま馬車の用意ができました」

花子嬢は伯に暇を告げ高島に挨拶をして此室を出で去れり、高島は後見送りて「御令嬢の御名前は豫て承はつて居りましたが、實に其名にたがはぬ御麗艶、御目にかゝつて驚き入りました」

伯は喜びたり、一人娘の事ゆゑ伯が大事にかけて育てあげたる甲斐ありて見る人聞く人賞めざるものとはなかりき、高島も今はほめての一人となり此まで人に追従したることなかりし身のいつのまにか花子嬢の容姿をほめつゝありぬ、伯は興に入りて、「イヤ、姫を大切に育てたゞけに一人前になりましたが世間の好評が其實に過ぐるのをり／＼迷惑する事もあります、いつぞや有名な假裝會ではとんでもない迷惑をしまして……」

高島は少し小首を傾げ、「さやうでした、柳澤流の手段を以て好地位を博せられた虚聞が御令嬢に飛火して、一時世間が喧ましかつたが、御令嬢はとんでもない御迷惑でした、兎角、美人は罪が深いので自ら禍に陥ることがござります」

(二)

春夏秋冬、秋より悲しき節ぞなき、秋の夜より悲しき時ぞなき、満天の明月は轉々騷人の魂を傷ましめ、數聲の過

雁は征人の心を驚かす、萬木蕭條として蟋蟀寒露に咽び疎鐘悠々關山の雲を破る、鳥の呼ぶは悉く悲秋の音を帯び、蟲の鳴くは皆露命の長からざるを告ぐ、氣清く風嘯き、橋上の露既に霜に化するを見る、木枯れ草萎れて、滿地只摧殘の跡を留む、誰か心を傷めざらん、誰か腸を斷たざらん、況んや不幸の其身に夤縁せしものをや、秋に逢ひて泣かざらんとするも得べからざるなり。

昨年の秋は凶災のみ打續きたる檢事葉村重因の家に集まりしと云ふも不可なかるべし、氏の家は中六番町にあり、夫人雪子、長男逸雄、長女時子と四人ぐらしなりしが、逸雄は去年の冬人をあやめて逐電なし、生死のほども分明ならず、嚴正をもつて聞えたる葉村氏は昔堅氣の人なれば直ちに辭表を出し逸雄探搜のため家を出でて回國をおもひたちしが、二ヶ月以上病にかゝりて歸京なし今尙ほ病床にあり、夫人は素より多病の人なりしかば逸雄が逐電の後は日に瘦せ衰へ見るかげもなき有様とはなりぬ、時子は父に似たる氣丈の娘にて又母の介抱を一身に引受け一日も怠ることなくかしづきゐたりけり、其隣家なる高島秀隆は遠き親族なりければ時々訪ひおとづれて葉村氏夫妻を慰め時子に力を添へて介抱に心を盡しけれ、高島秀隆が桃井伯を訪ひたる夜のことなりけり、時子は父母の眠につきしを幸に玄關の方に忍び出て空を眺めていきづき、「モ、高島さんはおかへりになる筈なのに……」と獨言せしは何か心のありて海底深からんとおもはれたり、時子は玄關を出て門の傍なる藪の内を見ておもはずもあともどりせり、月光の爲めに氣を奪はれたる時子の顔はすさまじきまでに青ざめたり、通常の女子ならんには氣絶をもなすべきに、素より氣丈のものなればもどり足を踏みしめて視線を藪の蔭に定めたり、今しも藪の蔭に

て時子を驚かしめたるものは果して何物ぞ、不幸がちなる此家に又もや不幸を重ねんと悪魔の使に來りしものか、彼の曲者は藪の蔭より歩み出でて此方をさしまねけり、全く人體を具ふるを見ればまさか幽靈にもあらざるべく、頭と顔は大なる麥藁帽子にて隠したれば何人とも分ちかねたり、時子は氣を勵まし、いで本性をあらはさんと二足三足進みしが又立もどりて立とゞまり彼方を見れば曲者はもどかしげに手をあげて頻りに招く有様に時子は増々氣味わるく又もや足を踏みしめて五足六足は夢中に進み後は心に鞭ちてほとり近くに進みたり、曲者は退けり、藪の内に退いて時子の來るのを待つものゝ如くなりし、時子は藪の内に向ひて、「どなたです、何者だえ、今時分何用あつて」と息を殺して囁けり、曲者は低く熱心に、「時子さん御前は私がわからないのかえ」

時子は驚けり、十六年の間聞きなれたる聲が此曲者の口より出たるに驚けり、驚くと共に門外に人の足音の聞えしかば人目にかゝらぬやうにと其身も藪の内に收めたり、足音は遠ざかると共に時子の泣く聲も彼の曲者の咽ぶ聲も藪の外に漏れたり、時子はやがて涙をのみこみ、「兄さんあなたはあんまりな人でございますね、人を殺すと云ふことがマー、どうして出來ましたね」

時子が驚きたるも道理なり、泣きたるも道理なり、かこちたるも道理なり、一年も面を合はせざりし兄に親しく逢ひて歎き悲しみたるは最も道理なり、逸雄ははりつめし胸をおさへて、「私が人殺しをしたのでない、ころし手は外にある」

時子は又も驚きながら、「それでは誰が殺しました……人に罪をきせては尙ほ惡逆におちますよ」殺した人は

小野と云ふやつ」その證據がござりますか」證據があれば逃げかくれはしない」兄さんじようだんではございませんよ、殺した鐵砲はあなたの獵銃、其上血のついたハンケチが此藪に棄て、あつたのを巡查が拾ひましたものを、其でも云ひ開きが出來ますか」云ひ開きが出來ないから逃げたのだ」え、其ではやつぱりあなたが下手人」どうしても、おれではな」

時子は少し思案の模様なりしが、「その小野と云ふ人は何處のものです」それがわかればこんなに苦勞はしない、おれは小野とのみ覺えてゐるが多分其は偽名だらうと思ふ、併し顔附はよく覺えてゐるから、今に探してやる」「お梅はどうなさいました」おれは知らん、多分其小野と云ふ奴と脱走しただらうよ、あの薄情あまめ」「なんです、世間ではあなたが連れてかけおちしたと思つてゐますのに」おれが馬鹿だからさう思はれてもしかたがない、其はさうとお父さんは其後おかほりもないかえ」

時子は何に驚きけん忽ち兄を藪の奥におしやり、ふりかへりて家の窓を見廻はしつゝ、「兄さんあなたも命しらずですね、お父さんはあなたが逃亡なすつた後あなたを捕へて出さなくては顔がたゝぬとて直に辭職して廻國におでかけなすつたが、二ヶ月前御重病で御歸宅にはなりましたが一日でもあなたの不埒を述べたてゝおゝこりなさらぬこととございます、ですからあなたの影でも見えたら、それこそ大變です、直に捕へて警察署へおつれなさるつもりですもの、用心しなくては大變ですよ、それに御母さんはあのとほりおよわいゆる私の心配はどんなだかわかりませんよ」

折から雲間を通ふ雁の一聲、時子はびつくりした、鳥のくせに夜でなくてもよからうのに。

逸雄は伏したる首をあげ、「時子さん私の不孝はおまへの孝行のうらだから今少し心配しておいて下さい、いづれ近い中には小野の行方を尋ね出して安心させるやうにしようから、だが時子さんどうかしてお母さんにははれる法はあるまいかね、」お母さんにおあひなすつて何か御用でもございますか」と云ひつゝ初めて逸雄のみなりを見て、「ほんとにまあ、きたないぢやありませんか、一體今まで何處で何をしていらつしたの」五月までは長崎にゐて高島の石炭坑に働いてゐたが何を云ふにも身體は弱し近々暑氣に向ふので坑夫をやめ、其から名古屋へ行つて車を挽てみたが是も一ヶ月とつかず、とてもものに今一度東京に歸つて見て世の様子を見ようと思つたが歸る旅費はなく車屋の親方に泣きついて二圓丈の旅費をもらひ、歩きながら十五日以前に東京に着き直ぐ其晩に麴町までは来てみたが、あまりおそくなつたので木賃宿にとまり、其翌日近所で様子を聞くと私の話は少し下火になつたけれど、探偵はやはり厳しいさうで、たう／＼今夜まで来るをりがなかつた、實は今夜はお母さんにあつて五六圓丈もらはうと思つて來たのだがどうかあふ都合はあるまいか。」

時子は逸雄の話に涙に咽び帯の間より財布をとりだし、「たつた二圓で東海道なすつては、もう、一文もございませぬ、併しお母さんは、もうおやすみなすつたから今夜はおあひなさらぬ方がよろしうございませう、茲に一圓ばかりございますから一日二日、此でおしのぎなさい、其内によい都合をはかりまして金子はおまにあはせませう、どうせ、あなたの事は隣の高島さんに相談するつもりですから、あなたも高島さんに會つて委しく御話し

が出来るやうにはからひませう、實は高島さんもあなたは冤罪だらうとおつしやつたこともありましたが……」

逸雄は時子の言葉を遮り「イヤ、私が來たことは誰にも云つてはいけない、高島だつて代言人だ、めつたなことは云はぬがよい、お母さんの外には」ナニ、御心配には及びません、高島さんなら大丈夫ですよ、どうせさアと云ふ時には頼まなくてはなりません、夫れに高島さんは人がよいから、こつちでたのんだことを反古にするやうな人ではありません、そんなら明後晩おいでなさい、お母さんにははれるやうにしておきますから」

逸雄はやうやう立あがり帽子まぶかになほして、「そんなら時子さん、明後晩は必ず頼むよ」と云ひつゝ涙おしぬぐひ幾度となくふりかへりて、しほ／＼として出で去れり、時子は門の外に立ち影みゆるまで打まもれり、涙は胸にせきあげたり、時既に三更、月は中天に上りて冷氣肌をつき四顧寂寥として時々犬の遠吠を聞くのみ、時子はやがて門を鎖し錠をおろさんとするをりしも又もや聞ゆる人の足音、時子は耳を傾けて少したゞすみゐたりしが、忽ち氣をいらち遽に門を開け放てり、忽ち門の外に馳出せり、知らず時子を門外に跳り出ださしめしは誰の足音なりしか、如何なる人物が此深夜に此邊を通行せしか、讀者は其推測に躊躇せざるべし。

(三)

門にかけたる表札は古びたれども従四位葉村重因と、晴れたる日には見えがたからず、門の柱は全體に苔のいやかさみつきて、草を生じ落葉を受け載せつるは、歌よむ人にはよき題とやなるべからん、さりとて餘りに見榮えよきとは云ひがたかり、苔のまに／＼白墨の樂書は近隣の童子の戯にやあらん、雨にうたれて消えかゝりつる

は、最も見にくきさまなり、門に向ひて立ち、門柱の頂上と同視線内に入り来るものは、家根の上の苔と雑草なり、如何に外飾を厭へばとて掃除を怠るにもほどであるとは、通りかゝりたる人の口上なり、此有様より推しはかれば、主人は遠く外國にあるか、左なくば非職期限を經過して重病にかゝりたるならんとは新聞よまぬ車夫の明察なり。かく人々の疑を惹き起したるは從四位と家の有様との或る關係にして果ては一の問題となりし爲ならん、此問題は隣家の代言人高島秀隆にあらざれば解釋を下す者なかるべしとは、二三丁さきに下宿し居たる英吉利法律學校の或る生徒の戯言なりしが此語は後に至りて想ひあはすことあるやに聞えたり、冬春夏を越して解けざりし問題も、此秋に入りて少しく手がゝりあるに至りしとは此家の下婢が立聞のかたことなり、兎に角此の家はいづれより見てもみすばらしくあはれげに見えたるは疑ふべからざる事實なりし。

秋の空は常にてもさみしきに、聲なき雨はしみ／＼と聲なき風に吹きまかされ斜に庭の梢を拂ひ、口まめなる雀もいづくにや罷りゆきけん、簷の端には涙の如き雨滴のをり／＼に落つるのみなり、きのふまで無遠慮にも來叫びたる鴉もけふは終に一度だも其の形をあらはさず、唯だ木の葉のおともなくひら／＼と飛び散るばかりなり、表を通る人はあれども、門の内に入りしものは今朝より僅に二人、其も一人は戸籍調の巡査にして、今一人は豆腐屋の爺なり、實にしづかなりしは此日なり、實にさみしかりしは此屋敷なり。

此日の午後五時頃にやあらん、高島秀隆は今朝より第三番目に此屋敷に入り、暫くにして出で去れり、其用向は病氣見舞と思ひの外、重因の病床は訪はずして惟々應接の室に於て時子嬢と密談せしのみなりしとは新參の書

生が下女のおかめと、岡焼き半分の私言なり、間もなく時子嬢は門に向ひたる窓より顔をさしのべ、天氣のあしきを恨む様子なりしが、父の咳聲に駭きて戸を鎖しつゝ退き去れり、此日重因は少し心地よしとて病床に坐し、日頃好みの雑書を披きて讀み居りしが、娘時子が、はや／＼と擧へ來りし「ラムプ」を見て、フト心づきたる有様に「アー、モー、暮れたか、どうしてか、けふは大層心もちがよく、思はずも群書に氣をとられてゐた、お母さんはどうだ、少しはよいやうか」「ハイ、お母さんも随分御心もちがよいとおつしやりました、あのお藥を召しあがりますか」「ウム、けふは二人とも心もちがよいから、今夜はおまへの琴でも聞きたいものだ、お母さんにもさう云つて茲で弾てごらん」

「ハイ、さういたしませう」とは答へしが時子嬢は父の前を退き深く思案に沈みたり、心を悩ましつゝ母の病床に近づきたり、母は重き首をあげて、「時子さんお父さんはどうなすつた、少しは御加減はよいかえ」「ハイ、大層心もちがよいとおつしやりました、今夜はあなたとお二人で、私の琴がしよもうだとおつしやりました」それは私も同じこと、そんなら私もお父さんの御居間へどうかして参りませう」

「アノ、お母さん……」とまで云ひ出せしが勇氣くじけて口籠れり、此時の時子の胸ははりさくばかりなりしが、氣をとりなほして、「夜食にいたしませう」と云ひつゝ、此室を出で去れり、時子嬢は如何なる故ありて父母が琴の調を命ぜしを悲しく思ひしか、之を知るものは時子嬢より外にはなかるべし、讀者乞ふ此夜は兄の逸雄に會合の約束ありしを記憶せよ。

水の流れと人の行末遷り變るぞ是非なけれ、葉村重因の長子逸雄は昔しにかはる身のまはり人をあやめし罪劫は今目前に報い來て身をさく思ひに臍を噛み悔ゆれど何とせんかたも涙にしめす雙の袖、親の安否を影ながら今一度と雨風の中も厭はずたどりきて、あたり見廻し門の戸を推せどもひけども開かばこそ、破らんすべもなかりけり、折から漏るゝ琴の音、歌の調も高やかに、

をじかなく此山里と詠じけん、嵯峨のあたりの秋のころ、ちぐさの花もさまざまに、むしのうらみもふかき夜の、月にまつ虫、まねくは尾花、はぎにはつゆのたまむしや、そよぐをぎむし、くつわむし、なくねにつれて仲國が、れうの御馬たまはりて、とのゐのすがたのふじばかま、たづぬる人のおもかげに、たつうすぎりの女郎花

逸雄は門にかけたる手を其儘に、思はずも耳を傾けて琴の音に聞きとれぬたりしが、何思ひけん、古び破れたる毛縞子の蝙蝠傘をさしかざし、つかく〜と彼方へ五六歩あゆみしが又たちもどり、怨めしげに門をながめたりし折から、何處の痴漢にや十分の酔に乘じ濁聲ふりたてゝ、跟々と足元もあやふく通りかゝれり、あはれ巡査の厄介にやならんと思ひつゝも、逸雄は日蔭の身とて門の傍に隠れ息を殺して控へたり、痴漢は心地よげに聲はりあげ「箱根八里はヨ、馬でも越すが、越すに越されぬ戀の路、か、アハ……」とさもおもしろげに歌ひつゝ、傘をもさゝす過ぎさりけり、逸雄は後を守りて、「ア、様々な人もあればあるものだな、一合か二合の濁酒で腹を肥し、さもおもしろさうに、興するは羨ましいことではある、だが、今の歌の通り、どんぐ〜とたゝいて

越した此門も、今夜はよそめを憚りのあたかの關となつたのは、浮世の定めなき故か、思ひまはせば去年の夏迄は、若旦那〜とあがめられて居たものが、車挽とまで成下り、人目を忍ぶ世の狭さ、今妹が歌うてゐる小督曲も紅葉館の合奏で聞いた時とは雲泥萬里、ア、定めなき世の中だな、おれも少しは伶俐だと思つてゐたが、お梅ゆゑに此有様、今にも小野の行衛を尋ね出し、我冤罪を雪いだら、身のたてやうもあるだらう、我ゆゑに父上の今の御身の上、此門のあかぬのも此身の不埒がさせるわざ、それにしても一昨夜の約束通り茲迄は來たもの、妹が出てこぬのは不思議なわけ、それにおもしろさうな琴の調べは、おれにあてつけの爲めなるか、イヤ〜これはおれの邪推、門のあかぬのも下男どものわざならん、妹は親に強ひられて心ならずも琴を弾するのだらう、唯不思議な今夜おれがくることを母上にも告げたる筈なのに用意のないのは若しや父上にさとられはせぬか、兎に角又くるとしよう」と我に答へてしほ〜と心ならずも門を離れると見れば、向ふに角燈の此方をさして急ぎ來るにぞ見咎められては叶はじと通行人の如くに立ふるまひ、高島の門前にてすれちがひさま能く見れば、巡查にあらで郵便脚夫なり、先づ安心と脚夫の跡を打守るに脚夫はやがて葉村の門前に立とまり、幾度か脊のびして門の表札を角燈に照らし其姓名を確かめしにや、雷の如き大聲にて、「郵便々々」と叫びつゝ門を崩るゝばかりにたゝきたり、この音と共に琴の音はとだえたり、暫くして出て來りたるは女子の足音なり、門を開いて郵便を受取りつ「御苦勞さま」と云ふ聲は、正しく時子嬢なり、時子嬢は脚夫の跡を見送りてあたりを見廻し、「もうおいでになる時だのに」と云ふまもなく馳せ來りたるは逸雄なり、「兄さんですか」「時子さんかえ」とのみにてあと

は言葉もなかりけり、これと同時に高島の耳門の戸ががらりとあき、丈高き一人の男が、つかくゝと歩みよれり、逸雄は驚いて馳せ去らんとし、時子は喜びて其男子の側に馳せ寄り忍びながらの聲をあげて「兄さん、高島さんですよ、秀隆さんですよ」と云ふ聲と共に、葉村の玄關の戸がらり、三人は共に胸轟き、おのづから腰を屈めたり、玄關には父の聲の聲として「時子、時子、今のは郵便ぢやつたか」「ハイ、さやうでござります、どうも門がかたくて」と云ひつゝ、門のとびらを推しひきずる音をなせり。

「しまらなきや、うつちやつておき、書生をよこさうから」「イエ、イエ、もうしまります」

父は「ソーカ」の一言と共に家の内に入りたり、三人はさぐりよりてひといきつき、見えながらも顔見あはせ共に門内に入りて、件の藪蔭に立寄り、時子はせはしげに高島に向ひ、「高島さん私はどうも茲に居られませんから、今日もお話した通り、篤と御相談して下さいまし、ネー、兄さん、委細の話を高島さんにたよりて御差圖をお受けなさい、何事も高島さんに頼んで置きましたから、私はあなたがたの聲が奥に聞えぬやうに琴でも弾きませう、それにしても今夜の雨では茲で御話も出来ずまい、幸ひ車夫部屋があいてをりますから、そつと御二人で」

高島は打ちうなづき、逸雄と共に車夫部屋に入れり、時子は二人を導き終りて、玄關の方に行き戸を鎖して奥深く入りけり、間もなく琴の調子は琅々と響き渡りて雨滴の音を奪ひ、車夫部屋の二人の談話もあるやなきか、幽かなり、高島は挨拶もすみたる後、「今夜はお母さんにお面會の筈なのに、御母さんは久しく御病氣で非常に

憔悴してをられるから、御面會は御愁傷の種と思ひ、時子さんは貴君が来たことをまだ云はないさうで、尤も金子は私がさしあげておきます、實は私の宅で御面會致さうと思つたが、姉のやかましいのに家族が多いので、無據こんな所で……時に逸雄君は全く冤罪ですか」

此間は實に突然なりし、逸雄は躊躇せり、躊躇の中にも充分の自信のありしと見えて、「全く冤罪です」「申開きが出来ますか」「まだ、できません」「いつできます」「小野と云ふやつを探しだし、北海道の熊が歸京してから」

「北海道の熊とは」「石狩熊蔵です」「小野とは」

逸雄は少し小首を傾けて「色の青白い氣にくはぬ奴」「曖昧な人物ですね、名はなんと」「其はわかりません、小野と云ふのも怪しくらゐですもの、唯小野と聞いたばかりです」

高島は、しばし思考の模様なりしが、「シテ、其男に何か癖はありませんか」「癖と云ふのは長いおくげの顔に垂れたのを、をりくかきあげるのが癖でした」「年はいくつぐらゐ」「廿八九歳ぐらゐ」「人品は」「どこから見ても道樂な華族としか見えません」「華族？」「馬にのることが上手で、始終馬に乗つて來ました」「其人が碌造を殺したのか」「さうです、そやつに違ひありません」「貴君、それを目撃しましたか」「鐵砲の音は聞きましたが、其現場は」「見ませんでしたね、誰か外に見たものはありませんか」「あの熊蔵が見ましたと思はれます、鐵砲の音がした方から間もなく來ましたから」「それでは、熊蔵が下手人ではありますまいか」「イエ、其時の熊蔵の風は人を殺したあとのやうではありませんでした、熊蔵より少し前にかけて來たのは小野と云ふ奴で、其顔つきはまるで人のや

うではありませんでした」「其小野と云ふ奴は、あのお梅と何か関係でもありましたか、」とうから、くつついてをりました「其時分貴君とお梅との關係は」

逸雄は是に至りて返事にさしつかへ、少しがほどは言葉もなく、唯モジ／＼と坐を動かさし、とみにいらへもなさざりけり。

(四)

嘗て有名なりし假裝會以後最も人の注意を惹起せしものは桃井伯と花子嬢とが主人となりて開いたる鹿鳴館の舞踏會なり、但し其會に奇談珍談のありしゆゑにあらす又非常の盛大を致したるゆゑにもあらす、唯、交際社會の王と呼ばれたる桃井伯の最後の舞踏會として世に稱へられしなり、桃井伯は已に交際社會より退き凋零の身の上と成り果て、舞踏會を催すほどの資力ありしにあらざりしも、近頃其屋敷を高島秀隆に賣り渡して、幾何の剩餘を生ぜしより、舊辭復た再發し身の上の如何をも打忘れ、世の識者の嘲をも顧みず、令嬢花子の爲めなりとて華美壯麗なる舞踏會を開きけり、其招待を受けたる人々は當時のときめきたる大臣をはじめ、西洋の狂風にまかれて高尚優美の粹なりと自稱したる紳士等なれば、未だ會を開かざる前に於て其盛大なることを豫言せしもの多かりき、されば會て、伯を賤みたるものも伯と公に交際を絶ちたるものも、此會には承諾の状を送りて其同意をぞ表しける。伯が此の如き盛大なる會を開くを見て、伯の財産は舊に復したりしと速量せし人もありしが、若し伯の心中に入りて其如何を問ひたゞさんには定めて奇異の思をなし伯の大膽なるに驚くなるべし、花子嬢は深窓の

佳人たり、己は如何なる位地を社會に有するか、如何にして生存しつゝあるか、父の財産は如何なりゆきつゝあるか、素より知る由もなく、唯、奢侈を極め安樂に生ひ育ち、此世を安樂なるものと思ひ定めたるばかりにて、父の言に順ふより外に順ふべきものなしと思惟せり、此度の盛會にも花子嬢は只喜ばしく思ひしのみにて後のことなどは露ほども慮ることなかりしなり、若し花子嬢をして苟にも其身の行末を豫知するの能力あらしめば燦然たる電燈の下、鏘然たる音楽の中にも其身の慄然たるを覺ゆるなるべし。

さて舞踏會の當日とはなれり、貴顯の箱馬車は轡々として馳せ集まれり、姫嬢の隊伍は絡繹として地を拂うて來れり、燕尾服の勢揃は立派なれども腰の屈したる其年寄の如きは見るしきかぎりなり、鳳冠霓裳の蓮歩は尊くもあでやかなれども、鴨の行列に似たりと密に譏る人もあるべし、來賓の多くは眼中に日本なく常に西洋に在る心地にてたちふるまふものから、不開化なる純粹の日本人より見る時は狂氣じみて片腹いたしと門前に立ちつづきやしは國粹黨の人にやあらん、舞踏會は交際の媒介となる文明國の美風——時としては待合の代用をなすことあるも——なりとは痛く此會を賛賞したる某學士の名説なり、今しも瀟洒たる才子を乗せ來りたる車夫は車夫の控所に入りつゝ「ヤ、皆さんおはやう、まだ浮岡さんの若衆はみえませんか」「オー、次郎さん、マ、こつちへきねえ、おめえ妻もつたさうだが、どうだい、よつほどいゝ女だらう、……うめえことしやがつたな」「ナ、うめえことがあるもんか、しかたねえからもちつたんだ、おめえたちも早くもつがいゝぜ、ぐづ／＼してゐるとお百度まわりをせなくちや、かゝあがもたれなくなるからよ」「べらぼうなことを云ふない、かゝあも

つにだれがお百度まわりするやつがあるもんか、かゝあなどは方々に澤山あづけてあらあ」てめえなんぞは知らねいんだ、おらの旦那なんでもお百度まわりがきれたから、大急ぎでおもらひなすつたのだ」さういや、おらの旦那も前月末に大急ぎで……だが、コー、かゝあもつなら桃井様のお姫様のやうな別品をもちてえな」それこそ及ばぬ戀だ、あの別品は、とうから鹽谷の若旦那がねらつてるもの、だが、おいらにもなにかでさうなものだな」

鹿鳴館内には已に洋々の聲起り、貴女紳士は思ひ／＼に手を携へて狂ひ廻れり、昨日まで無踏の豫習にかゝりたる或貴女の足のさきの豆は此夜餘りに生長して忽ちにつぶれたるは氣の毒の至りなりし、招待を受けたる日より神佛に祈誓をかけて花子嬢の芳姿に接し相携へて舞はんものとあてこみて來りたる自分免許の美男子が生憎も其目的を失ひて悄然と佇立し居たりしは氣味よかりしと敵役の一人が散會後の話なりし、此夜桃井伯は舞踏の席には出でざる豫定なりしが親の心として花子嬢の舞踏の見たさに出で來りしが、未熟練なる一對の舞踏者ははねまはる勢につれて桃井伯の横腹に衝きあたれり、さすがの桃井伯も此には驚けり、驚いて此方にさけんとする時彼方より來る舞踏者の一對は又もや第二の攻撃をみたり、伯は命からがら轉ぶが如くに逃げ去れり、實に此夜の舞踏は混雜なりし、未熟練なる舞踏者多きが上に年若き紳士の視線は常に花子嬢の明眸に集りて自らをどりには身のいらざりしゆゑなり、當時美男子の聞き高き鹽谷清茂氏が花子嬢と相携へて我物顔におどりまはりしは最も人々の注意を引き、隨つて娼妓の攢まる所となれり、外務次官の宴會に花子嬢の相手となり已に花子嬢の心迄も

近づけ得たりと獨り許せし一紳士は、此夜の有様を見て大に逆上し頻に花子嬢を瞋みしが其甲斐なく花子嬢は知らざる如く感ぜざる如くにおどり興ぜり、花子嬢は此會の主人なることを知るものから誰に向ひても愛想よく丁寧にも云ひしが、かくして自ら人の戀情を起し、人の娼妓を招きつゝありしとは夢にも思はざりしなり。

次に立食の饗應あり、桃井伯得意の幹旋に依りて人々皆歡を盡し充分の興を添へたり、立食終りて賓客は知りあひ同志に仲間を組み彼方の室、此方の室と離れ／＼に雑話をぞ始めける、政治家らしきもの、新聞記者らしきもの、代言人らしきもの、同類あつまりて遠慮もなく聲高やかに談笑せり、此方の室に政治家の一群とみえて當時の政治上の現象を論じあへる中に口髯を延ばしたる一個の人は得意顔にあたりをみくだし「イヤ、此分ではまだいかん、政黨内閣にすればキャツ等を自由自在に茶かしてみせるが、唯、面倒だと思つちよるのは若し一致して歸郷でもすると……海軍を率ゐて……」

此言葉の出たるときは満室誠に靜肅として、唯、互に顔を見合せ室外人もやあると氣づかふばかりなりし、其聲は甚だ高からざりしも満室の人をして最も夥しき感覺をおこさしめしが、其意味の如何は終に知るよしもなかりき、次に語り出せし人の聲は甚だ高かりしも他の室の喧かりしたため明に聞き分くること能はざりしなり。

彼方の一室は法律家の集合にや「レヒト」とか「ドローア」とか「ライト」と呼ぶ聲の著しく聞えたり、目細く耳大きく口髯の生ひ茂りたる一個の法學博士然たる人は口に笑を含みつゝ「ドーマ、日本人は法律法律と口ではいふが法律の何物たるを知らぬでこまる、法學とするのは代言人になる、したぢのやうに思つてゐるのにはこまつたもの

だ、帝國大學のプロフェッサーをとらへて代言人の「エムブリオ」と云ふやつがあるから」

此言葉を聞いて顔圓く肉の肥えたる一人の法學士然たるものは冷笑しつゝ、「そのくらゐなことならいゝが、法律を以てかためた國家の政治を論ずる新聞記者に法律の思想がないのには困つたものだ、だから社會のことを論ずるにも根據がよわくて見られない」

満面髯をもて蔽はれたる丈高き一人は豪然と立ちあがり、「それで澤山だ、我日本はいつのまにか法律上三頭蛇のやうな體面を光らしめても、川向うの火事を安心して居るくらゐなもの、アー、間にあはせの三人細工、いつそ、みんぼうが」

當時日本に羽をのせし有名な博士學士の名説高論、如何なる事實に因りて如何なる諷刺をなせしか著者の耳には終に徹すること能はざりし。

舞踏の廣間には三人の年若き紳士が密に囁きあひつゝありしが、近頃大學を卒業して新に學士の稱號をや得つらんとおぼしき一個の才子は華族の若殿らしき人物に向ひて、「あなたはモ、こんなところには御出にならぬ御約束でしたが、今夜は契約履行が出来ませんでしたね、實はこんなところへは足ぶみせんつもりでしたが、少し尋ねるものがありますので」公債證書でも掘だすのですか「ナニ、そんなものではありませんが、マ、似たやうなもので」アー、わかつた、財産家の不別品を「あなたもよつぽど口がわるい、實は私も人が思ふよりは多額の借金で……家扶の杉山が頑固で小遣さへあてがはぬやうなわけで、到底一身の自由を得ることが出来ぬので財

産家の娘でも……」それぢや、今夜の主人公「イヤ、イヤ、花子嬢の花顔は貧の字が纏うてをるから……」それは別品を撰ばず、金の方を……」それでは花子嬢は私のものとしようと獨りできめてみたが、さうもなるまい、今夜のもやうではどうも鹽谷清茂と……あの惡漢と……」惡漢とは……」鹽谷は惡漢の大將です、それと知らぬは貴君と花子嬢ぐらゐなものでせう……ヤ、二人でやつて来た……清茂と花子嬢と……手をとりながら」

然り花子嬢は鹽谷清茂と手を組みあはせつゝ、睦まじげに舞踏室の方へ歩み來れり、三人の若紳士は此有様を見て花子嬢は此夜の主人公なることを忘れ、禮儀もなさず足音高く出てゆけり、鹽谷清茂は此時二十五歳の壯俊にして、天稟の麗質人目を奪ふばかりなり、顔は長き方にして鼻高く額廣し、丈は高き方にしてよきほどに肥えたり、色はすきとほるばかりに白く、頬に微紅を染めなせり、唯、其人品の缺點と云ふべきは眉と目にあり、去りとて眉目のあしきにあらず、眉と目の末があまりに上りすぎて何となく凄まじく見ゆめり、足の爪先きより髪の毛の先に到るまで泛々しくて自ら輕薄の相を現出せり、特に長き髪の毛に垂れかゝりたるを時々かきあぐる癖あり常に金剛石の指環をさして、すどほしの眼鏡を用ふ、此夜數多の賓客の中に花子嬢と相ならびて一雙の美玉と稱するに足りしものは此の外にはなかるべし。

花子嬢は此夜充分の裝飾をこらしてをれり、嬋娟たる顔容、嬌娜たる態度併せ得て柳條に櫻花を點じたるが如し、丈は高からされども低きにはあらず、鬢髮雲の如く黒く、二三のおくれげ雪の如く白き額に垂れ下れり、顔

は長からず、圓からず、眉末の少しく下れるが如く見ゆるは見る人の心持ならんか、雙頬の淡紅は千代の色をあらはし、丹霞の嬌唇は笑を含めるが如し、可愛憐の相は全く花子嬢の一身にあつまれりと云ふも敢て溢美にあらざるべし、特に花子嬢の眼睛は涼しきまでに清らかにして一顧城を傾くとはかゝる明眸を有せる佳人を云ふならんとは見る人ごとの評判なり、然れども細に之を検する時は眼中涙痕の印するあるが如きを見る、或は是ぞ美人の真相なると評せしが、又或人は其評を布延して是ぞ佳人薄命の相なると云へりとかや。

此の如きの美才子、此の如きの佳人を携へて來れり、遅々として歩み盈々として語れり、花子嬢は未だ春心の羈絆にかゝりたることなく豈又琴心の挑みを覺ゆるものならんや、されども一たび清茂と手を携へておどりしより自ら愛慕の情を起し相携へて歩むを最も喜ばしく最も楽しく思ひたり、若し自ら其故を尋ねたらんには心と情との問答を終に決する所なるべし。清茂は得意の巧辯もて頻に花子嬢の心を引き脈の加減を窺ふものゝ如くなりし。花子嬢は清茂の手にもたれつゝ身をよせて歩みおたりしが、やがて顔をあげて清茂の顔をのぞき、ものをいひたげに打守れり、清茂は早くも其機を悟り花子嬢の芳顔をみおろせしが、花子嬢は忽ち顔を俯して黙然たり、清茂はあたりに人のあらざれば花子嬢のやさしい頸に手をかけて引よせんとするとき、此方へ來る人の足音、此時恰も廊下の方に聞えしは次の言葉なりし、

「ローズにソーン、人面獸心……花子嬢用心すべし」

(五)

「オイ、太郎兵衛さん、おめえ何處へゆくのだあ……」と質撲なる音調もて野鄙なる言語を發し、田圃の横徑より鍬を擔いで徐々と歩み來たる者は三十五六の百姓なり。彼方の道には瘦馬を追ひつゝ氣樂げに烟草を薫らし空を仰ぎて餘念なく、鼻歌うたひて過ぎゆく一人の馬子が呼び掛けられて不性にも此方に振り向き、「オイ、傳吉つあんか、おらあない、野原へいくのさい、おめえは何處へいくだ」おらあない、先生さまの所へいくんさい」そんない、一緒にいくべえかな、同じ道だから」

二人の百姓は一列になりて、睦まじげに打語ひ、那須野ヶ原へと進みゆく、折から向の方より二人の紳士らしき人物が各々獵銃を肩にして、よき獲物もがたと、目を八方に配りつゝ急ぎ足にて進み來れり、百姓の一人は早くも之を見て苦々しき顔付にて、「あんちきしやうめ、また來やがつた、田畑あらしがあんちきしやうだぜ、先生さまの御屋敷の小鳥をぶつて先生さまにひどいめにあつたのは」さうだ、あの色のなまちるいやつは、大名ださうだが、昔の大名なあ、大ちげえだない」

遠慮を知らぬ百姓も威風いかめしく歩み來る紳士の前に至るに及びては自ら路を譲り、馬を路傍に片寄せてすれちがへり、紳士の後の方二十間も隔て、一人の男子は被頬のまゝ付け來れり、田舎手織木綿の汚れたる衣服を着け、粗末なる禪帶を締め、全然田舎漢の風はあれども手足は細くして飽く迄白く、顔は汚れたる手拭の内より一際目立ちて見えぬ、眼睛は全く彼の紳士に注ぎ百姓とすれちがふとき一人の百姓が、「東京の旦那あ、何方へおいでなさるんだえ」と云ひしにも心つかず只々一心に紳士の跡をつけて急ぎけり、一人の百姓は後方ふりかへり

て、「どうしただんべえ、マー、あんちきしやうの跡をねらつて」

二人の百姓は訝かしげに跡打ち守り、馬を駐めて佇立居たりしが、被頼なせし曲者は彼の紳士に近付かんともせずながら牧場の犬が羊を守るが如く或る距離より番する様子なり、百姓は「ハーテ」と首を傾けたるまゝ、五六丁の間を見ず語らず夢中に考へ盡せしも、愚鈍なる彼等の脳裡には何とて映り来るものも無かりき、頓て四辻の所に至りて「モー、此處で別れべえ、ちつとあすびにきさつせ、先生さまへよろしく言つて呉れさつせ」と禮儀は心ばかりにて飾り氣もなく挨拶なし、別れてこそはたどり行きけれ。

そも此田舎に「先生さま」とあがめられたるは如何なる人ぞと尋ぬるに、那須野ヶ原に八町歩の牧場を開き盛に牧畜に従事する農學士早野定善氏のことなり。氏は栃木縣下都賀郡の人にして十六七歳の頃、東京に上り檢事葉村重因氏方に寄食して學問を修め二十五歳にして農林學校を卒業し農學士の稱號を冠せられしが、我邦の牧畜業を改良せんと欲し、自ら牧場を開き日々牛羊と相伍して安穩なる生活を營めり、學問もあり智慧もあり且つ有徳の人なるに近村の者までも氏の徳に薰し、誰言ふとなく「先生さま」と尊稱するに至れり、去程に此近傍にて「先生さま」と云へば誰れありて知らぬ者はあらず、東京の友人などが訪ひ來りて早野定善と尋ねれば、誰れも「へー」と小首を傾げ「ハアー、先生さまのことか」と自ら其家に案内する程にて、氏の従僕までが氏を「先生さま」と呼び稱する事とはなれり。

偕、彼の百姓傳吉は氏の牧場に入り小山の方へと急ぎ行きたり、此日、氏は早朝より牧場に出て場中の小山に上り牛羊などが彼方此方に群がり戯るゝを眺め、春日の漾々たるに浴し居たりけり、氏の風采は誠に溫雅にして愛すべく敬すべし、雙頬は日光の爲めに少しく赤らみ、眉目共に秀絶たり、氏は常に「フランネル」の洋服を着用し寒中にも敢て異なるなし、此日は甚だ暖かなりしを以て「フランネル」の股引に「フランネル」の「チョッキ」を着け、「コート」は脱ぎて手に挈げ居たり、今しも傳吉が進み來るを見て、「ヤー傳吉さん」

「さん」とあがめられて傳吉は、小山の頂上より一間あまり下方にすまひて額つきつゝ、「先生さま、御無沙汰いたしました、いつも御機嫌よろしう御座りますな」いやもう、お蔭で達者で御座る、おまへの所でもお替りは「有がたう御座ります、時に先生さま、けふ又あんちきしやうが來ました、あの御屋敷で銃砲うつて……」

「ナニ、あの、あれが……」

早野氏は溫厚の君子なり、思慮深く心掛けよき人なり、大事に臨みて驚かず常に泰然として餘裕あるは氏の特性にして物に駭きたることは今まで見ることを得ざりしが、今傳吉の言葉を聞き、如何なる感想をや起しけん、いつになく驚きたり、傳吉はそれとも知らず、「アノ東京の旦那が跡をつけねらつて……」

早野は更に驚けり、驚きたる理由は判らざれども、心の驚きは正しく顔容に表はれたり。驚きのあまり、フト傳吉が來りし道を窺見して又々驚けり、牧場の柵外に一人の従者を召し連れたる一紳士が頻りに此方を瞻くに驚けり、然れども驚きたるは瞬間の間にして、手に持ちたる「コート」を遽に身に纏ひて、急ぎ柵外に馳せ行きたりそも柵外の紳士は如何なる人物なるや、是れなん葉村重因にして、春來病氣も癒えたれば、嘗て君主と仰ぎし徳

川氏の廟を日光に拜し、久しくおとづれざりし早野の牧場見物がたらに、此に迂回して來りしなり、早野は葉村の側近く進み、日頃の疎遠を謝し、牧場鼻頭の己が居宅に誘ひけり。

早野の宅にては、東京の客人の入來とて、御馳走の準備とりくみなり、早野が東京在學中は全く葉村の厄介に爲りたることなれば、葉村を待遇すること最も厚く、最も鄭重なり、定善の父は、今年已に六十二の高齡に達し、家督は全く定善に譲り、自己は其隣宅に隠居したりしが、葉村の入り來りしを聞き、早速に出で來りて葉村に面會し、幾ど半日間も談話に時を移したり。

實に春ほどのどけき節ぞなき、冬の苦寒を忍び來て此の駘蕩たる淑氣を呼吸し、萬物悉く蘇し、林丘の蘚苔は漸く綠色を帯び、遠山の霞の如く見ゆるは新芽の將に發せんとするなり、寒に叫びし鶉の聲も、いつの間にか綿蠻たる黄鳥の歌となり、平野一望、只々春光の融々たるを見る、特に田舎の閑靜にして悠々たる之を京華の屋紛に比すれば其優れる幾百倍ぞや、池塘の芳草を食るもの、菜園に胡蝶を逐ふの小童、青を蹈みて郊行を催す雅客、孤筇梅溪に向ふの文人、みな樂み喜ぶの状をおびざるはなし、葉村は久しく官海を脱して閑暇の身となりしも、其子の惡を憎み之を捕へんと、日夜思案にくれ、身體の休暇はあれども心の苦勞は嘗てやみたることなし。春來、日光の參詣は實に葉村をして心身の閑暇を得せしめたり、葉村は早野の住居の閑雅にして牧場に臨み、春光に浴する好位置を占むるを愛し、早野父子を相手に碁を圍みて春日の永きを覺えざりし。

此の日に、午後三時頃にやありけん、三四の牧夫は一人の瘦せ衰へたる壯伎を扶け挈けて早野の屋敷に入り來

り、「先生さま、々々々々」と悲しげなる聲を放ちしかば、定善は何事ならんと出で行き、彼の壯伎を見て、「ヤー、どうなすつた、逸雄さん……」と思はずも、口ばしりしが、心にとがめて奥の間を見、又逸雄の身體の疵を見て「どうなすつた、その疵は」と問はれて逸雄は苦しげなる息をつき、定善の顔を見あげ「どうしたつて、けふは正しく小野を認めたが向ふは二人で我の自由にならず、巡查でも來たらと思つたがたうく巡查もせず、捕り遁しては運の盡きと身の衰弱を願す捕へんと試みたが、却つて絶息する迄に打ちのめされ……」と云ふうち定善は重因の耳にや入らんと逸雄の説話を打ち止め、兎に角、話は後の事として疵の療治こそ第一と一里あまり隔りたる醫者の處に人を遣り、逸雄を隠居家へ忍ばすべしと、牧夫等に命じたり、牧夫等は「先生さま」の仰せなり早隠居家へ連れ入らんと、逸雄をかつぎ行かんとす、逸雄は苦しきうちに不審晴れやらす平生物に動せぬ定善の舉動何となく恐懼を抱く有様なり、特に我を隠居家に伴ふことを訝かしけれと思へども強ひて問ふほどの事にもあらざれば、牧夫等に扶けられ立たんとする時、奥の障子サラリと開きて、父葉村重因は小用にや行くらん、ものしづかに彼方に歩むうしろ影、逸雄はびつくりなし思はずも身を縮めたり。

楮、逸雄は隠居家に連れ行かれたり、醫者の來るは早くも夕刻なるべしとの推測より一時素人療治を始め、疵を洗ひ血を拭ひとる杯、種々に手を盡しけり、重因は逸雄が此家に忍び居ることは夢にも知らざれば、先刻の混雜は近所の若者の喧嘩にやあらんと、問ひ正しもなせず、圍碁に餘念もなかりけり、定善は碁を打つこと巧にして初段に先二の處なり、葉村は司法省中に於ては尾崎氏を除いては氏を推す程にて、素人碁には珍しき上手なり、

最初定善は二目をおきて打ちしが、二番とも勝を制し三番目即ち逸雄を隠居家に送りて後の一番は非常の敗を取れり、葉村は敗れ方の餘りに容易かりしより故意を装ふものならんと、其れより二三番も試みしが矢張り連勝を得たり、然れども勝ちても心よからざるは敗方の餘りに造作なきをりにありて葉村は實に心よからず感じたり、定善は碁には心も定まらず、只管逸雄の如何を氣遣ふものから、重因が如何なる感觸を惹起せしかは嘗て心付かざりき。重因は碁石を收めつゝ打笑ひながら、「碁と云ふものは心に屈撓がある時は、いかないもので」と云ひしは、定善の胸を非常に惱ませり、去りてと應ずる氣色もなく、「左様で御座りますが、今日は思はずも非常に敗を取りました」など曖昧なる挨拶をなし、茶菓子など進め、夕陽の已に地平線に没するを知らざりけり。

重因は其夜此の家に宿りたり、隠居家は塙一重を隔てたる處に在りて而も本家の客座敷と相對せり、知らず、是れより如何なる珍事の起れるや。

(六)

此年二三月までは病魔をもて充たされたる葉村邸も四月に入りて淑氣の漾々たるを得たり。門松の嘉瑞と陽春の快樂を一時に併せ得たる思ありしは、同邸の一家族なり。重因は日光に詣で、夫人の心氣は陶々たり、令嬢の心境には一點の愁雲の印するあるも兩親の回陽は大に心配の量を減ぜり、夫人の病氣の癒えたる後はいと心地よげにたちふるまひ、逸雄のことは全く打忘れたるが如くに見えたり、時子は去年逸雄に面會せしより以來一日も其事を忘れず便のなきは若しやあやまちやありつらんかとなか／＼に心うく月日を送りぬ、兩親の回陽にて一方の

心配は消えうせしと共に他の心配に重きを加へたり、今日は何處にさまよふらん、明日はいましめにやつくらん一日も早く冤の罪を雪ぎ、兄よ妹と共に住む事を得ば如何に樂しかるらんと種々に心を惱しけり。一日時子は早朝より起き出で庭中に咲き初めたる櫻花を眺め居たりしが、何思ひけん、一枝手折り來りて椽端に腰打かけたり、時子の視線は定まる所なく、手折りし花は手に持つばかりにて目を樂ましむる爲にもあらず、顔は藪籬の方に向ひてあれども、目的はなく何を見、何をか思ふらん、唯だ茫然たる有様なり、春眠曉を覺えずと雖も、夢中に起き出で夢中に花を手折りしとも思はれず、稍しばらくは此の如くにして庭中に對ひ居たりけり、時子の眼はやがて動き初めぬ、眉は少しく沈み、首も少しく傾きぬ、露を帯びたる櫻花の重きにたえざるが如き風情あり、嗚呼とおもはず口外せしは何をか思ひ惱むらん、時子の唇は漸く綻び始めたり、

「高島さんは、私をどうおもつていらつしやるだらう」と云ひて人もや聞くと後を顧み、復た思に沈みつゝ、「高島さんほど御親切なかはありやしない、だれにでもあのとほりかしら、親類だからか……すこしは私を可愛と……」

時子の勝は今や碎けそめけん、「どうも高島さんの心ははつきりとわからない、親切すぎて……親切すぎるやら、もしまた……私の胸を……疑つてはわるいけれど……いつそ思のたけを……小兒の時から、おともだちにしてゐてあらたまつてゐるのも……なんだかまじめなはなしは……しても冗談にしてしまはれるから……」

かくて時子は手に持ちたる花をもどかしげに揉み碎かんとせしが、又思ひ直しけん枝はぶりを調べ、蕾の枝を折り取りて鬢端に簪したり、時子の兩脚は直立して動き出し、身體を擔ひて庭中に出たり、昨日の雨に露もつ草葉今日の天氣に色そふ緑、庭中の美觀を組みなせり、物思ふ身は思ひの的を見るときの外は常に悲に沈むとかや、春の陽和なる淑氣に浴し萬物の清麗なる色を見ても時子の心緒は解け難かり、藪籬邊を徜徉して強ひて愁を消さんとすれど物思ふ種は消えやらす如何にせば此苦を去るべきか、兎やせまし角やせんと思ひ亂るゝ折から、藪籬の隙間より涼しくも清き聲ぞ聞えける、

「時子さん、今日は花見に出かけようぢやありませんか」

時子の亂れたる心緒は急に解けたり、此聲の思の的より出たるに驚き且喜べり、高島の聲の籬越しに聞えたるは天樂を聞くに等しく圍廣からぬ庭中は忽に桃源に變じ、四邊の草木悉く喜びのいろをあらはせり、時子の心は跳れり、眼睛の輝きは時子の満面に精神をつけ、強て心氣の飛動を抑へんとすれど蔽ひ難きは心の誠なり、時子は聲の起りたる方に向ひ愛麗を装ひつゝ、「オヤ、秀隆さん、びつくりしましたよ、母も今日は花見にまゐると申して居りましたから、御一處に」

秀隆は何心なく聲かけ、何心なく挨拶せり、時子は充分の情緒もて聞き充分の情緒もて答へたり、秀隆の何心なき一言は時子の有情なる耳朵に非常の感動を興へたり、觀花の誘引は秀隆に取りては尋常の挨拶なりしも、時子は之が爲に非常に情緒を亂せり、秀隆の親切なるは時子も之を怪まず、時々心ありげに見えたるは時子の特に

恃もしく感じたる所なりし、秀隆の淡白なる常に感ずる所なきが如くに見えたるは時子の恨むところなりし、觀花の誘引も平生の友誼に出たる秀隆の言葉なりしが、時子は友誼の上に幾分の情をこめて聞きとれり、逸雄の身の上にかゝる相談のときには親しく相接して言葉を交へ、敢て耻らふこともなかりしが、情緒一たび郎の爲めに亂れてより其人に接し、其言葉を聞くは嬉しき中にも耻かしさが先だちて雄々しき心も遠慮がちにぞなりける、此人は親切にして、やさしき人と心に鏡をおろせしよりいつの間にか愛慕の念を生じ、其人に接するも以前の應對とことかはり、毎に嬌羞を含み、思ふ所の十分の一を語らふに過ぎず、包み隠すことはあらねども敢て語り出さず、言ふべきことも後廻しにすることも多かり、他人との觀花なりせば（御供致しませうか）と一度は首を傾くべきに日頃戀ひ慕ふ秀隆……小兒の時より共に遊び、共に戯れたる……我より願うてもなきよきをりとおもふ心は早決したり、昨日母が「觀花はどうだらう」と云ひし時は時子は「よろしうござりますが」と曖昧なる返答をなせしが、今朝の秀隆の一言は時子の心をして跳らしめたり、時子は急ぎ奥に入り、母にも下婢にも告げずして獨り簞笥を引出し、身仕度を始めたり、母は何心なく時子の室に来て見れば、彼にせん、此にせんと衣裳の好み最中ゆゑ怪みながらも其故を尋ねければ、時子は尙も夢中にて「参るのでござります」と云ひしのみ、母は打笑ひつゝ「どこへ」と尋ねたり、時子はもどかしげに「あなた、おしたくは出来ましたか」と云へり、母はあまりのをかしさに、「時子さん、どうしたの、身仕度をしてどこへゆくのか」

時子は少しく我にかへり、自分も訝かりつゝ、「さやうでござりました、あの秀隆さんも今日觀花においでなさ

るさうですから御一處にまゐらうと思ひまして、早く御仕度なさいませ」

女子ながらも雄々しく、物に動ぜぬ時子の今日の舉動に母も驚けり、さりとて別に咎むべきにあらざれば、母も身仕度して秀隆に伴はれ、下婢一人を従へて番町の屋敷を出て行きたり。

花園に花を見る人稀なり、酒に酔ひ人に酔ひ氣狂し足跳り、人花を觀るにあらず、花實に人を見る、小天臺の仙境には俗客混踏、風を起し、塵を揚げ、満山の翠紅を汚す、墨堤の風光、櫻花を添へて十里の紅雲を浮べ、一望桃源の春の如し、學生の競漕は墨水の風致を害し、狂人の喧嘩は將に開かんとするの玉蕾を躊躇せしむ、櫻花の優美なる漫に俗塵に汚點せられ、市人の器具となる、其不幸誠に悲しむべし。高島も亦此不幸を増さんとて來りしが、高島は繁劇なる事務になれ、多忙なる事業に執掌するを好むと同時に、亦風雅の嗜好あり、詩を賦せず、歌を作らずと雖も、間暇さへあれば紅雲の内に遊び、翠樹の下に徘徊して新鮮なる空氣に浴するを無上の樂とせり、されば今日の觀花も可成人なき所を撰まんと欲するより、家を出づるときに行くべき方向を定めたり、何れにても客の群集するは午後の多きをもて、早朝より家を出で、先づ上野を一覽して墨堤を上り、千住を出で、飛鳥山に向ふの豫定なりし。市街は車にて行き、先づ上野に上れり、天の多情なる隔日に雨を下し、以て千丈の市塵を拂ひ、櫻花の天真を護せり、雨後の清鮮なる満山の紅翠をして艶麗流るゝが如くならしめたり、高島は葉村母子と共に彼方此方を徜徉し、千代の色をあらはす常盤樹の緑を賞し、相見て語らんとする櫻蕾の嬌態をめでけり。高島は幼時よりの親しき仲とて時子と雙立雙來して嘗て意に介せざりしが、摺鉢山の邊にて二三の學生がすれち

がひさま「ヤ、高島は獨身だと思つて居たが……アハ、結婚取急ぎのか……」と云ふ聲の耳に入りしより、高島は少しく首を傾けたり、高島と相雙びて歩み居たる時子は少しく遠慮せり、遠慮も長からず、動物園の前を横切りし頃には復相携へて行けり、後に従ひし下婢は、五六名の學生が彼方より來るのを見て、「お嬢さま、また口のわるさうな書生が來ましたよ」と云ひたる聲に、復た遠慮してかけ隔てたり、かくて高島の同伴は上野の櫻花は見盡したればとて、更に墨堤に向へり、墨堤に着きしころは狂人俗客、已に其威を逞うしつゝありしをもて堤上の歩行をやめ、一雙の屋根舟をかりて墨水の流れを遡れり、秀隆は時子を見ること妹の如く、葉村夫人を視る事母の如し、されば舟中の團欒は一家族の團欒の如く睦み親しく見えたり、獨り時子は嘗て愛慕の念を起せしより、親しき中にも戀の分子を含み、舟中に秀隆と座を連ねし時には思はずも雙頬に淡紅を染め出せり。花を見るものは花下に至る勿れ、十里の長堤烟の如く霞の如く、紅雲漠々として一帶の好風景を爲す、花下の人は之を見ず、舟中の人獨り此風景を占斷す。

「ほんとに、マ、綺麗なこと、まるで霞のやうですね、傍にいつたらどんなでせう」と時子は云へり、秀隆は之を打消し、「イヤ、遠くから見ればいゝが、近くよつたらそんなではありません」

時子は襟をつくるへり、秀隆の淡白なる此挨拶は大に時子の心を惱ませり、「近くによつたら」よるほど慕はしきに……嬉しきに……まばゆかるに……彼の花は……妾は……實に疑はしきは秀隆の心の庭と時子は思へり、折から下婢のさしで口、「ナ、あなた、遠く見ても、近く見ても綺麗なのは櫻花ですよ」

葉村夫人は唯打笑みしのみにて觀花に餘念もなかりけり、間もなく舟は植半樓のほとり近くに來れり、やがて皆々植半樓に上れり、時子は花の問答より後は思案がちなり、舟より上る時も秀隆がさし出したる手をとらず、下婢の手に扶けられけり、此時下婢が私に笑ひ、秀隆が心に笑ひ、葉村夫人が笑をよそひしは、時子の嬌臙なりし、時子の嬌臙をして直ちに嫉怨に變ぜしめたるものは植半樓上の一佳人なり、桃井伯の令嬢花子なり。

「オヤ、高島さん、お花見でござりますか」と欄干に手をかけつゝ言葉をかけたなり、秀隆は仙女の聲にても聞し思、時子は遺恨かさなる仇敵に出遭ひし心地、下婢も樓上の佳人の艶麗にして時子の比にあらざるに驚けり、「近く見ても遠く見ても」との想像は時子の腦裡に浮び來れり、秀隆は樓上を見て、「花子さん、御親父も御一處でござりますか」「イエ、須東夫人の御連中と」

長問答されては時子の胸の更に塞がりやせんと下婢の明察、「高島さん、二階になさいますか、下になさいますか」

秀隆は打笑ひつゝ二階の眺めよき處に上れり、此處は花子嬢と一室を隔てたる座敷にして、籬の木立の間より墨田川を眺むる好位置なり、秀隆は酒を飲めども好むにあらず、女子相伴の觀花なれば酒を命ぜず、唯晝餐を命じたり、時子は始終思に沈み、をりく恨めしげに秀隆を睥視せり、秀隆の心は此にあらざるが如く、いつになき舉動多かり、座を立つこと六回の多きに及び、座に還る毎に物思はしげなる有様なり、第七回目に座を立つとき、「時子さん、一寸きてごらんさい」と云ひたりしも時子は速にも立たず、澁々として室を出で誘はるゝまゝ

に彼方の奥座敷近くゆき見れば、一人の樓婢が頻りに手磨きして我を呼ぶ模様なり、時子は不審ながらも小聲にて、「秀隆さん、あすこに何かあるんですか」

秀隆は何の答もなく時子を連れて彼方の座敷……三味線の爪弾にしめりかへりたる座敷……の隣り座敷に入れり、秀隆は時子の耳に口よせ、「小野のてがゝりが知れさうだ……しづかに……」と云ひつゝ耳を傾けたり。

隣の座敷には一人の紳士、一人の藝妓を相伴に酒酌みかはし睦まじげなる談話の内、男の聲にて「昨日、那須野ヶ原で、おまへの色男に出遭つた……葉村の馬鹿野郎に……危ない所で……丸で乞食みたいな風をしてゐた……」

秀隆、時子は息を殺して、壁近くによりそひたり。

(七)

高島秀隆は思慮深き人物なり、何事に當るにも沈思黙念敢て輕躁の行を爲さずして、人の笑ひを貽せしことなし、然れども、植半樓上、逸雄の手掛を得んとて時子嬢と……如何に親しき間柄なりとも年若き未婚婦と……一室に忍び入りしは秀隆に似げなき舉動なりし、第一葉村夫人の感情を害し、又自ら耻づる所なかるべからず、秀隆は逸雄の手掛を得るに狂して此に至りしなれば深く咎むべきにあらざるも、世上の譏を恐れ、名譽の重んずべきを知らず、野合の濡衣を着せられても良心には耻づる所なしと云ふべからず、秀隆は時子を誘ひて彼の一室に

入りしまでは少しも此に思ひ至らざりしが、間もなく一人の下婢が入り來りて手をつかへ、「お嬢さま、お連様が御召でござります、何か急な御用で」と云ひし時には、餘りながら急なりしと意はずも口走れり、されば時子は一先づかへしやり、尙も氣を靜めて隣室の談話を聞取らんと構へたりし甲斐もなく隣室の客も其後低聲細語、時々此方に洩れ來るものは只世間話のみなり、かくては果じと室を出で椽端に出ると等しく須藤伯の視線は早くも高島の方に向ひ髯だらけなる口より、「高島君、花見かね、久しぶりに一杯」との數語が出ると共に伯はツカ／＼と歩み來れり、高島は彼の隣室の事は心にかゝれど、時子の事も心にかゝれど、須藤にも冷淡なる挨拶をなすを欲せず、特に須藤伯の座敷には嘗て見て天仙に擬したる花子嬢のあるあり、高島如何に淡泊なりしにもせよ、木石と異なり、日頃相往來して常に其眷顧を蒙れる須藤伯の好意も黙しがたく云はるゝまゝに其後に隨ひ行きぬ。

時子嬢は進まぬ足を強ひつゝ、母の傍にゆき用事の趣を尋ねれば、葉村夫人は何の答もなく只、「秀隆さんは」と問へり。時子は少しく氣おくれなし速にも應へかねたりしが、「アノ、秀隆さんは何か御用があつてあちらの部屋に」と言ひたれば、葉村夫人は心地あしげなる有様にて、「お前も少しは教を受けた女ではありませんか……切角の花見も……」と意味ありげなる數語を發し、晝食をとらで居たりけり、時子は辯解せんともまで思ひしが、心の潔白は追て人にも知らるべしと決心なし只俯いて居たりしが又もや時子の心腸を碎くべき聲ぞ聞えける、聞き慣れたる高島の聲……戀しくも懐かしき聲……が妙にやさしき婦人の聲と相和して一室を隔てたる座敷より漏れ來れり、時子は植半樓に上りしとき早くも娼妓の念を生じ、もしや高島は此美人と親しき仲にてはなきや、

高島と親しく交る婦人は妾のみと思ひしに、妾にも勝る彼の貴嬢が慣れ／＼しき聲を高島にかけんとは心得がたきことどもなり、木石同様の高島と人に云はるゝ身をもちながら此有様は何事ぞ、妾につれなき高島はかゝる美人を知るゆゑならん、思ひめぐらせば今日の花見は高島がもしや妾等にとよせて……否々正直一圖の高島、かゝることはよもあるまじ……さりとて隣り座敷のあの聲は正しく高島と彼の美人……逸雄の事を今更に頼みしことの悔しさよ妾をさきにかへしやり、獨りのこりしことの訝しかりしは無理ならず、彼の美人に會ひたさに……實に妾ほど愚なるものはなかるべし、殿御と願むは秀隆のみと思込みたる身の不覺……逸雄の冤罪の手がかりはともかくも、かくてあるうちは何事も氣がゝりなり、秀隆の心の底測りがたきぞいまはしき、寧そ、母上に打明し……否々妾ながら氣狂ひし事のをかしさよ、夫にてもなき人が如何なる人と親しき……睦じき……懇なる談話をなさるとても妾が立入る……嫉む……恨む……瞋るべき道理もなし、又かゝる事もなさざるべし、秀隆にして妾を憐と思ひなば早く立かへりて……妙なる聲と對話を止め……共に座し共に話し打解けてたまはるべし、嗚呼、如何なることのあるとも、此後は高島のことには立入りもせまじ、嫉み恨みもせまじ又瞋りもせまじ、母上のおもはく、下婢の手前も耻かしき次第なりと心を定め、箸を取りて又おろし、顔を俯して唯打折るゝ風情なり。

高島はそれとも知らず、須藤夫人を始め其外の夫人令嬢方に一々挨拶なし、須藤伯の酒の相伴をもなしにける、花子嬢は日頃高島を知るものから、高島の傍に來り、しとやかに禮儀をなし、嬌然たる紅顔に笑を含みつゝ、高

島の方を見やりて一言二言話合せしが、洒落を以て世に知られたる須藤伯は洒落なる聲を放ちて、「花子さん、高島君とは日頃からの御なじみと見えるな」と云はれて花子嬢は满面紅を帯び、何事も云はずして須藤夫人の傍に罷り退き、「須藤さんは、御口が御悪うござりますね」と云ひて顔を背けたり、須藤夫人は伯と顔見合せ、莞爾と打笑み、「若いお方にそんな事おつしやつて」

須藤伯は此日、女達のみ處に高島を擒にせしは此上なき良相手と打喜び頻に酒を勧めて止まざれば、高島はいと迷惑に思ひ、己れの同伴を離れて此に來りしすら快からざりしにあまり好まぬ酒を強られ……大事の探偵も遂げずして酒など飲みあむることの心もとなければ、折もあらば暇を告げんと思ひ居たりけり、此時高島は時子が心緒を亂し初めしは、よも悟らざりしなるべし。

さて、高島はよきほどにして須藤伯の座敷を出で椽端に來りしとき、最前高島に彼の秘密を報じたる此家の下婢に出逢ひたり、件の下婢は高島を見るより、「あなた、モ、還りましたよ、彼の二人連の客は」

高島は茫然たり、切角の手が、りも水の泡とはなりにけり、高島は失望したる有様なりしが、椽端の立話が入の耳に入りては宜しからずと、下婢と共に此方の小座敷に入り、さて高島は「あの客は初めてか」「ハイ、初めてござります」「人品體格は」「それこそ何處から見ても今業平、あんなよい男は見たことはありません、それに氣高き性得にて衣裳までが立派ですから點のうちやうがありません、私は初めて見て岡惚れしましたよ」「フム、その男に何か癖はなかつたか」「なんてあなた、癖なんぞが私にはわかるものですか、彼の座敷にいくとすぐぼつとして、

めんくらひますもの」「これはおもしろい、はて、相手の女は」「相手の女も一通りな女で随分意氣なたちでした」「藝妓だらうね」「さうです、藝妓でしたらう」「でしたらうではあるまい、現に三味線を弾てゐたではないか、此處の藝妓だらう」「イエ、元は藝妓か何か知りませんが、今は藝妓のやうではありません、三味線は此家の嬢さんのを貸してやつたのですし、此處らにあんな上品な藝妓はをりませんよ」

高島は頭を傾げ獨り思ふやう、逸雄を誑かしたるお梅と云へるは其女にやあらん、小野と云へるは正しく彼の客なるべし、併し少しも手掛りとなるべきものなし。

「して、二人の名はわからなかつたか」「さやうです、女の方はたしか、貞とか梅とかもうしました」「ナニ、梅」「ハイ、それも貞といつたり、梅といつたり」「男の方は」「さやうです、色とは云へ、あんなに綺麗な旦那にあまつたれて、せいさん、せいさんと云つてをりました、其の梅と云ふやつが」「ナニせいさん、はてな」「又或る時は、えんさんとも云つたやうでした」「えんさん、どうもわからぬ、誰も彼の客を知つたものはないな」「アノー、さつき彼の客が來たとき、須藤様の御連の彼の綺麗な御姫様が椽端で御逢ひ遊して御辭儀なさいました」「綺麗な御姫様と云へば花子嬢のことか、桃井伯の御令嬢のことか」「オヤ、あなたも御存じ、油斷ができませんね」

高島は益々疑惑の雲に蔽はれ如何に考へ盡せしと思ひ當るべきものなければ、只黙然としてありける處に一人の下婢通りかゝりて、「高島さん、御樂み、おこなさいよ」

高島は傾けたる頭を擡げもせず思案ながらに元の座敷に立戻れば葉村婦人はおそかりしと挨拶せしのみ、時子

は疊と脱合の最中にて見向きもせず、下婢は愛嬌を装へども満座をして春ならしむるの力なし、高島の沈みたる心は更に沈み、何と云ひ出づべきしほもなく四人の顔は皆其れくの方向をとりて、視線は常に平行線を畫けり嗚呼今日の花見……心を樂ませ氣を軽くすべき花見……却つて愁の種とはなり了れり、高島は膳に向ひ、遠に箸を取り椀を挈へて食事を始めしが、須藤伯の聲として「高島君、御ゆつくり」と云ふと等しく、須藤伯の連中は椀端を通りて梯子を下るさまなり、高島は急ぎ出て梯子の段まで見送り、花子嬢の後姿を見て、「ドーモ、綺麗だ、クレオパトラとかジョセフィンはこんなだつたかしら」と、私に口の内に囁きけり。

(八)

話頭少しく後にかへる、花有清香月有陰、實に春の宵は一刻千金にぞある、朦朧たる月の光は淡く烟をもて蔽はれたる前庭の櫻樹を照らし、地上の濕ひたるが如く見ゆるは花影の徐に移れるなり、微風竹の梢を搖がして雀の眠を驚かし、春宵の樂に與らしめんとし、鶯の多幸なるも月影花下に嬌聲を發する能はず、杜鵑の天に呼ぶは春宵の美を歌ふにあらず、行樂の長からざるを觀するなり、春晝の陽麗と春宵の陰美とを併せ領せんとするものは人の多慾なり、されば燈を移して海棠を着、燭を取りて夜遊ぶものさへあり、まして、おぼる月夜に花香の清きあるをや、誰か夜遊を思はざらん、此夜此景に動かされ夜更けて眠る能はざりしは早野の隱居家に宿れる聖村逸雄なり、此日測らずも小野を捕へんとして却て大傷を蒙り、早野の宅に還り見れば、父重因の宿れるあり、父が何故ありて來りしかは少しも解する能はざりしも傷もつ足のおのづから捕手に向ひしにはあらざるかと、隱居家

に移りて後も心さわがれ、且打傷の苦痛にたえかね夜の目もあはず居たりしが、夜の十一時にもなりて醫者來り、創口を檢して其手當をなし歸り去りぬ、さて苦痛はすこしく和ぎたり、心の恐懼は更に増したり、春月の陰麗なるも其心を樂ましむるに足らず、花香の馥郁たるも鼻孔にのらず、轉々反側以て春宵の長きを歎ぜり、時々僕婢の來りて侍するあるも却て喧噪を覺ゆるのみ、かゝるうちにも逸雄が獨り心に訝かしと思ひしは、定善の妹お秀がまだ一度も見廻りに來らざりしことなり、されば下婢が來りしとき、「お秀さんはどうなすつた」と問ひしが、下婢は「お嬢さんケイ、お嬢さんは山田の親類にいらつした」

逸雄は之をきゝて、唯、「ソーカ」と云ひたるばかりなりしが、此には何か仔細ありげに見えたり。

本宅の客座敷には最前より碁を打つ音の聞えしが、十一時過ぐる頃には寂然として人なき有様なり、定めて眠に就きたるなるべし、間もなく定善は隱居家に來りしが夜も更けたればとて、老婆ひとり看護として直に本宅に歸りぬ、老婆はお秀の乳婆として、お秀が乳兒たりし時より此家に奉行し最もまめやかなる性質のものなり、此日は晝に出て種蒔の手傳をなせしより大に疲れ、逸雄の枕元に來ると其まゝ眠りたり。

時ははや十二時も過ぎたりけり、月は烟霞を破りて天眞を現し、皎々として梨花上を渡れり、貪慾なる人間も睡魔に誘はれて此景色を見るものなく、遠く聞ゆるものは犬の花影を吠ゆるにやあらん、遠寺の鐘も音絶えて風の聲だに聞えざりけり、逸雄は獨り打案じ過ぎにし方をおもひめぐらして、後悔おく能はず、坐に歎息をぞなしにける、世の中廣しと雖も我ほど愚なるものはなかるべし、生れつきての情弱は是非もなきことながら、父の教

戒を守らず、學問を勉めず、遊惰放蕩に身を委ね、日々に幫間倭兒と往来し、人間のなすまじきことは悉く獵渉して遺す所なく、なすべきことは嘗てなさず、天に稟けたる眞性を害し父母に受けたる膚肉を傷け、一身の榮譽のみかは祖先の遺牌を汚し父母の名を損ず、嗚呼、如何なれば我はかくまで罪劫多きにや、お梅を王子の林中の中に圍ひ置き銃獵にことよせて父母を欺き、屢々かよひたりしは身のほどしらぬ我放埒、其報はめぐりきてお梅にまでたぶらかされ人殺の罪名を蒙り、父は爲めに職を辭し一家の浮沈も近きにあらんとす、實に人は苦樂の奴隷たり、一日の樂は百年の苦を生ず、我は苦ありて遂に樂なきか、人のさくべきは死と辱なり、我既に辱ありて未だ死せざるものを、責めて身の冤罪を雪ぎ父の名を立てんためのみ、憎むべきはお梅なり、恨むべきは小野なり、今にも兩人を尋ね出し、かさなる遺恨を晴さんと思へど天の憎みを受たる我身、現在の野にあひながら捕ふる事も出來ず、却てかゝる毆打を受け、身うごきもならざるは我に死せよとのことなるべし、死すべき時に死せざれば死に勝る耻ありとかや、今まで生きながらへしことの悔しさよ、父が宿れる家にて死せば責めてもの心なくさみなり、それにつけても我なき後は母や妹が如何ばかり歎き悲むらん、高島の心遣も氣の毒なり、わけていとしきはお秀どの、余が此の家に來りしより早三四ヶ月にもなりぬるに、我を遇する一日の如く朝夕のとりなしかしづき、ひなに稀なる心だて、我冤名を雪ぎし後は兎も角もしてと思ひしに今はあだとはなりにけり、此世の縁は此宵かぎり、嗚呼、死すべき時は今一刻と、獨り心に打案じ創の痛さを忍びつゝ、尊を出づる其折から、本家の方に人聲して家内を起す様なり、逸雄は何事ならんと思ふまもなく、定善の妹お秀は下婢のお鍋に連れられて隠

居家に入り來れり、逸雄は又も尊にかへり従容としてありければお秀は逸雄の傍により、「逸雄さん、大變な御怪我こなすつたさうで、おきゝもうしてびつくりいたしました、實は今夜は先方へ泊るつもりでござりましたが御怪我のやうすを聞き、とり急ぎ歸りました、如何でござります、少しは御氣分がよろしうござりますか、オヤマ、婆や、そんな處に睡つてしまつておききなよ」と揺りおこされて乳婆は目をこすり、さも心地あしげにあたりを見廻し、「おや、お嬢さんケイ、いつのまに歸らした」

お秀は少しく笑を含み、「今歸りました、おまへは逸雄さんの看病して居て睡つてしまふ事があるものかね、今夜は私が看病するから、おまへは本宅へ行ておね、お鍋ももういゝから一しよにお出で」

乳婆とお鍋は大喜び、天にも上る心地して急ぎ本宅へ歸りゆく、逸雄は何事も云はずたゞうつむきてゐたりしが、やがて首をあげ、「お秀さんもう何にも申しません、恩もゆかりもない私をそれほどまでに大切に下さる御心は死でも忘れません、夜ふけての御歸宅は定めて御困難でございましたらうに「イエエ、親類で出入の車夫に頼んでくれましたから安心して歸りました、車夫はあの近所での力もちで、正直な男でござりますから」それはよい御都合でござりました、併しあなたが此處に夜をあかしなすつては甚だ御迷惑にもなりませんから御遠慮なく御本宅へ、私は獨りで大事ございませぬ」と云ふ顔つくくく打ながめ、「イエエ、其御心配には及びません、私も不束ではござりますが東京の學校に居りました時男女七歳にして席を同うせずとか聞きました、其は用ひ所が違ふかと思はれます、只私を看護婦とおぼしめておいでなされば何の御遠慮もござりませぬ、又私

はあなたを受持の入院患者と思つてをりますから御奉公に看護いたします、併し夜中にはるく、歸つてきておかしづきいたしますのも給料の爲に働く看護婦と同様におみさげくださるな」と云ひて顔をあからめたり、逸雄はお秀の顔を見上げて思はずも涙を浮べたり、お秀は行燈の芯を抜き、わざと笑をよそほひ火鉢の上なる鐵瓶に手をあて「オ、お湯が沸きました、お茶召し上れ」

逸雄は打うなづき、茶に口を濕しつゝ頻に物思ふさまなり、お秀は傍にすりよりて、「お創口はいかゞでござります、まだいたみますか」ありがたうござります、御蔭さまで痛はとれましたが、どうもあなたがそこにおいでなされては決心まで……」何かおじやまでござりますか、併し御遠慮の事なれば御心配には及びません、おじやまでござりますれば本宅へ歸りませうか」じやまと申すわけではござりませんが、もつたない、あなたに看護させて……」又そんな事をおつしやつて、何でもつたない事がありませう、私はあなたの看病するのが何より……」

逸雄は痛く苦心の模様なり、仰ぎては吐息つき、俯しては嗟嘆なし、しばし言葉もなかりしが遽に威儀を正しけしきをかへて、「どうもあなたが此處においでなすつてはじやまになります、私の心願のじやまになります」と思ひきつて云ひ出せり、お秀はいたく驚きし態にて、「おじやまなれば致方もござりません、さやうなれば、明日御見廻りにまゐりませう」

お秀は少しく怒りたる様にて隠居家の廊下傳ひに出行きしが何思ひけん又たちもどりて襖の外、息をころして

窺ひみたりけり。

逸雄はそれとも知らずお秀の後姿を見送りて手を合せ、「容して」と云ひしのみにて蒲團の上に身を打俯し前後不覺の體なりしが、柱にかけし時計はあたかも三時を報じたり、逸推は心を勵まして身を起し死すべき時の來れりと覺悟を極め、双物やあると彼方此方を見廻はせど、小刀ひとつあらざれば死することすら叶はぬかと心をいらち最先醫者の言葉には此附け薬は毒薬にて、吞めば直ちに死するよし、病を癒する薬も時に因りては死出の引導と瓶を手にあげ、既に吞まんとする所に襖おしあけ馳せ出づるお秀、此と同時に本宅の客間の雨戸さらりとあき、髻をもて蔽はれたる一人の男、月の光に此方を眺めて飛石傳ひに馳せ來れり。(未完)

(明治廿二年自二月至七月 法理精華所載)

冷灰留稿 終

待我歸軒詩存

(檀欒集より)

待我歸軒詩存

待我歸軒詩存

待我歸軒詩存

壬寅二月檀欒第一集賦似諸賢併乞正

有此清賓氣自春。羅浮境接渭川濱。窓前千畝月明好。籬落一枝花發新。同是風流醫俗手。奈何消瘦苦吟身。天桃冶杏且休問。霜雪天寒情始真。

壬寅三月檀欒第二集賦此乞政

駘蕩韶光取次遷。草堂春到酒樽前。竹臨瀟洒一團會。花亞風流三昧筵。不識何人爭妙句。敢容此處愛逃禪。胸中蓄得閒邱壑。談笑之間別有天。

檀欒集第三會試墨江花後之遊賦五絕句

正知岸柳過三眠。落後殘花嬌可憐。冶翠妖紅十年夢。懊儂一曲入春

絃。

枕橋春水碧如油。柳綠深邊客繫舟。雙燕剪波綾瀨渚。孤花依草夢香洲。

波間閒了冷生涯。一去王孫消息賒。應是白鷗猜問我。春風何事見殘花。

長堤盡處賞餘芳。吟友爭先移酒牀。莫笑此遊破醫禁。忘痾一醉好成鄉。

烟波極目渺無垠。遙認双峯眉黛勻。枕水簾櫳開四面。依々暮月欲親人。

墨水舟中分韻得冬

織作屠蘇錦繡濃。紅雲綻處綠陰縫。舟中共酌一樽酒。人與春山有笑容。

山墮春烟淡復濃。波成紋處有舟縫。一天明月一江水。盪作千々萬々

容。

壬寅竹醉日檀欒第四集賦此乞席上諸賢郢政

竹間新翠夕烟飛。人趁幽期叩小扉。一榻團欒何所似。千竿披拂自相依。庭前此日扶君醉。谷口他年待我歸。明月清風來去好。虛心今昔不長違。

席上分韻得蕭

雨飄竹粉碧條々。窓下聽燈情自娛。一醉唯期今日。任他促漏近中宵。

壬寅六月十二日檀欒第五集恰當庚寅巽亭唱和之日

因次其韻乞同社諸君正

庾清鮑俊共超群。況對佳人策酒勳。明月近欄人欲語。涼風入舫水成文。棗花簾子紅蕤枕。荷芰衣裳白練裙。醉墨留題誰解唱。當年本事更親聞。

檀欒五集醉中又得一絕

醉不思詩詩自成。悠然長嘯我心平。無端鼓吹聞來好。兩部蛙爲一樣聲。

壬寅七月廿日芝浦見晴亭檀欒第六集賦此請正

騁目海天呼快哉。遙山倒景畫圖開。丁東簷鐸風前語。斷續漁歌水上來。清賞先秋觀月宴。好遊卜夜納涼臺。手中掬得金波影。激灑光浮碧玉杯。

又賦一絕

萬斛清涼掌裡杯。絕無塵處一樓開。憐他權穢過門子。六月炎天觸熱來。

壬寅古中秋湖心亭小筵賦此請摯甫吳先生及同社諸君

郢政

柳色蕭疎繞六橋。水樓何處弄瑤簫。須期名士三生約。敢買珠孃一席

嬌。舊夢鴛鴦依菡萏。新詞翡翠戲蘭苕。中秋應憶長安月。西笑有人過此宵。

又得一絕呈吳摯甫先生笑正

冰鏡適從人意圓。一天萬里碧光寒。客心未許刀鐙切。杯裏乾坤此夕寬。

壬寅古重陽檀欒第八會送吳摯甫先生歸清國

秋風早已上歸程。滿腹經綸策正成。菊酒多年追令節。驪歌此夕入新聲。珠穿蓮子湘妃淚。膾憶鱸魚吳客情。絃誦一鄉能易俗。朝陽鳴鳳在桐城。

檀欒第九會賦此請諸吟壇郢正

物理尋常榮與枯。眼前詩景背人驅。月如有語水相答。秋到無聲山益癯。簾肆百錢閑活計。航船一棹醉江湖。檀欒好對此君笑。滿座清風興不孤。

檀欒第十集賦一律希席上諸先輩吟定

窮陰何日復微陽。翰墨尋盟興自長。燈未落花籠夜色。瓶猶留菊領秋光。安心師法詩三昧。換骨工夫酒一場。竹裏清泉堪洗耳。不知歲月爲誰忙。

席上分韻得豪似五峯先生

意氣豈唯詩酒豪。傷時涕淚濕青袍。何談鴈塔題名昔。秀色五峰雲外高。

禾原詞宗有詩見寄即次韻以呈并乞重和

聞說浮雲掩月明。胸中天地浩縱橫。病魔降處詩排悶。談屑霏時酒有情。水色寒通苔運動。烟痕翠逼竹林生。寄來佳句人爭誦。世上不渝唯此盟。

檀欒第十一集詠雪用東坡聚星堂韻禁體

紛々滕六摘瑞葉。擲作人間一夜雪。倚竹天寒空谷深。迎賓逕淨點塵

絕。簑披獨速舟可行。門聞剝啄屐欲折。郢歌一出和者稀。周道漸衰雅音滅。征士時借老馬知。飢禽應怯蒼鷹掣。唯看佳人飄袖翠。且將瘦影上簾纈。誰學袁安臥山堂。何須陶侃布木屑。暖寒勝會逞鯨吞。玄冥餘威爭電瞥。人卜今夕豈無因。天降此物應有說。八百年後追坡公。公詩如金我詩鐵。

重次聚星堂韻答種竹山人裳川客漁併似槐南主人禁

體

沙々浙々萬竹葉。始知日暮天又雪。唯我如何游未歸。此君獨在思應絕。二月殘寒春料峭。一枝疎影水回折。南船北馬詩曾留。吳山楚水跡不滅。火爲媒處烏巾拋。風作黨時翠袖掣。何賴春風洗破裘。請看天地布羅纈。逐貧不酌羔兒酒。養痾須服雲母屑。同雲擁樹光昏々。萬象入夜影瞥々。飛雪千里呈此祥。聚星百疊從今說。何人白戰行偏師。截斷衆流如截鐵。

癸卯一月檀欒發會席上分韻得東戲呈風流兩太守
吟梅詠雪賞心同。庭草山薇官事空。按律風流罪當死。百杯須罰使君公。

癸卯二月念三檀欒第十二會賦之聚星堂次韻同人所作

殆至七八十篇相傳為未曾有之盛事予竊祝之復詠雪

誰把一爐天地灰。紛々千里撥雲來。碧霄忽覺失明月。烏李寧疑欺白梅。瑞木葉飄平野散。玉蓮峰接小園開。休言九事八為律。興趁山陰棹可回。

檀欒會席上分韻得陽

懺後樊川感古狂。頭顱四十鬢將霜。春風休問那邊好。修到梅花夢一場。

檀欒第十三集墨水舟中看花得五絕句

細馬香衫簇粉華。白鷗水浸滿江霞。枕橋春夢依稀覺。一片芳心逐落

花。

野岸花開水樹明。酒家帘影颭春晴。鷗汀鷺渚分閑地。問到王孫復有

情。

踏青三月綺羅塵。絲雨片風烟景春。不是幽花相接引。梅兒冢畔恐無

人。

却喜美人傳燭遲。欲烟春月出雲時。笑他桃李園中客。如此名花曾未

知。

空江人去渺春流。伴鷺隨鷗洲又洲。修到烟波釣徒了。白雲明月一孤

舟。

分韻

酒味應同禪味諳。素心明月夜深參。可憐綠慘紅愁地。終古三叉水蔚藍。

癸卯五月仲二檀欒第十四會賦此乞諸先輩吟訂

涉園隨處試閒吟。清景聊存幽趣深。花逐王孫香入草。竹陪君子翠成林。詩年酒日風流感。佛劫仙塵旦暮心。萬有人間歸一息。山雲海月去來今。

詠落花步裳川詩家韻

雨打縵緋風絳緋。老來身世兩相違。誰披奏舞研光帽。難織同心連理衣。點々輕穿新樹下。蕭々暗戀故柯飛。春山剩有夕陽好。魂向黃昏何處歸。
清景知從雨裡生。綠陰幽草忽流鶯。當筵回雪舞姬態。落日浮雲遊子情。群影蝶如臨水亂。一身燕樣受風輕。春殘懶向東皇問。恩怨空歸半夜聲。
如此紅愁綠慘何。清明寒食記曾過。山留晚意懸微月。水逐餘情漾淺波。梁上香泥栖燕語。樓頭碧玉美人歌。三春無限纏綿恨。偏向江南花後多。

檀欒十五集賦此希席上諸先輩吟定

修竹敷陰到石欄。消閒妙計安排難。轄方投去堂成哄。書已澆來飯又攤。三徑翠牽風脉々。千竿影滾月丸丸。斷梅驟暑小園裏。獨有凌雲處士寒。

席上分韻得先

峻嶒山字聳吟肩。醉裏詩成若涌泉。庭竹千竿窓四面。風漪捲起簾紋圓。

檀欒第十六集賦此希諸先輩吟定

泉聲洗耳絕塵埃。修竹深邊小宴開。新翠合尖扶月上。暗流分派湧雲來。有同調客詩輕敵。爲一宵遊酒占魁。欲逐當年河朔飲。烟霞料理費鹽梅。

席上分韻得蕭

小池水漲有魚跳。影雜青筠與碧蕉。帶得斜陽紅一半。園林暮色入鳴

蝟。

癸卯古中秋湖心亭檀欒第十七集分韻得真

欲養風流詩酒真。湖亭趁例會佳賓。夜廳梧葉暗愁聚。秋入桂花清賞新。萬里碧雲來有雁。一天明月贈無人。工夫須向醉中破。奇句誰先驚鬼神。

又絕句

詩酒湖亭賞意真。一年無恙值佳辰。天壇仙桂花如霧。又作中秋觀月人。

癸卯古重陽待我歸軒檀欒小集賦此希諸先輩吟訂憶

去歲此日此會送吳摯甫京卿歸清國不圖生別今已爲

死別即用當時唱和韻志今昔之感

欲向蒼旻問去程。一詩空續舊題成。天涯故國傷心跡。客裡陽關墮淚聲。燈與夢殘微有影。笛吹哀徹了無情。高秋值此黃花節。風雨年年

又滿城。

醉後一絕乞正和

秋到黃花奈老何。詩愁偏向酒邊多。明朝莫過東籬下。折後幽姿瘦似他。

歲晚湖心亭檀欒小集賦此請諸吟壇斧正

霜後蕭々落木天。湖亭極目欲無邊。烟籠夜色水如冷。月逐秋心入樣圓。拚把冠裳何處擲。不知陵谷有時遷。半生樂地酒杯裏。一醉一醒還一年。

待我歸軒檀欒會賦七律二首

清風明月舊知音。一笑對之披素襟。碧竹留賓深處玉。幽泉洗耳淨邊琴。斯文載道窮天地。有酒論交酌古今。磨盡閒愁無可觸。白雲千歲卷舒心。誰復洋峨論嗣音。故人相對互推襟。落梅之曲偏依笛。流水無絃始有

琴。滿地春風游跡昔。一燈夜雨懺餘今。青山別作遂初計。欲趁鹿車偕隱心。

分韻得侵

修到此花緣可尋。美人翠袖暮寒深。一枝斜處一枝直。明月春添夜々心。

詠梅次陸游西郊尋梅韻

放翁詩句冷而艷。因險出奇不知厭。常隨翠羽分仙壇。何與紅杏伴酒店。萬玉萬妃萬玲瓏。一羅一浮一念念。無夢可覓看不見。水清淺處影倒覘。白盡天地忘黃昏。會專春夜明月僭。詩酒技癢倩誰爪。烟霞痼疾從渠砭。橫烟老幹高士伸。飄風暗香美人欠。明日溪外好泛舟。雪景較量茗與剡。沈吟忍凍毫頻呵。意境初入蔗味漸。詩星分占東壁光。燦爛影動詞海灑。

分韻得尤再詠梅喜皇軍第一捷

傳來芳信解人愁。乍破荒寒日氣遒。勁質古梅腸鐵石。鱗皴蒼鮮影蛟虬。江山失險雪千里。天地無塵春一樓。二十四番從是始。兵家月令亦風流。

社日草堂檀欒小集賦一律

邊境烟塵入鼓聲。風光劃斷海東西。雨收社日天將燕。月落春闈曉易雞。玉笛聲吹離恨散。星烽影引客心迷。關山不隔迢々夢。滿路梅花趁馬蹄。

席上分韻得麻

湘簾隔着小桃花。雨濕紅邊燕認家。試向風前問消息。春光猶未到天涯。江城三月好烟霞。夢入池塘詩意賒。怕看東風春草綠。鏡中公案鬢邊華。

溼上酒樓作五絕句求檀欒會諸賢和

將及綠陰幽草辰。傷心又作惜芳人。落花萬點霏于雪。幻出塞邊千里春。

鷗邊之水蘸殘春。血染桃花雨後塵。白戰當場能挫敵。功名誰抵廣軍神。

江東花後已過旬。綠樹如烟接遠津。領此猶清和月景。一遊來作白鷗賓。

負公十歲此青春。花月今來未斬新。帶得茶烟禪榻感。酒家簾幕話前塵。

山露双尖眉黛皺。清歌一曲上紅唇。黃昏亂点楊花雪。月下欲寒微醉人。

分韻得先

渺茫春水接春烟。春雨春風年又年。樓外雲容如客懶。花間鳥語與人圓。憑將一夜相逢夢。欲結三生未了緣。賴有韶光壽文字。狂歌痛飲

酒樽前。

春柳步裳川詩家韻

緩々而歸鳥共歌。綺羅香和麴塵多。深遮畫舫垂斜岸。輕拂珠樓映細波。少女風牽春恨裊。社翁雨帶客愁過。閨人莫說城南夢。代謝年光急似梭。

一絲一縷一相思。心緒萬端誰又知。粧閣風輕簾影窄。離亭月落笛聲悲。懶尋蘇小門前樹。欲乞觀音手裏枝。寶馬香車江上路。滿都光景屬春祠。

三月江上雨浥塵。輕盈嫋娜萬枝春。青帘影拂連錢馬。金縷歌牽渡水人。千里鶯啼迴懶夢。一池風皺做愁顰。高情別有柴桑里。歸去來兮好結隣。

待我歸軒檀欒小集賦五十六字

梅子黃時雨濯枝。連陰深鎖小窓帷。晚分兩部蛙成市。節過三眠蠶欲

絲。水意盆池猶渤海。山情拳石亦須彌。此中况味淡於夢。一笑春風勞所思。

席上分韻得侵

冥濛天氣入梅深。話盡西窓雨舊今。懶寫酒邊愁一片。芭蕉纔長寸餘心。

遠近山莊得槐南詩宗寄懷詩次韻却寄

廿六洞天判昏曙。寒暑一日締代絮。信中雲物生面開。千里目入蒼茫去。喜聞故人急理裝。逍遙相共身世忘。林下新設鷄黍局。半身猶蝶漆園莊。烟氣飛騰覆北嶺。星光燦爛射東井。境靜堪聽幽泉聲。天近可捉大月影。有時一雨失青山。雲烟滃起庭除間。山中光景尙如此。應知白雲竟未閒。

遠近山莊檀欒小集社友來往不厭遠重用前韻賦此道謝

確嶽之夕淺嶽曙。白烟如絮白雲絮。白烟盡時白雲生。白雲來處白烟

去。雲烟與客物外裝。心無所染機共忘。舊雨時來今雨亦。家僮掃逕林下莊。峰上成峰嶺上嶺。下有丹砂雲母井。銀河瀉地秋星流。池邊石訝支機影。山無山氣山不山。山中猶是塵世間。來來去去煩何厭。山有烟雲山始閒。

遠近山莊聞大捷荐臻述所感似檀欒諸君子

生聚教訓十餘年。衆志如城何儼然。籌邊樓上風雲急。笑指階前萬里天。北狄驕貪打草穀。燹後燕子巢林木。屬鏐一劍終無光。東門今日誰懸目。三軍萬馬忽亂江。遼東半壁築受降。時雨過處蒼生活。長使餘澤被萬邦。翻思胡壘據峒嶂。自稱金湯不可拔。穹廬落日收戰塵。封疆將失古鞞鞬。扶桑旭日靈光含。帷幄籌謀鬼神參。胡虜不保百年運。何人復呼星斗南。一將一卒身是膽。挾輔拔幟百戰敢。所向無敵即太平。天下誰作亂離感。廟堂諸公皆良臣。國無忠臣福祉眞。談論警世本徒爾。平章風月一閒身。吟心半夜凌渤海。聖朝風雅期揚挖。

薜蘿補此山中屋。嘯傲千嶽萬嶽月。

輕井澤遠近山莊檀欒小集夢香吟侶詩先成即限以其韻

有故人來爲啓局。蘇苔生色浸幽庭。高低樹々雲藏白。遠近山山雨送青。鳥語林陰容膝屋。泉聲石上洗心經。王朝法曲笛中譜。始自一千年後聽。

輕井澤別墅偶賦

塵情偏向個中消。茅屋三間路一條。碧水繞庭常有響。白雲入座不須招。鴟鴞晝靜篁陰嘯。狐貉更深月下驕。明日登山探勝興。振衣絕頂聽天飈。

朝昏靄靄碧山烟。疑是修真丹井前。生事百年猶未半。功夫一日可當千。鶯聲午引三春夢。麥浪寒生八月天。也好林莊偕隱住。不須勾漏覓仙緣。

西莊記事

驀地枕頭驚午眠。四邊唯看鎖雲烟。欲當何敵電飛地。空訴不平雷震天。夕日須臾懸嶺背。秋虹咫尺現庭前。閒中自有閒中趣。洗耳潺湲碧玉泉。

西莊次石埭先生韻

佳句千篇君勿慳。窓前對此好青山。歸來定是詩龕夢。猶與白雲分半間。風光有此眼前奇。留賞不知能幾時。避暑遠來纔兩日。夢中山促意中詩。

檀欒小集賦五十六字

桂後菊前談笑同。清宵燈火一筵中。露蟲夕響寒浮砌。雲雁秋心杳入空。夢有常尋山遠近。憂爲所繫海西東。今年不趁登高會。只怕重陽多雨風。

分韻得支呈賓燕太守

敢說楊州杜牧之。二分烟月會相思。客中第一關心事。應有新人買繡絲。

待我歸軒檀欒小集賦七律一章

雁天春小已飛霜。坐夜人依吟燭光。風竹淨傳敲玉韻。露蘭寒吐斷金黃。詩於忙裏多成懶。酒自醒餘始覺狂。轉眼百年渾一例。看他傀儡又登場。

己酉歲遠近山莊銷夏小集賦一律

別有醍醐徹底深。清涼萬斛一詩襟。白雲可茗溪聲煮。明月堪杯山色斟。誰放無量口中語。酬他長廣舌頭吟。閒扉盡日任風叩。自喚主人空外音。

遠近山莊檀欒雅集席上分韻

先生投餌得何魚。目目從容淺淺渠。別有空鈎釣詩計。山中今歲報多漁。目目小斑魚

席上分韻得佳

紫髯碧眼一儕儕。如是啞吧衆口諧。天女那知傳粉黛。雨花觀裏奏淫哇。一心所願者口發即成啞吧

席上次裳川詩家韻

好與群仙作卜隣。曆無催老是長春。君如水影我雲影。瑤草瑤花不避人。

次槐南詩宗韻

獨樹分枝蔭兩軒。幽花露墜夜來喧。當頭此物有誰放。從盡虛空月一痕。

次皎亭詩家韻

前嶺籠雲後嶺烟。鴻濛一氣洞中天。儘遭詩筆閒驅使。不學醒仙學醉仙。

石埭裳川夢香皎亭諸友同車下山歸家賦此博一粲

謔浪紛紛談屑霏。言非如是是如非。山中野飯彘兼魚。禮了白雲仙客

歸。滑稽傳辯捷之人言非如是言是如非

待我歸軒檀欒小集賦此需諸先輩高和頃日三和梅松樓主人贈余以鈎鎖力士像雅邦橋本翁亦曾見惠自畫指月禪圖分貝之士所藏如斯不敢說同田之徒也詩中故及

碧檀欒韻入新編。餘事風流遊幾年。吟友將期微雪日。歸鴻不待百花天。阿吽鼻屨拔山力。語默參通指月禪。詩酒一場俱一笑。人間難了此因緣。

檀欒小集賦四韻時三橋圖南兩太守入都禾原學鷗兩

君在天外詩中故及

一樽春話舊。萍梗跡相同。芳草無邊雨。落梅何處風。詩能輕萬戶。氣可傲三公。莫道塵寰事。青山在夢中。

醉後得一絕

竹是檀欒盟可尋。江湖風月白鷗心。盤無兼味令人瘦。唯有此君留客深。

墨水行用溫飛卿東郊行韻

萋萋望入水邊道。中有當歸不歸草。不知王孫何處遊。蘼蕪香老春又老。天絲搖曳前洲蘋。白鷗泛泛波鱗鱗。名士俊才錦囊句。美人慧業歌扇塵。詩家法律有誰守。不說風塵牛馬走。春風千里鶯啼中。綠又映紅花與柳。

墨水看花遊中得五絕句

江花如笑柳如愁。惟有忘機浩蕩鷗。春櫓一枝柔盪去。游仙橋接夢香洲。琉璃春水蔚藍天。橫笛短簫籠午烟。燕子蹴花風上下。紅千萬片美人船。

春色欲流鶯語中。清明時節怕多風。王孫不見靡蕪路。花下何人繫玉
 驄。
 大江一道彩旗分。春屬凌波水上軍。誰識騷壇諸老將。花天月地制風
 雲。
 風動花枝春欲寒。邊愁偏入夜雲端。樓頭同是一痕月。百萬征人塞上
 看。

酬雲州橫山耐雪見贈併似槐南詞宗疊韻

古國喬木山陰道。神山千古生芝草。卅一字歌傳國風。月下有人老未
 老。扁舟誰采松江蕝。意釣所期不凡鱗。香轉晴光萬頃水。美人洗粧
 游子塵。烟霞此地造化守。詩傳勝概遠邇走。遙知王孫別有鄉。好繫
 歸心并州柳。

墨江烏影半樓觀花席上分韻得麻

扁舟一葉水三叉。十里長堤半酒家。春草春波相映碧。夕陽紅殺白櫻

花。

春草次裳川詩家韻

二月燒痕空復情。夜來烟底一時生。園中無主蹤難訪。池上懷人夢尙
 明。映水欲青兼欲綠。抽春宜雨更宜烟。東風南浦經新別。此恨綿綿
 不可名。
 看來遠近有無間。兒女嬉春遊意閒。周氏庭階生氣動。館娃蝴蝶夢魂
 還。羅裙帶雨色分翠。香袖唾花痕作斑。一路飭簫聲裡隔。紅雲缺處
 又青山。
 花外夕陽連一天。寸心乍被蝶蜂牽。叢深狡兔成群躍。茵軟征人帶醉
 眠。碧血化爲原上色。嫩香輕破馬蹄烟。東風寒食清明夢。不到池邊
 到塞邊。

首夏檀欒例集得三絕句

丁子頭肥將脫了。乙禽巢定不違孚。倩誰好畫山莊壁。四月薰風耕織

圖。

竹兩三竿綠四隣。清風明月此佳賓。百花墨水遊猶昨。又醉檀欒杯裏春。

午夢回時林景幽。綠茶新味白磁甌。餘花送雨梅迎雨。修竹過秋麥入秋。

寒翠莊檀欒會席上和夢舟主人韻

松蔭人坐石。臨水弄潺湲。斜影風中燕。新聲雨後蟬。蜀茶煎活火。秦篆結香烟。今古狂歌士。來過五柳前。

輕井澤山中檀欒例集賦二律

小築織茅編竹成。洞中天地客堪迎。慣聽流水已無響。去躡白雲如有聲。招隱詩曾傳妙旨。消閒方在養吟情。酒杯好換看山笏。石上焚香一笑傾。

石罅清泉沁碧苔。林扉閒帶白雲開。流鶯八月留春在。老鶴三更警露

來。俗似朱陳同世族。夢追劉阮入天台。山中未訪山中勝。杖屨却遭都客催。

席上分韻得侵

遠望山上白雲深。來入白雲無處尋。無處尋中猶可即。白雲幽結主賓心。

游明泉寺觀音院

天風一道下空蒼。雲鎖松杉六月涼。靈鬼揮斤削山骨。美人假手涉羊腸。願將佛地闕伽水。化作吾家般若湯。題句匆匆留別去。鐘聲早已送斜陽。

檀欒諸君子將下山而歸即次槐湘二公見寄韻賦似

鶴夢醒來松石間。忽追塵夢客將還。參差笙吹風生澗。遠近鷄聲月在山。却想到家非舊里。不知采藥住仙寰。殷勤爲道中秋節。丹桂花開好共攀。

答裳川詞宗見贈

忽攬萬峯我家翠。使我却拜金玉賜。詩人狡獪能弄奇。故押賜字卽此意。詩國誰分天下三。山河形勝君所諳。詞源萬斛百泉涌。下無底處爲深潭。能知君乎彼蒼者。七星當戶北信野。隻手摘之羅胸中。文字自有大塊假。松林冷露霑我衣。草色偏怯先秋腓。浮世百年以何送。杯中有物忘塵機。無乃大鵬與君似。搏搖擊水九萬里。醉鄉藩籬天地寬。青蓮醒笑斥鷃子。

檀欒例集賦此希諸先輩高和

銷來裙屐軟塵紅。草木作聲秋以風。紫電礮寒擊市。赤龍儻忽夜燒空。漫追腐鼠嚇雛技。應笑明珠彈雀功。留客檀欒居有竹。清音憂玉月明中。

檀欒會席上分韻得陽贈禾原居士

聞道偶過林下莊。一枝秋色飽新霜。楓人應受薰陶化。比似諸公錦繡

腸。

檀欒會賀石埭先生華甲壽

風流文字足新材。六十從今壽域開。盛句錦囊珠萬斛。後人定拾唾餘來。

秋蛇青蚓勢相爭。雪白吳箋劈得輕。誰把潤餘金百萬。詩龕好鑄石先

生。

金羅之外自成家。畫趣更添詩趣加。沸沸酒香吹十指。一枝圈出墨梅

花。

丙午一月上浣槐南種竹蓄堂三君過訪待我歸軒余不

作詩已數旬偶席上分韻得支不覺技癢卽以詠懷

春欲梅時天欲雪。夕將月處柳將絲。傳來消息緣何事。又被東風促一

詩。

無復君王怒偃師。錦棚新架太平時。登場多是金龜婿。薰罷朝衣更畫

眉。嗤他刻木又牽絲。大匠斲輪知者誰。八道鷄林生曙色。冲天一鶴舞春曦。

檀欒例集賦此紀事

衣錦三軍奏凱旋。滿城瑞雪兆豐年。韻餘競病華林宴。文雜亞歐王會篇。不夜乾坤無影月。已春時節有情天。臨風想到餓葶野。日暮蕭條墟落烟。

墨水舟遊用杜少陵風雨看舟前落花詩韻

紅橋絲柳千萬枝。落絮如雪罩春籬。飛隨胡蝶依芳草。東風作意不斷吹。三叉江上木蘭楫。微寒生水美人怯。當年恨事知者誰。綠場紅迹夢空接。月照細眉粧鏡高。臨風何人歎二毛。酒邊漫唱懊儂曲。別樣風流別樣勞。

墨江花後遊中得五絕句

三月百花爭色來。樓簾舫幔一時開。俊遊却避遊塵鬧。打槳閒看綠葉回。
無多春色等閒移。舟載群仙江步遲。對酒也憐歌舞地。山香一曲欲終時。
綠意紅情忽暮春。花飛絮落路傍塵。惺忪十有餘年夢。此夢今來最惱人。
旗亭近水暮寒微。強把深杯醉不歸。解事佳人遺半臂。風花如雪滾天飛。
不須蘓杜說離騷。粧點太平唯粉毫。烏影半樓春欲夕。遠山如黛月波高。

遠近山莊偶題

鶯語欲寒蛩語流。空諸所有倚雲樓。人間甲子迥然別。直自晚春臻早秋。

古重陽前一夕檀欒會賦此

畫出檀欒主客圖。乘秋休遣此心孤。色來空際露霜是。聲在樹間風雨乎。大夢迷離猶可味。一時遊戲恐他誣。滿瓶黃菊通宵飲。醉到明朝插紫萸。

曩日祭詩龕雪集分韻得真詩未成昨來天又雪即興賦此

雲容雪意寫難真。一白無邊天地新。溪上梅花看失影。窓前蕉葉獨描春。

醉後賡前韻

坐夜論交情自真。雪晴月影與梅新。談留本事虚心友。同醉檀欒竹葉春。

待我歸軒檀欒例集賦此

渲染春光卯色侵。天暓暖氣釀輕陰。娑娑柳影纖腰舞。宛轉鶯聲俗耳針。詩與人圓皆可囑。交如水澹始知深。小園竹下攀頭趣。亦是異苔

同一岑。

檀欒例會戲賦五絕句

文陛翠陰長托生。未曾奴僕視榆檉。風流弄炕鸞栖好。深夜恍聞絲竹

聲。

感舊百篇詩句新。夢耶非夢夢猶真。敢將長老戲琴操。綠葉成陰始惜

春。

一點犀心欲訴天。柳絲樓上有青蓮。綺窓偷貼一雙月。艷妬誰成酥乳

篇。

盤上題詩雲雨春。文章有富莫言貧。李紳應有送杯酒。憶殺當年張又

新。

家對溶溶墨水流。游仙橋下繫蘭舟。未曾鉤却鞦韆索。樓上有人垂竹

兜。

遠近山莊偶賦長句寄檀欒諸友

晚鶯嬌語美人曲。宛轉一串迸珠玉。江南春色昔遊地。憶否千里紅映綠。遠近山似美人姿。美人深坐蹙娥眉。高唐一賦同一夢。行雲行雨多所思。野花香膩美人鈿。可憐秋影帶妍荷。露珠錯落紅葳蕤。夕陽幽逕蝶相戀。悄來明月美人魂。嫦娥莫是長情根。高枝堪折藥堪搗。雲裳霧珮爲誰奔。醞翻法味美人酒。待君一飲遠塵垢。白雲不盡闕伽流。觀音朝暮拱千手。

山中二律寄似都門諸同人

溪泉碧繞小亭臺。廿六洞天天外開。蝶栩栩牽誰夢到。鳥嚶嚶使我吟催。四山遠近雨前後。千樹高低雲去來。林下早開鷄黍局。好將此景供詩材。

山莊雨霽夜嵐青。涼欲催秋酒易醒。大月當軒空萬燭。繁星入水引孤螢。胸中詩貯閒丘壑。眼底文留小典型。一曲放歌天地寂。更深松下鶴來聽。

戊申八月遠近山莊賦此代檀欒會招柬

偶坐林泉同宿緣。吟魂况又一年年。野花作態微含露。山月爲容淡抹烟。沉澗杯中蛇影沒。沈寥天外鶴情牽。因風寄語都門子。踏破清涼界大千。

遠近山莊次青萍詩家韻

詩酒相逢歡笑同。神仙以外萬緣空。都門前日納涼興。移向山雲容裔中。

戊申冬檀欒會酒間分韻得尤

林下檀欒把臂遊。好將何物會名流。烟雲懸月作供養。竹肉吟風相應酬。塵暗扇恩知水逝。夜深燈意與人幽。歲寒不改此君節。味得甕頭春色浮。

檀欒小集分韻得支

今日須詩今日詩。鄭聲即是付鍼兒。梅天幽趣無多子。新樹風薰雨亦

奇。

己酉六月檀欒小集偶成

敢言歲月等間侵。滿眼文章豁此襟。摠斗片灰塵海岳。蹄窪殘溜浪雲岑。殷憂誰見古今變。洪嘯獨知天地心。理語笑他何勃率。在家禪墮野狐深。

檀欒會分詠舊藩主吉川侯一年祭追悼詩題梅雨有感

得寒

綠葉成陰春夢殘。欲黃梅子逗餘酸。尋常五月家家雨。何事今年特地寒。

山中檀欒小集賦此

風生谷口解餘酣。今舊雨霏林下庵。山影雲痕有心契。夕陽迫出許晴嵐。風露易深秋易酣。幽花幽草遶孤菴。寒山一角斜陽好。閒寫愁心寄暮

嵐。

窈窕山色鎖瑤臺。洞口雲開笑亦開。置酒南樓尋舊約。美人天上捧杯

來。

清風如水拂銀臺。一片好懷雲引開。日暮群山推月上。滿天爽氣逼人

來。

青山如佛白雲仙。雲自無心山欲眠。山色昏昏入三昧。去來雲影別開

天。

好客是仙居是仙。長橋鎮日臥雲眠。閒披苔石敲碁子。響入蒼茫洞外

天。

雷公作怒車轆碎。天女弄工錦繡奔。想得離山山下路。一聲一閃一驚

魂。八月十二日雷雨

山月影孤隨夢落。野雲痕冷逐秋奔。關心景物撩詩去。空役幽尋夜夜

魂。追懷槐南

靈草瑤花秋一場。堪收藥笈又詩囊。何緣此物鍊過得。欲向先生問定方。贈石埭

翰墨何須爭上場。詩人腹底似空囊。名山此處當書讀。便是人間未試方。

題自著三筆後

一葉驚心秋入林。梧桐井上墮輕陰。高山流水志空在。誰續至人身後音。

辛亥十二月仲三東台常盤花壇清集賦一律

風塵回首又殘年。何處摩夷問勝緣。佳友猶情倚籬落。美人有夢忽溪邊。恣愚肆拙狂同古。酌聖斟賢覺近先。長物素期無用用。梅花寄在一壺天。

席上分韻得東

倚盡高樓遙夜中。半痕山月悄當空。人家百萬戶相望。長笛一聲何處

風。

遠近山莊銷夏寄種竹山人

近聞病起促吟鞍。且鍊吾家九轉丹。山勢却憐如骨立。未秋入字一峰

寒。前年種竹在山莊莊前一峯形如入字山人名入字峰

又

一心空萬有。鄉是屬無何。愛靜庭移樹。懷幽屋補蘿。停雲情自藹。落月夢猶多。瘦骨兼秋健。山人五字哦。

鷗社大會舉亡友追薦之奠席上次蓄堂詩家韻

于月于花醉幾回。春風不改此樓臺。傷心綾瀨羅如水。織得詞人暗淚來。

哭槐南博士

莫是先生自挽詩。歸舟百韻欲賡誰。語言道斷無量痛。千萬羈來不埒悲。笛裏梅花吹夢夕。屋梁落月引魂時。佛頭一物何須着。風雨他年

書
翰
集

宿草知。

待我歸軒詩存

九三〇

槐南博士追悼會席上分韻得歌

觸目傷心奈我何。堪聽南國美人歌。一場春夢憑誰問。風打飛花逐逝波。

待我歸軒詩存終

法學博士 花井卓藏氏宛十一通

省冠、我兄の無事なりしは本月四日早く之を聞知せり帝都の物質文明は焼失するも我兄の無事にして精神智識が此難を免れたるは不幸中の大幸也、生は無事何事もなし、御都合相付いはゞ此地へ御來遊靜養されては如何如何、今日始めて通信が開かれたるに付右御見舞まで申上り 草々不盡

癸亥九月二十二日 (大正十二年)

輕井澤より

衷

頓首

稚翠老兄大人侍史

始めて尊書を拜す例の筆勢紙上に活躍す劫後親しく清容に接するの趣あり、生義來る二十三日より二十七日まで名古屋に行き二十八日には歸輕井御入山ありては如何、紅葉も盛んに可有之いゝ老ぬれば見るにもまさる思ひかな都のたより聞く此身には「で餘り東京に歸りたくもなし、夫より信州第一の温地別所温泉にでも行きゆるゝ歸京可仕と存い、普選問題に付ては小子の持論を草し只今印刷中にい得共百ページにも近きものにて今月末にあらざれば製本出來申間敷い、御参考とも相成いはゞ國家の大幸と奉存い、右御返事まで 草々

癸亥十月二十日

輕井澤より

衷

頓首

稚翠盟台大人侍史

書翰集

拜啓名古屋より歸輕後早速取調ひ處硯も墨もよきものは無之。間に合せに手許に有之いものさし出ひ間御落掌奉願ひ、兼て御承知とは存ひ得共長府の田中隆氏長男隆成氏先般京都大學卒業後同大學院に入りい處、今般檢事志願の趣人格に於ては申分無之に付試補として練習の上は一人の良檢事を得ることゝも可相成ひ、付ては御序の節何卒老兄より鈴木檢事長へ右採用の儀御依頼被下間敷哉右御願まで 草々

十月二十七日

衷 頓首

稚翠博士盟契大人侍史

大本事件に付足立氏へは本年中は差支ひ旨申送置ひ、小子は明日輕井澤に歸り十日東京に入る豫定にい處荊布の持病により兩三日延引可仕哉と存ひ、歸京の上は居を小石川茗荷谷町二九(電、小、二八一〇)にトし併せて御通知申上ひ、事務所は元の小屋掛也

十一月初八日

信州別所柏屋別莊

江 木 衷

花井卓藏様

今朝歸京の上熟々相考い處、大本事件も昨日裁判所との交渉の模様にては所謂泣く子と地頭でとても始末に相成不申、さればとて辭任すれば唯裁判所へ對する關係に於ては夫れにても宜敷も折角本人が力と頼む辯護士とし

ては其義務に忠實なるものとは申され間敷に付半日^〇だけにても老兄の都合操合を得申度存ひ、即ち六月十五日より六月二十四日迄の中に誰辯護士は何日何時より誰辯護士は何日何時よりと豫期を定め何日にても老兄の都合相付い時間に二時間宛位にても三時間位にても御辯論相成い様の仕組に仕外無之と存ひ

甲子五月十七日 (大正十三年)

小石川茗荷谷にて 衷 頓首

稚翠盟契大人侍史

其後は御元氣と奉存ひ、小子事去る二十三日輕井澤に入り昨日より當地に引移い處、靈泉は極稀薄なる碧色を帯び玲瓏玉琅玕の如く氣持よし、御一遊ありては如何々々 六月念七夕 衷

稚翠盟兄

仙臺客舎の御消息を得て以來御近況如何哉と相考居い處忽ち靈章の一下に逢ひ引續き御健暢の段大に安神仕い小子義は今夏は何事も爲さず只々ブラ／＼消光罷在い次第にて來月二十日頃に一寸歸京の外、引續き當地に在るか或は別所溫泉に遊ぶ事に可致と相考申い、尤も十月四日は名古屋に一寸出頭し其後十月一杯は右別所溫泉に滞在可仕敷と相考居い

大本事件に付ては其後淺野氏よりも大本々部よりも何等の通信も無之如何哉とは相考いも此方より何も督促す

べき筋合にも無之、足立氏に於て御引受相成の上は同氏に一任するの外無之何も御高見の通りにて毫も異存も無之、平松氏は碓井嶺の神官の家を今夏避暑の根據地とせられ居り、間日々往來仕居いて、右の上告の件に就ても御話有之、處矢張り御高見の如く被告等本人の意向に放任するが當然の事と談合仕、併し平松氏も平生の豪勇に似ず昔より言ひ傳へたる碓井峠の怪物一つ目小僧の出現に閉口し數日前歸京相成、間小子も頗る寂寞を感じ申、御寸暇も有之間敷、得共御都合出來は、御來遊御靜養ありては如何、見苦しくは、得共御宿可仕御奮發願上、草々

甲子八月二十九日

輕井澤にて

衷

頓首

稚翠先生大人侍史

親書を拜し例の如き豪健の筆勢御健勝の一端を了す敬賀何ぞ之に加へん、小子は是より當地に在りて大本上告理由を草し輕井澤に紅葉を賞し、豫定に、小子も歸京を急ぎ、事情も種々有之、歸京は來る二十一二日頃と相成べきかと存、唯々御來遊靈泉に緇塵を一洗し玉はん事小子の切望に御座

右大本事件上告理由は一ト纏とし三人の名前にて提出致、方可然乎と存、素より重覆の論點も可有之、得共抵觸さへ無ければ重覆ありとも差支無き事と奉存、御高見如何に可有之哉、上告理由案出來の上は豫め御叱正をも御願申上、此事に付ては來る二十日迄には平松兄も當地に來遊の約も有之、に付篤と相談仕り更に御高見相伺可申、右要用まで 草々

甲子十月十一日

信州別所温泉にて

衷

頓首恭頌

稚翠先生大人文安

秋冷相加、處御動定如何、小子事去る六月より輕井澤と別所靈泉との間に優遊し、昨日歸京仕、陳者大本事件上告趣意書は我々三名にて連署一纏として提出可致、此義今般御願申上、次第に、得共御承諾被下、は、平松君に取纏方相願度存居、右に付小子の卑見別紙の通り立案仕置、何卒充分御加朱御叱正被下度願上、其中拜眉萬々申上、得共取急、まま不取敢別紙附郵仕、間御落手被下度、草々

甲子十月念一日

衷

頓首恭頌

稚翠先生大人文安

内は社會主義を煽して我身を火し、外は國家主義を揮つて我家に迫る、只々夢魂の驚き易きあるのみ、舟已上山移不得、何來濤聲蹴天聲

甲子歲抄

衷

謹頌

稚翠盟契大人吟案

書翰集

當場愧儡衆愚依、欲以私論決萬機、舟已上山移不得、何來激浪蹴天飛

甲子歲抄

冷灰 衷

謹頌

稚翠先生吟案

法學博士 鵜澤總明氏宛三通

柳放花舒之辰日増御健勝奉賀い、陳は兼々御内示之如く例の主査會も今日の處慢性的討論場之觀も有之先途心配之次第にい得共、歸する處立案上新舊思想之衝突を融和すべき具體案なきも一原因歟と奉存い、小子之卑見にては歐陸之舊典型を以て此日本國民を強制する事は到底不可能と奉存い、不取敢別冊蕪稿拜呈仕い間此上充分之御示教を仰ぎ奉い。萬讓拜唔神往不盡

庚申三月念九 (大正九年)

衷

頓首拜定

鵜澤博士老兄大人 侍史

時下益御休暢奉賀候、陳者卒爾乍ら父俊敬事國難に殉してより五十有餘年、事は天聽に達したるか先般靖國神社へ合祀の旨被仰出、尋て贈位の御沙汰を蒙りいより前後詩歌を寄せられたる先輩知友も不尠、依る此際取纏め

冊子と致度茲に拙作奉供高覽い間偏に御吟訂奉願候、素より右の次第原作と申す譯合には無之、詩歌を論ぜず韻脚を問はず何なりとも玉詠を賜はらば榮荷不過之と奉存い、尙ほ御知己の御吟朋にも可然御傳奉願い 草々不一

大正十一年初冬

江木 哀 頓首

澹漱先生大人 侍史

辛酉霜秋過郷里、調有恪公之墓感極無語、退而紀事、

雨露陵柏綠垂垂、來捧黃花秋一枝、休謂風人肯無句、語言同斷是斯時、

歸途普濟寺展墓、父執亦皆已歸塋域、即志感

五十餘年俯仰間、神仙尙且不留顏、依稀雲物風塵外、一氣千秋動故山、

冷灰 衷

拜定

都門之春雪、降ると見る間に消え失せ何となく寒さも薄らぎたる心地仕い折柄、雲章忽ち一下し來り昨日之委員會之消息を傳ふ、梅花一時開ものかと相覺申い、此上は貴族院も無事通過する様一に先生の御力に待つのみ有之、小子は唯々心配罷在いが同院之老人連を動かしたるは先年之議會に於ける湯淺倉平氏の人權蹂躪演説に有之趣に聞及びい、同氏は小子と別懇の間柄に付昨日一書を裁し卑見も開陳仕置い

玉什御惠示榮荷々々感吟仕い、凜賦操持と謂ひ愷悌清高と謂ふ精練如玉、他人得て言ふべからず

書翰集

九三九

奥様へは先生より宜敷御傳へ被下度、如何にも難有奉存い、印刷之冊子には詩と歌とは別に可相成歟とも存い得共、雙壁として一家に相傳へ御家庭之美風にもあやかり度、其中用紙を撰定し改めて御揮毫相願可申い、殊に歌意透徹用語清雅、靖國の春と結ばれたる處詩家の秘訣也、直ちに漢詩に翻譯し得べし、試みに轉結を補はんか五十餘年霜雪後、開成靖國社頭春

と可相成い得共是にては尚ほ平々凡々たり、詩にては靖國春にては語を成さず、然るに國語にて「やすくの春」と通はせたる處は和歌之長所にて漢詩の遠く及ばざる所妙味得て言ふべからず、之に反し小子は和歌の妙味を漢詩に移さんと試みたる事數々なるも果さず、折柄去る紀元節に輔成會に免囚救助之御下賜金あり、司法省より紀念の爲め何か一首物せよと申來いに付不取敢

國家人道制興初、德澤仁風化育舒、癸亥春句紀元節、天恩如_レ雨及_二刑餘_一。と駄句り置い、春句之句如何可有之哉、奥様之御高見御洩被下度願上い、梅信將通餘寒尙凜烈爲邦家御自玉是祈

二月念四日（大正十二年）

衷 頓首

澹漱先生大人 侍史

武藤山治氏宛一通

尊書只今拜讀仕い、左に御返事申上い

橋爪君の御話により繼續委員設置建議案必要との事に付先日申上い通り立案仕い次第にい、素より右建議案が果して通過するや否は問題にて多分否決さるべくい得共、兎に角右建議案を提出すれば其理由の御演説にて實業同志會の政綱が天下に知れ渡る事と相考申い

御垂示の財政問題は至極く面白く相覺い得共是にては建議案にあらすして總理大臣又は大藏大臣の施政方針演説に對する質問に有之、此質問に於て先生の抱負が口頭を以て辯明さるれば此上無き事にてい得共、兎角少數黨は他の多數黨に壓せられ質問の機會を得ること能はざるが從來の慣例歟と被存い

まご／＼すると建議案でも質問でも往々口頭にて議會に之を公表するの機會を失することあるが今日の流弊と存い、何にしても先生が議會に口を開くの機會を得ることが第一の考へ物に可有之い

建議又は質問の趣旨を書面にて提出すると、政府は概ね議會終了後に書面にて單簡に賛否を表明するまでに止まりいが從來の慣例にい

建議案とするも大臣の演説に對する質問とするも少數黨が御意見を議會に公表するの必要有之、孰れの方が此機會を捉へ得べきか、是は議場の實際に慣れたる議會通に御相談の上至急御決定可有之と存じい、只々小子に於ては別に意見あるにあらず先生の抱負が議場に公表せらるゝ事のみ希望仕いのみにい、短期の臨時議會に於て少數黨が如何にして其意見を公表し得べきや、先づ其方法に付御研究專要と奉存い 早々

甲子六月十又六夕（大正十三年）

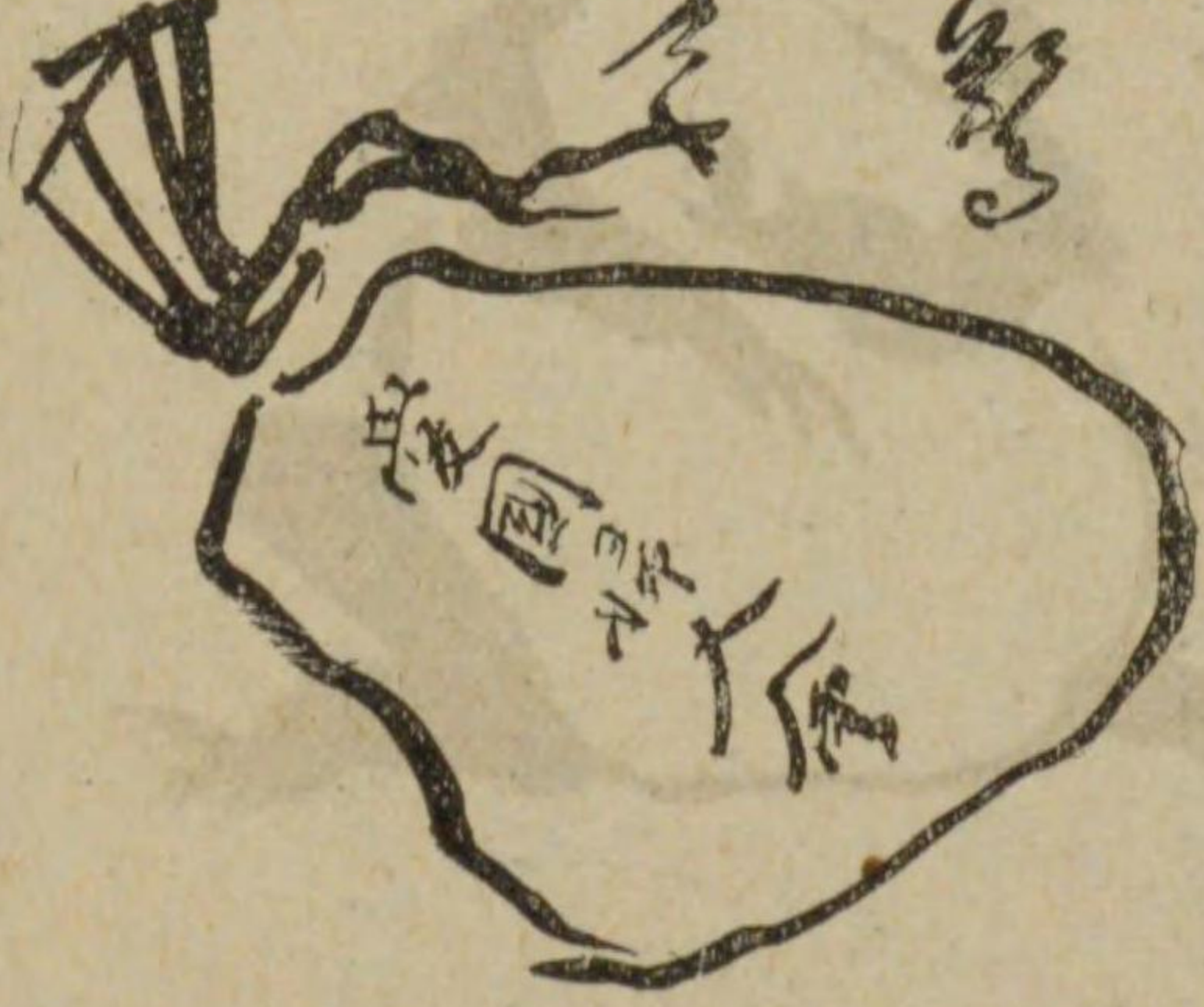
衷 頓首

武藤山治様


○議會に於ける少數黨の悲哀に御注意願上候

内野五郎三氏宛二通 (大正三年九月)

征人今已右邊城邊寄書中
 無忌情新多竟然
 誘恣饒者香移之
 乃誰者
 中宣行々大所若然



屠禁自傲大和竟
 漫語萬邦唯旭曠
 肝目曠來晴
 腹脹柳道池
 畔是乾坤
 中宣行々
 乃誰者



法學博士 田部芳氏宛一通

拜啓昨夜華族會館にて老儒連と同座中、談偶々吾園先生の遺稿の事に及び御先考を知る人も不尠、殊に阪本三橋氏の如きは御交際も有之たる事として今遺稿拜讀いたし度旨小子より依頼し呉れとの事に有之ゆ、只だ先般小子よりも申上ゆ如く先考の維新前後彦根藩に於ける事蹟の明かならざるは同氏も同感に有之、主義如何を問はず今日之を公にするは却て趣味多き事に可有之ゆ、過般是と似合たる事に付或人に之を勧めたるに發句にて「花に問

へ過ぎし昔の夢の跡」との事なりしを以て小子も「夢の跡たどりて今日の花見哉」と駄句り返し置け、併し是は後日御再版もある時の事に依、右御願迄 草々

十二月初八日 (大正十三年)

衷 拜定

田部先生大人 侍史

阪本鈺之助氏は目下貴族院議員、宿所は麻布區、飯倉、三ノ四也

船田一雄氏宛一通

本月十五日附尊書今廿日拜受動定御休暢之趣大賀々々、生一家も幸に無事也御安神願上

十日以來の暴風雨山莊は豫ての計畫も有之渺茫たる水中に孤立して一城廓を爲すの趣ありしが、水勢は正直也先年の洪水に數倍するに至りて輕井澤唯一と稱せられたる山莊の橋梁も水中に没し、濁水は忽ち庭園内に浸入仕得共水は床の上に及ばず、損害は却て之を先年に比すれば輕少の方に有之、尤も山を控へたる市中及び溪谷間の家屋は山崩の爲め破壊流失せるもの尠からず未曾有の慘狀を極め申、反之我山莊は平野の中央に位するを以て出水と同時に河底は砂を以て填塞し平面一帯の淺瀬と化し、婦人兒童と雖尻を捲くつて東西南北に徒涉し得べく些の危険なきを以て、三笠ホテル等より却つて難を我山莊に避けたる知友も有之次第に、先年の經驗により食料品を貯藏有之別段不自由も無之、正午寒暖計五十五度と申寒氣は閉口仕、右の趣何卒長谷川院長小林

檢事正其他へ御報願上

大正貳年三月廿一日

衷 頓首

船田一雄様

ト部喜太郎氏宛四通

再度の御手紙正に拜見、身を以て火災を逃げのび玉ひたる情況如何にも思ひやられ申、小子も罹災民とは申せ此情況を目撃せざりし丈にても幸福に存いも、老來見るに勝りて都門の消息を聞く毎に胸を痛め申いものゝみに依、當地にも避難民も入り來りいもの不尠、多少救助の意を以て之を雇入れ不急の工事や庭園の手入に使用仕居い、平松上村其他の友人は如何なりしや、消息御耳に入りいはゞ御通知願上

荆布よりも是非當地に御一游の上御心をやすめられ度願上よと申事に依、花井兄へは先般中央大學宛にて一書さし出置得共届きたるや否不明也、兎に角寒からぬ丈の準備は仕置け間、花井兄にも御一游相成度御傳聲願上

輕井澤にて

癸亥九月廿六日 (大正十二年)

衷 頓首

唯我老兄大人 侍史

御來臨御待申居い、然るに小生事來る二十三日より名古屋に行き二十八日には歸輕仕い積に御座い、尙ほ紅葉もよろしくい間其御積にて御出被下度、又小子は夫れより信州第一の温泉地上田の近傍別所温泉に遊ぶべく御同行は如何「老いぬれば見るにもまさる思ひかな、都のたより聞く此身には」でゆるく歸京の筈にい、普選問題に付ては兼ての持論も有之、只今印刷中にい得共何分百ページにも近きものにて今月末にあらざれば製本出來不申との事にい、今の無學なる政治家が國家を玩弄物にする以上日本も最早是迄なりとあきらめ申い、草々

癸亥十月廿日

唯我盟契大人 侍史

衷

頓首

尊書拜讀益御清爽奉賀い、小子は遅くも今月十二日迄には歸京し小石川區茗荷谷町二九（電話小、一八一〇）に居を下しい豫定にい得共昨今當地は氣候如春紅葉織錦酒味も一層快よく相覺申い、兩三日中より別所温泉に浴し歸京の事に可致と存い

龍城翁の論文は無くてはならぬ計畫と存候間其中翁よりも其趣旨を聞き拙文相試可申い、小子は當地に在りて「普選問題統體觀」の一篇を草しいも三萬六千餘言殆んど百ページにも近き冊子にて此際印刷は頗る難事なりしも、末繁辯護士に於て引受呉れ今明日中には製本も出來い事と相成いも、同辯護士も病臥中各方面への配本も困難ならんと存いま、昨夜一人手傳に歸京せしめいも、主査會の審議に間に合ひい哉否頗る問題に存いも小子が國

家に對する責任は是にて完了可仕い

普選論者の説を聞くと普選は世界の大勢と申事にい得共是は實に正反對にて、最近の英米佛の學者政治家は大英斷を以て之を廢止せんと絶叫するが即ち最近の政治組織改良論なるものに有之、只々之に反對するは社會主義者のみにい

露國は已に社會主義の勞農政府を立てたるが、露國に離るべからざる關係を存する獨逸も近來社會主義の大に勢力を得來りたる現狀は御存の通にい、ソコで日本の獨逸學派なるものは從來獨逸の國家主義を主唱せるものなりしも、獨逸敗戦後の革命は社會主義に傾き學者政治家も亦之にかぶれたるもの不尠、日本の獨逸學者も亦之に雷同するものも有之たるに至れるかと被存い、普選も震災後の際物師の人氣取に實行するに至らば、日本もいよ／＼社會主義と相成學者も政治家も軍隊組織の下に平等なる勞働者と相成可申い、其時こそ小子も此日本を見捨て、林下に風月を樂む事に決心可仕い得共、老兄が此災害に避易して旭村の小川に目高獵を事とせんとするは早計なるべし 穴賢々々

癸亥十一月一日

唯我老兄大人 侍史

衷

頓首

恭頌首祚 甲子新年趨宮中

書翰集

和歌題意即希吟定

冷灰拜

劫後人心亂似麻

煽播更欲赤邦家

見說鴻鈎與時轉

迎新未悔讀南華

南方一枝氏(著者の舊師)宛卅五通

(年代の明かなるものは日付の下括弧内に記入す)

拜啓餘寒尙甚敷い處高堂益御清榮奉賀い、陳者毎度先生には御氣に入らぬ事申上い得共東台墨水も追々櫻花の好時節に相向可申に付ては、是非御上京相成一枝詩集の後篇には東都の御名吟御挿入相願度、錦城の光景のみが先生の御氣に入ると限る譯合にも有之間敷、我岩陽の詩人古來遷菴老子を除くの外概ね此境に止まるは遺憾千萬也、甚だ生意氣千萬の申分にはい得共當時東都知名の詩家は殆ど皆小生の知人も、淺學ながら門下の一人として小生より先生を廣く此等の人に紹介仕いはゞ先生老後の詩境一入興味を添へい半かとの微意御洞察被下度い、先生の謙徳は去る事乍ら謙徳にも大概の程度有之可申様愚考仕い、御上京の上は何も御心配無く又先生の不興を招く様なる事決して無之様萬々注意可仕い、又小生の淺學は何人も知る所門下生として先生の面目を辱すやの御心配も可有之い得共、小生も自惚心丈は一點も無之筈、如何なる吟社にも出入致し又拙宅にても月に二種の雅集相催し一は槐南、石埭、裳川、種竹、夢香、香國等の星社派、一は湖山、松坡、新川、蓄堂等に有之、已に一昨々夜も前者の集合相催しい次第に有之一二別紙に御目に掛申い、御奮發御上京相成い上は思ふよりも存外にて毫も窮窟の事も無之次第に御座い、右は實に胸中の微衷を開陳仕い譯合定めて御叱りも可有之い得共、吾師に對する

道に於ては自ら敢て不敬なりと信すること能はず、縷々の冗言偏に御海容奉願い 草々敬具

二月十一日

衷 拜

一枝老先生 函丈

尙々乍末筆、森脇、進藤、川戸其他諸君へ御序の節宜敷御傳聲是禱

昨日進藤老圃に久々にて拜顔、御近況相承依例御壯健の趣大慶此事にい

先般御懇篤なる御返書を賜はり奉拜謝い文章の壯豪明快なる素より敬服の外無之い得共其理由に至つては本職の法律論上到底承認難仕さればとて再び拙文を以て之を破らんとするも素より無益なり此上は強制執行の外無之と相考折角馬關に用事あるを幸機とし先般同地へ罷越いに付岩國へ立寄り腕力にて引張り出す目算に有之い處用事存外に手間取り歸途は急行直ちに歸京い有様残念至極に奉存い、今や滿都の春風我先生を待つ的好時機なり殊に來る十八九日頃には星社の連中と共に墨田川に落花筵を開くの約あり是非右に間に合ふ様御上京切望仕い草々

三月三十一日 (明治三十五年)

衷 拜

一枝老先生 函丈

乍末筆森脇先生へ同様御傳聲被下度願上い

御書正に落掌御壯榮の段奉大賀い、陳省彼城山地所取下手件に就ては尙ほ證據の不足なる所有之い得共、是丈にて捨置いも残念なれば今一度行政訴訟にて片付可申敷、委細は進藤先生と打合可申い

馬關より歸京の途次の大失敗如何にも残念至極なれども強制手段は最早斷念するの外無之、此上は哀訴歎願と出掛い積なれども其中時機見計可申上い、併し安疏老先生御上京に付先生の近況も相分り大に安神仕い、昨夜も已に槐南、石球等一派の星社連六七名にて墨陀に春江花月夜を賞し、安疏先生の御作もあり近古體三十餘首を得たり、都下にて他に比類無き盛會に有之、又去十六日は新川、萬里、風外、敬香等の混成隊にて一集相催、是又隨分盛に有之申い、先生の御上京なき一層の遺憾を増しい次第に有之い 草々拜具

四月二十一日 (明治三十五年)

衷 拜具

一枝老先生 函丈

安疏先生も昨夜は非常の御満足にて十年の命を延したと被申い、何卒先生の爲めに更に大なる盛會を催し先生百年の壽を延さんは如何々々

拜啓高堂益御清福奉賀い、本日進藤君上京相成尊書を拜し奉萬謝い

御高作の軒記謹讀仕い處如何にも愉絶快絶無此上相覺申い、師弟の眞情紙上に溢れ今昔の感に堪えずい、尤も御激賞を蒙りい點は敢て當る所には無之い得共、吾師の情として此等の句あるは、又人間の常態として餘程面白く

奉存い、拙作の軒記未だ推敲も充分ならず心附きい處別紙に記入さし上い間何卒御示教奉願上い

右は只今御高作を拜讀し不取敢御禮まで申上い、東都知友の唱和も有之いへ共いづれ其中御目に掛け可申い草々

二月二十八日 (明治卅二年)

衷 再拜

一枝南方先生 侍史

尙々拙作軒記御入用なれば幾枚にても御送付可申上い

爾後御無沙汰打過い處益御清榮と奉賀い、小生も不相變御休神願上い、當地別段相變い事も無之い得共清國吳汝綸滯京に付詩界も何となく人氣立居申い、同人は眞に清第一の名儒たるに恥ぢず風丰行動實に脱俗の氣を見るに足るもの有之、殊に官位富貴は彼の望む所にあらずと見え北京大學總教官の職を帯び乍ら今回は斷然郷里桐城に歸り、其地に自分の理想に合したる學校を起し以て清國の模範を作らんと志なり、昨夜拙宅にて小集送別相催深更まで筆談せり、先生が御上京もあらばと常に相考居い處にこんな事ある毎に残念に存い、昨夜の拙作并に先日永井氏に招かれたる時寫い寫眞入御覽申い、今般は森脇先生は別啓に不及宜敷御願傳上い 草々

十月十一日

衷 頓首奉呈

一枝南方先生大人 函丈

寅奉賀新正、本年も早々尊書を賜はり御厚情深謝々々

御高作乍毎度圓熟の段今更申迄も無之、溢美の點素り不可當り得共富貴渾抛去の語は甘んじて拜諾可仕、併し草莽の野人も君國は寸時も忘却すること能はず御訓示に任せ昨年分と今年分と元旦の拙作併せて別箋に録し供高覽、御叱正奉願

今日の日本臣民は憲法を有すれども憲法に依りて保護すべき法律上の権利は寸毫も無之牛馬同然裁判は野蠻時代に劣るの制度人間の世の中とは覺え不申、人權侵害など、怒鳴立馬鹿者も有之得共侵害すべき人權があれば大幸に存、只此古國に呼吸する四千餘萬も生き物なれば動物虐待の制度は廢止仕度憲法制定の當時故子爵井上先生が萬行の涙は是邊に向つて濺がれたる次第に、大逆非の原因は全然爰に存するは最近の實例に明了、文明國普通の制度を立て皇室を泰山の安きに置き民命を保全せんとする微意御推察被下度、親しく尊容に接して心事を吐露せんとするも山河相隔神往不盡

一月

一枝老先生大人 侍史

衷 拜訂

森脇佐伯大塚進藤諸先生に宜敷御傳聲是禱

春風扇微和の好時節台臺益御洪休千祉萬福、先般申上小生の素志も漸く實行の期に入り今日は沈黙の時代に

有之、併し世の中は極端の反動にや勤王屋の開業續々として自覺心なき國民に忠孝の押賣仕、風流韻事にも多少心を寄すべき餘暇も御座、處に槐南詩宗の逝去殊更に寂寥に不堪、近作一二奉仰御叱正、右御見舞旁神往不盡

三月念四 (明治四十四年)

老門生 衷 再拜稟

一枝老夫子大人 函丈

拜啓其後御起居如何不相變御壯健と奉存、さて別紙拙作實に見苦しき極に、得共兎に角充分御叱正願上、ヤレ性靈だの格調だの當地にても色々議論も有之得共、當時は明初の格調に性靈派を折衷するもの流行に付流行形に相試申、得共何分面白からず、御刪正に一任する外無之、まづは右まで 草々不盡

四月二十五日

衷 拜

南方先生 侍史

昨夜進藤先生御來臨にて彼城山刈野の件御協議申上候處一件書類にて論所の刈野たる事明白に有之得共、所謂刈野なるものが民有地なりとの證據無之、郷里にては刈野の民地たる事は何人も疑を容れざる事實に可有之得共他人には相分り不申、何か植付をして税を收めたる等の證據有之は、論據確實と相成可申、農商務省にて願書を却下したるも亦此理由に可有之歟

出訴の期限は願書却下の指令を受けたる日より起草し、又岩國より東京までの距離三百餘里を一日八里づゝとして三十五六日の猶豫有之事に付、可成右の證據發見の上起訴可仕と存い

一昨夜墨江舟遊分韻作中拙作の韻字餘りに風變なる爲め却て槐南石塚其他の次韻も多々有之、左に疊韻の分入御覽い御叱正奉願い

墨江月夜浮舟疊前韻

岸走山移談復濃 波紋霞彩委舟縫

一天明月一江月 冶作千々萬々容

太政

衷 拜

一枝老先生 函丈

拜啓其後御無沙汰而已に打過い處益御壯健の趣奉賀い、陳者今年は 先生古稀の壽に當りい事は兼る承知仕居い事とて何か之を記念すべきものなかるべからざるも素り承知仕い、夫に付今般愈々門下生中より發起人も相定まり、小生も老門下生として其一人に加はるの榮を得い事に相談相調申いに付ては、其趣向に付種々苦心も仕居い次第に有之い、就ては定めて先生自壽の御高作も有之い事と奉察い、或は右趣向の中にも相加度考も有之い間玉什豫め御示し被下問敷哉是非々々奉願上い、永田君とも種々相談仕い次第同君も中々苦心の様子に付相談の

上小生より右相願い事に有之事情御諒察願上い 草々

五月十一日

衷 拜訂

一枝先生大人 函丈

例により藤田森脇諸先生にも御無沙汰仕い、今般は別啓に不及い間宜敷御傳聲奉願い

拜啓暑氣甚敷相成い處益御壯榮奉賀い、陳者先般の拙作に付早速御示教を賜はり奉拜謝い、貴命の如く孤平も思白からず又身心と置き心の字ある以上は成程着の字は穩ならずと相悟りい、其他拙き所も有之別紙の通り訂正仕い間充分の御朱正奉願い、實は先般の作は一時の出鱈目にて長途の旅行より歸宅早々玉什を拜し感喜の餘不覺執筆仕い次第にい、其後多忙を極め居い處此頃少閑を得いま、玉什幾度も繰返し拜吟仕り益々敬服仕い、先日田邊松坡、山田新川諸氏拙宅へ参りいて、御作拜見いたし皆々賞賛いたし、流石は老手些のゆるみ無き旨申居いて松坡は寫取り持歸りい、多分雜誌類に掲載する積と存い、此名作に對し次韻するなどは生意氣千萬にはい得共師の詩に次韻するは不敬には無之事と確信仕い、唯飽迄拙は即ち拙なるまでに可有之い

明十家詩第二卷は來月早々出版可相成、二卷已下は餘程思白く有之、出來次第御送付可申上と存い、先は御見

舞御禮旁草々拜具

七月二十六日

衷 拜

一枝老先生 侍史

東京の詩壇も黄村逝き梅澤逝きいてより老詩人には小野湖山、山田新川などにて豪氣未除されども何分七十五とか八十八とか申てはとも如舊なること能はず、此人々を以て先生に比すれば前途尙大に人意を強うするもの可有之と相喜申い、又若手連にはよき作も有之可申い得共何分にも皆々各々大天狗の理窟屋のみ多く殊に謙讓の徳に乏しく往々先輩の老諸氏を冒ることさへ有之齒の浮く様に相覺い事も不少い、先づ今日にては松坡氏位を推すべきかと相考申い、諸老先輩も大概同氏の校閲を乞ふ有様にい得共同氏自作の詩は甚だ少し少なければども皆可傳ものに有之、而も先輩に對して毫も敬意を缺くが如き事なきは其人物如何を諒知するに足るべきかと存い、少くとも詩を以て人と工を争ふが如き小人にあらざるは小生の確信する所に有之い、若し同氏の詩御一見もあらまほしくいはゞ少々にても差出可申同氏も先生の御高覽を蒙りい事本懐に可有之と存い 亂筆高許

拜啓春風弄剪刀の候動定益御休暢奉賀い、陳者

尊夫人事先般御逝去の趣今日始めて聞知仕驚入申い、御愁傷の段奉察入い得共、屈指すれば先生もここに七十二年御壯健とは申せ此際殊更御注意御攝養奉願上い、右は不取敢書中御悔迄 草々

三月十二日 (明治四十二年)

一枝老先生大人 函丈

衷

拜訂

寒氣日増相加い處高堂益御清祥奉賀い、陳例之序文別紙筆記差出い間御修正奉願い、最も先般御朱正之中先生○の字を翁に改め又は先生の字と他の字とを直接連續するが如き或は謹○の字を除くが如きは斷然御高見に従ひ難くい、是れ小生をして全く何等の禮を知らざる者として恥を後世に遺すものに有之い、日本人の文章には古來往々此禮を失したる者有之い得共、支那人には絶えて見ざる所と確信仕い○小生の詩卷の後に題する御一文奉敬承い、併し今日にては詩稿は無之時々の拙作は其儘紛亂仕い次第に有之い、後日に詩稿をも取纏めい様の事も有之いはゞ其時に採用可仕と相考い得共、右の文には先生の御署名無之且之を序文○として更に御書改奉願い○信州輕井澤に別墅相設來る三四月頃には落成の積にい、是は全く避暑の用のみに有之申い間先生の御揮毫相願度、額面にても又は掛物にても宜敷い間不大不小程々の大きさに相願申度、先生の書は小生手許に保存仕い得共皆小字に有之此段是非々々切望仕い 草々

十二月十九日 (明治三十六年)

衷

拜訂

一枝先生大人 函丈

乍末筆森脇進藤大塚佐伯諸先生へ宜敷御傳聲奉願い

拜啓益御清祥奉賀い、さて先日は早速御高見御洩被下難有奉萬謝い

御高作の軒記は他の唱酬の作と併せて小冊子に印刷仕度心得に御座の間尙御訂正相成の處有之いはゞ御訂正の上更に御送付奉願ひ、詩も是非一二御高作願上ひ、岩國の諸先生へも何卒先生より御依頼被下ひ様是又願上ひまづは御禮御依頼旁如斯ひ 草々

二月十三日 (明治卅四年)

衷 拜

一枝先生 侍史

拜啓益御清榮奉賀ひ、陳小子事用事にて青森地方へ罷越一昨夜歸宅仕ひ處按上忽ち尊書二通を得直に拜讀仕ひ御高詠唯々敬服の外は無之朗吟數次妙趣言ふべからず、忙中又他事を顧みるの暇なし、即ち次瓊韻俗腸如洗相覺申ひ、拙句如例只管愧入ひ次第にひ得共何卒充分なる御叱正奉仰度右御願迄 草々拜具

六月二十八日 (明治卅四年)

衷 再拜

一枝老先生 侍史

奉賀新正併祈 高堂萬安 明治三十五年一月三日

壬寅元旦の御作二首目出度拜吟仕ひ、松老翠愈滋の一句親しく似拜尊顔、梅癭花最潔の一句近く如接高馨、次に劣生も呑氣に歳を送り呑氣に歳を迎へたり、除夕に客を會して詩を祭り元旦に把酒笑時人、別紙拙作實情實詩に

御座ひ、拙にして惡、唯だ三四御杯、敬履の對句突飛の處御一笑被下度ひ、時人は政友會を指すと云ふものあり現内閣を指すと云ふものあり言者無罪

先般川戸君に内話の事に付ては更に可申述ひ 先生の謙徳にも大概の程度あるべきことを希望仕ひ得共詳付

後鴻ひ 謹言

衷 再拜

一枝南方先生 函丈

拜啓爾後御清榮奉賀ひ、陳兼て御示教により取調ひ刈野地一件は先般御回付相成ひ書類と共に進藤先生の仰により同先生御手許までさし出置ひ間可然御了承奉願ひ、近頃御高詠如何ちと御示し奉願ひ、別紙は兩三日前の拙作充分御叱正奉希ひ、又岡崎氏の作は御序もあらば乍御手數森脇先生へ御送付願上ひ 草々拜具

五月十九日

衷 拜

一枝南方先生 函丈

恭頌履端奉祈 高堂萬福

三十六年一月一日

衷 拜訂

書翰集

九五九

南方一枝先生大人 函丈

元旦口號

花自南枝先占魁 風前冷見去今來

聖賢天下酒猶在 春動新年第一杯

太政

癸卯古中秋湖心亭小集分韻得真感事作之

欲養風流詩酒眞 湖亭趨例會佳賓

夜飄梧葉暗愁聚 秋入桂花清賞新

萬里碧雲來有雁 一天明月贈無人

工夫須向醉中破 奇句誰先驚鬼神

太政

衷 初草

檀欒集出來仕の間兩三日中に御送付申上ひ、尙殘部有之の間御門下生へ御送にも相成はゞさし上可申上ひ

暑氣の候御起居如何定めて御壯榮と奉察ひ、生儀本月二日より避暑の爲め當輕井澤に滞在仕ひ、昨今は殊に冷氣にて朝夕はドテラを要しひ、他の避暑地と違ひ滞在者は概ね外國人にて七百人も有之由にて風俗も宜敷極めて

閑靜に御座ひ、先日東京の同人等一寸來訪し多少の唱酬も有之ひが石塚の「夜擁地爐同話詩」の句も全然事實に有之拙作の「鶯聲午引三春夢、麥浪寒生八月天」も全く此地の新月令にて「ホラ」には無之ひ、ドイカ先生の御一游をと思ひひ得共致方無之次第に

玉稿序文の事門下生にして其師の著に序するは如何哉と相考居ひ處右の先例も有之自身にも氷解仕ひ事有之に付本月中には執筆の上先生の御叱正を仰ひ積に御座ひ、併し文章の拙なる所は先生に於て充分御朱相成度いも例の謙徳もてやれ當らぬのなんとこの事實に御干涉の儀は斷然御寛恕奉願ひ、右暑中御伺迄草々

八月二十五日

(明治卅六年)

輕井澤

衷

拜訂

南方一枝先生大人 函丈

追る進藤大塚兩佐伯諸先生へ可然御傳へ被下度小生は少くも本月中は當地に滞在の積に御座ひ

拜啓秋冷相催ひ處御起居如何、陳先般申上ひ先生の詩文集序文輕井澤客中起草一應依田百川に相見せひ處、百川は詩文の素論小生と同論なるゆゑ其點よりして大に稱賛仕ひ得共小生に於ては未だ思白からずと相考ひ點も有之、其後熟考の上更に全然新案を起すの心も有之ひ得共段々と多忙を極めひに付一應此儘にて御覽に入れ御高見充分に相承申度、百川の評の如きは素り論外として御高見御示し被下度ひ、師弟の間何も憚る處なく申上ひ次第也、何等の遠慮をも要せざる事と存ひ○本年の古中秋岩國の月は如何なりしや先年吳汝綸と唱和の事も思出し今

年も湖心亭にて小集、拙作別紙御叱正被下度い、佐伯周芳先生の御次韻もありと申し得共未だ拜見不仕い 草々

十月九日 (明治卅六年)

追る玉稿は本日書留にて郵送仕い間御落手被下度い

衷 拜訂

謹賀新正奉祈

高堂千祉萬福

御近作拜見仕度い、檀樂癸卯集は最早御落手の事と奉察い、本年の檀樂集には是非先生の御高作登載仕度い間何か檀樂會に縁故ある七律にても相願申度と存い、甚恐縮にい得共久敷 先生の尊顔を拜せず寫真一葉御恵投是非に願上い 草々

一月一日 (明治卅七年)

一枝先生大人 侍史

衷 拜訂

拜啓爾後御無沙汰打過申い、陳別紙は一昨夜檀樂第二十集の拙作に御座い間御叱正奉願い、兼る申上い通り玉什是非本年の檀樂集中に相收申度い間御次韻も出來いはゞ御送付奉願い、安蔬先生へも同様御一報奉煩い 草々

一月二十七日 (明治卅七年)

衷 拜訂

一枝先生大人 函丈

向暑の候益御多祥奉賀い、先般御送付相成い三須先生之傳思白く拜見仕い、御下命の新聞中時事には是れと申す知友も無之いに付他の新聞に掲載の事に取計置申い

尊稿詩文集正に到着御安神被下度い、早速御返事可仕い處俗事多端なる上山縣老侯爵の孫嬢結婚の媒酌等を托せられ忙殺せられ居いてつひく延引の段平に御海容被下度い

陳又右尊稿の序文を命ぜられい得共門下生にして其尊師の稿に序するは非禮に非るやとも相考へ又却て先生の浩暈如海ものあるやにも相考申い、是等の問題何とか解決仕い上にて卑見開陳可仕と奉存い

近頃右の次第詩思も浮び不申殊に偶々拙作有之も唱酬の作のみに有之い、唯々先日岩溪裳川に落花の次韻を強ひられ久々にて咏物の拙作仕い、御叱正奉願い 草々

六月八日 (明治卅七年)

一枝先生大人 函丈

衷 拜訂

謹呈尊堂益御清祥奉賀い、此暑氣御起居如何と存い處手中の物は依例日々御愛翫との事豪氣老益加と可申敷大賀大賀、東京は今年暑氣殊に甚敷い爲め急に入山仕い處、即日尊書を拜し殊に遠近山莊之記御起草被下難有奉存

い、文章に於ては素り間然すべき所なきは言を待たずと雖も御過稱不敢當にてい得共、吾師の言としては別に差支も有之間敷い、唯御文中上州[○]輕井澤とある上州を信州に御改め被下度い、右は額面として生の居室に掲げ置度い間至急御揮毫是非に願上い、尤も居室の事故額面は少々小方にいたし度と存いに付大凡

幅曲尺 一尺一寸前後

長同 四尺乃至四尺四五寸

に御認願上い、當地は日中七十五六度にて二頭の犬と共に日々山野に散歩し別世界之心地仕い右は御願迄草々

七月四日 (明治卅七年)

(輕井澤)

衷

拜呈

一枝先生大人 函丈

尙々森脇進藤兩佐伯大塚先生等へは不及別啓御序に宜敷御傳聲是又願上い

高堂益御清祥奉賀い、陳者先般進呈仕い吳汝綸氏以下の寫真入御氣い趣にて厚き御禮狀を蒙り汗顔の至に御座い、又生の小照に題する尊作二十八字真情流露 師恩に感佩するの外無之何卒詩箋になりとも御揮毫の上頂戴仕度い、併し如何に 先生の謙徳の餘なりとは言へ「共講文」の一句は生の一身よりするも又世間一般に對しても甘受すること能はざるものに有之い間、何とか御修正被下度は是非に願上い 東京各詩社の現況等申上度と存い得共是れは御上京前に讓ること、致し可申い

御序の節進藤君へ宜敷御傳聲被下度い、併同君は近頃健康何より喜ぶべき事と存い 草々拜具

十月二十三日 (明治卅七年)

衷

頓首奉呈

南方一枝先生大人 函丈

拜啓春寒甚敷い處益御清祥奉賀い、陳者先般は早速玉什御送付奉謝い、甲辰續樂集中に相收添光彩可申と存い昨夜續樂集相催陸游の西郊尋梅之次韻仕い、是は兼る槐南の發議に有之申い、是詩は唐宋詩醇の中にも有之い間次韻御試ありては如何、併し決していそぎい事には無之い、別紙拙作依例平々凡々御叱正奉願い 草々

二月二十三日 (明治三十七年)

衷

拜訂

一枝先生大人 函丈

一枝詩文集第二篇は已に御刊行相成い哉一日も速に御決行の上第三篇に御取掛相成様願上い、而して先日のお次韻は第三集の首に置くに足るべくと存い

其後御無沙汰平に御海容奉願い、陳者追々暑氣の候と相成輕井澤山中避暑の準備に取掛い間何卒額面御揮毫相願申い、可相成は一記文御起草を賜はりいはゞ大幸に有之いに付爲御参考同地の概勝申上い、同地は有名なる白井嶺を上りつめたる處にて海面を抜くこと三千二百七十尺盛暑の候にても夜中は焚火仕位に冷氣に有之、淺間山

を眼前にひかへ朝夕噴烟を望み、日本人の別荘は僅々に得共外國人の別荘は極めて多く外國風のホテルは三軒も有之、夏は七八百人も入込全然外國の田舎に有之申、同處は舊時遠近まちこちの里と申、故遠近山莊と總名を命申、莊は小河を園内に圍み兩岸に草堂を設け、ものに有之、東京より汽車の便あり六時間にて着仕、先生の御來臨願はしく存、得共何分にも遠路の事無理には申兼、得共、外國人は長崎邊よりも來、事一憤發あらせられては如何右御願迄 草々

六月念二 (明治三十七年)

南方先生大人 函丈

衷 拜訂

拙作一首入御覽、間御叱正被下度

拜啓早速御返書を賜、奉拜謝、陳者此頃岩國出身軍人の履歴御調御編成の趣御多忙の段奉察、得共是れ私事に非ず公事也、後來岩國藩中より有爲の士を出し得ると否とは此一事に係る重大事也、而も此空前の事が先生の筆に成ること小生に於ては大白を擧げて 先生の爲岩國の爲邦家の爲に祝する所なり 先生の勞察せざるにあらざるも小生の大に之を切望して已まざる所以に有之、唱酬の詩の如き此大業に比すれば素り論ずるに足らざる也、然れども小生が 先生門下の一人たりしことは諸同人間に已に普く知らるゝ所なれば、縦し玉什一首にても本年の檀樂集中に相收申度と存、間後日更に御願仕、ものも有之可申、草々拜具

五月三夕 (明治卅八年)

一枝先生大人 函丈

衷 拜訂

拜啓其後益御健勝奉賀、生儀も去月上旬より輕井澤山中の草庵に入り白雲と居を分ち居申、陳者昨夏御揮毫を賜はりの額面表装面白からず、處今年は改装して日夕に之を拜し奉り、八月の檀樂集も始まり申、御見者皆な先生の筆の雄健と文の老熟を賞し申、今年は最早先生の古稀に相成、事と存、何か祝賀に付御趣向も可有之可申、敷と奉存、或は自賀の御作も有之、御示し被下度願上、今年の檀樂集中には是非先生の御高作編入仕度、別紙拙作七律の御次韻を玉はらば最も妙也、山中の雅集、裳川先づ到る、酒間長篇一首を成し次韻を迫り來り、更に賜の字押韻難ければ之を改めよと申すも聞入れ不申、不得已次韻之れに答へ申、處同人中の大笑と相成申、別紙に録し、間御一笑被下、は暑さ忘れとも相成可申哉、右暑中御伺旁 草々

乙巳八月九日 (明治三十八年)

一枝先生大人 函丈

輕井澤 衷 拜訂

拜啓秋冷相催、處益々御休暢奉賀、拙著山窓夜話一冊別に郵送仕、間御落手奉願、何を申すも漢籍は幼時先生の教を受け、以來一人の師も無之事とて素より惡筆惡文、吾乍らあきれ回り、得共多少とも平凡を脱し、點

も有之いはゞ

先生の老門生として御寛恕奉願い、一讀御一笑被下いはゞ幸甚に

十月一日

老門生

衷

拜訂

一枝老先生 函丈

森脇大塚佐伯進藤諸先生へ御序も有之いはゞ宜敷御傳聲是禱い

雲箋一下御洪休の趣拜承奉謹賀い、近頃老衰々々と被仰い得共御自身にて老衰と御氣付被遊いは矢張り昔日の豪氣未除の證左と奉察い、近什御高作御寵似朗吟三四、平淡調中自ら徹底甜を覺申いは所謂水中之味に可有之歟殊に前聯に至りては小生も老門生として親しく 先生に従ひ山中に入るの趣あり、文學の事小生の知る處にあらざるも法學も同様にて人生五十の熟境に入らざれば法律の初歩も相解り不申と觀念仕い、人生の妙趣は却つて先生今日の老境に在りと存い間爲斯學御自玉切望の至に不堪い 草々

十二月十七日 (明治四十二年)

衷

拜訂

一枝老先生大人 函丈

炎暑の候益御休暢奉賀い、生儀依例一昨日を以て山中に入り茲に又先生御揮毫の山莊記を拜す 先生實に六十九歳也、生儀今春來患眼讀書を廢す、作詩も醫の禁する所となる、身を清涼界に置くも無事に閉口仕い、御高

作も有之いはゞ御寵似奉願い、右御伺迄 草々

七月十三日

(明治四十三年)

衷

拜訂

一枝老先生大人 函丈

尊書拜讀菊天益御休暢奉賀い、昔稿詩文集第三篇御結了の趣眞是圓滿老熟自然と同化するものなるべくと奉存い、尊作七律是又思白拜吟仕い、生儀今春來右眼を患へ病源は寧ろ内臓に在りて酒煙共に禁ぜられ書も讀まず詩も作らずブラリ／＼とのたくり遊居い爲め身體は至極健全に有之い、何か思付い事もいはゞ奉和高作可申い、右不取敢書中拜答まで草々不盡

十一月一日 (明治四十三年)

衷

拜訂

一枝老先生大人 函丈

森脇進藤大塚諸先生へ可然御傳聲被下度い

一枝詩文鈔 第三篇

右御惠投被下御厚情千萬奉拜受い、ゆる／＼拜讀可仕い、開卷第一冒頭の御寫眞を拜す温乎たる其容如春風あり、而かも是我師也、又何となく凜乎として自ら襟を正さしむ、唯だ其元氣の充實する所正に御健全御安康を表

彰す、聊以て此老門生の神を安するに足る、欲交一言山河空隔、神往不盡

庚戌十二月初九 (明治四十三年)

衷 拜訂

一枝老先生大人 函丈

尊書拜讀益御健勝の段大慶此事に奉存い、當地詩壇も槐南逝矣以來暗黒世界と可申、天狗連の鼻合御見物旁御上京は如何、先日槐南の追悼會有之多人數出席致い得共何となく氣拔の様に被存い、今後は詩風も大に一變せざれば俗流に適し不申哉と被考い、席上の拙作別紙に仰御叱正い、先づコンナ詩が百人向と御一笑々々

辛亥四月念七 (明治四十四年)

老門生 衷 奉意

一枝老夫子先生大人 函丈

法學博士 倉富勇三郎氏宛三十九通

(年代の明なるものは括弧内に記入す)

拜啓平常は依例御無沙汰任り用事あるときは書中を以て相伺い事兼々尊台より承及い秘傳にも有之い義に付乍突然御示教相願い件は

小生知己の辯護士(認可學校卒業生)にして判檢事志願の者有之、東京ならば年俸八百圓にてもよく地方ならば九百圓位と申い

右は目下採用の必要も可有之哉、又右要件の如く容易に出來得べきものに可有之哉、若しも志願の如く實行され得べきものなれば拜眉の上夫々可申上い得共、此邊の事甚だ不案内至極に付うっかり公然の申込もできたく愚考仕い間何卒内情御示教被下度奉願い、いづれ拜眉萬々申述い得共右願用まで 草々

十八日

衷 拜

倉富老台 侍史

拜啓陳者今日御願申上い件に付早速御取調被下事實の真相判明仕い、御多忙中御手数數の段恐縮の次第に有之い御手紙により御住處も判然仕い事故早速御禮旁拜趨可仕筈の處あまり近方と申す方にも無之、且は例の固有の御主義に基き何時御移轉相成い哉も難計い儘、不取敢以書中是でも御禮のよふなる事を申陳い、何角の御攻撃は拜眉の折拜受可仕い 草々

二月廿日

衷 拜

倉富老兄 侍史

冗談は別として何かの折も有之いはど一夕懷舊談ども相承度存い、其中いづれ々々

拜啓先日御手数數相掛い件に付又々御厄介相願申い、判檢事志願の辯護士は随分久敷斯業に従事し且そのむかし

司法部内に判任官も相つとめたるものにい、地方にてよろしくい間七百の口も可有之哉御取調願上い、一寸御役所より電話にても御通知被下いはず直に拜趨萬可申述い、又右口之ある事にいへば履歷書も早速取よせ可申い、うるさき事重ねく申上い 草々

一日

衷 拜

倉富老兄 侍史

昨日は山縣侯の宴會にて御目に掛るべくと存い處旅行中にて不參不得其儀いに付此書中

拜啓重ねく御厄介相願い判檢事志望の件履歷書別紙の通本人より取寄申い間、何處乍此上宜敷御取計被成降度い 草々拜具

五日

衷

倉富老兄 侍史

俗務多端近頃調査會にも出勤し五姪論拜聽仕不得段残念至極に奉存い、ヤレ刑法改正のヤレ反對のと彼是議論も耳に入りい得共雙方共あきれかへるの山櫻恐入い外無之い、生は委員として職務上劈頭第一全部の改正の行はるべからざるを主張したれども今更會の多數に反對する運動も不仕い、併し其議事の當時僕の説に反對せられた

る大法律學者諸先生にして今日却つて非改正論を大言せらるゝも不可思議也、維ふに流行の心機一轉病に感染せられたるものと被存い、去れど法典調査會を教科書編輯屋と同視せられ、議會を通過すると否とは余輩の關する所にあらずと濟まし込まれたる面々が改正運動に御熱心とは、ちとほことんの様子にも見受けらるゝと申す人も有之由に相承申い、僕の考案にては調査會も斷然廢止する方可然歟、御賛否如何にや、否らずんば國家の法制上に認められたる調査會に於て今日に必要と認めたる改正が通過せぬとあれば、皆々責任を重して一同辭職する外致方無之歟、委員の手當を小遣料の通常豫算に編入する様にては遺外法官諸君が増給運動と同様、堂々たる御議論には感服無此上僕も至極賛成なれども、一定の申立が^ナ小さ過ぎはせぬかと案ぜられ申い、御高見如何にや「刑法改正の要旨」と申す印刷物調査會より御送付に相成ざつと拜見仕い得共、まさか調査會で起稿せられたるものにも有之間敷と存い、是れでも文章と申すものにや Legal Literature と可申歟、恐れ入谷の鬼子母神

三月四日

(明治卅四年)

醉丹坊拜

倉富福々大明神 御鈴下

明日も出勤仕兼い、古賀君へ宜敷御傳被下度、先は嚴君の御逝去古賀の目にも涙か、併し最早御年齢には不足なき方と被察い

拜啓先刻は罷出殊更長座御妨仕い、陳者其節申殘い者更に有之即ち

東京府北豊島郡内藤村 元村長 諸江爲吉外壹名

は例の傳染病豫防費補助の件に付自分には毫厘も私する事なきものにて求刑せられたるもの、當今特赦申立中に付是又宜敷御取計願上

十二月念五 (明治卅八年)

衷 拜訂

倉富老兄大人 侍史

御厄介一件

谷村地方裁判所檢事 山口彌三郎

右は先日御話申上小生年來の懇意のものにて有之、先般は拔擢せられたるものなるも今般司法部内一大革も有之趣、敢て實行すべからざる非望は無之得共萬宜敷御注意願上、餘は讓拜晤 草々

四月中七 (明治四十年)

衷 拜訂

倉富老台大人 侍史

拜啓寒氣相催ひ處異郷の御起居如何、近來御禁酒との事御健康奉賀ひ、生義も無事如何乍憚御休神是禱ひ、陳者小生の手紙と申せば是又如例御厄介を持込ひのみ如例御寛恕被下度ひ、此度の者は退職判事藤波整太郎と申し

詩人界に千溪と號し小生も知己の一人に有之、同人は嘗て老閣の麾下に在りて働ひ事も有之或は猶御記憶に存し半敷と存ひ、火の玉を喰ふたる心腸惡事は仕間敷と存ひ、今日は公證人なれども商賣的には不向の人物、役に立つ所に御採用を仰度右御願迄 草々

十二月廿一日 (明治四十一年)

衷 拜一

倉富先生大人 侍史

内地の司法界も依例活氣なし、大臣の椅子に堅忍の人物を要すること急なり、老兄の一身已に韓國に重きを爲さんも故國を忘るべからず、邦家の爲め風雲の機に乗ずるも必ずしも野心と云ふべからず、例の老兄の籠城主義も最早放擲すべき時機なるべし、人間は年々に老行く也、御近作の詩賦もあらば心中御洩し被下度ひ、僕の如きは素り天下の一布衣世事を雲烟過眼視するは當然なるも老兄の境遇は之を許さざるなり、僕にして此言を爲す已を得ざればなり、韓國に美人あらん、然れども故國の美人も亦棄つべからざるなり、僕嘗て句あり曰く「遙知王孫別有郷 好繫歸心井州柳」今用奉贈

冷灰漫言多罪々々

拜啓先般御厄介申上人物より別紙履歷書送り來い間爲御参考郵送仕ひ、氣の毒千萬の境遇也御多忙の事とは存ひ得共、老兄の胸中閑日月の存するものあるは僕亦知之、別紙近作出來立の出鱈目、其儘仰叱政ひ、御次韻の玉付をも賜はらば本年の櫛櫛集を飾るに足るべし

樞密院議長の金允植及び書記官鄭丙朝は今夏輕井澤に於て知合と相成申ひ、兩人共詩は近體の妙を得て現今の清國人中にも稀に見る程の者と存ひ、自然御交際も有之いはゞ同人等へも御示し相成ひはゞ文壇の一佳話とも相成可申敷

十二月二十三日 (明治四十一年)

衷 拜識

檀藥小集分韻得尤

林下檀藥把臂游 好將何物會名流

煙雲懸月作供養 竹肉吟風相應酬

秋盡扇情如水冷 夜深燈意與人幽

歲寒不改此君節 味得甕頭春色浮

太政

冷灰 衷甫草

鶯花の好時節動定益御休暢奉賀ひ、陳者小生の手紙は毎々うるさき事のみにい得共彼の藤波氏一件は到底御見込も無之いはゞ小生が何とか都合克く内報可仕ひ、又後來幾分の望も有之いはゞ辛棒可致旨相含申度と存ひ。併し何も取急きい譯合には無之ひ、□□事學位號今以て不明に有之ひ、同人儀深く台臺の御厚意を感謝仕居ひ事に、右用事旁御見舞迄 草々

四月八日 (明治四十二年)

衷 拜訂

倉富台臺 侍史

禪坊主の語に禮ニ白雲と云ふ事あり、眼中釋迦無く孔子無し何ぞ人主あらんや、天地の間に若しも禮すべきものありとせば先づ白雲位のものなるべし

關防の語は禪ニ梁甫ニ而封ニ泰山、臨ニ東濱ニ而禮ニ日觀の句に取ること已に老兄の看破せらるゝ所の如し、唯だ僕の此語を以て老兄に贈る所以のもの此風流の一趣味のみにあらざる也

老兄は日大帝國民なり陛下の臣民なり、身は朝鮮に在るも臨ニ東濱ニ而日觀に禮せざるべからず、唯僕の老兄に問はんとする所は老兄は日觀の外他に心中何物に禮する乎、天地の間に禮すべきもの唯一の日觀のみなるや否、獨斷裁判の制度を助長し事實の認定をも併せて至尊御一人の責任に歸し奉るは果して禮ニ日觀するものなるや否、治外法權の撤去されたる今日井上子爵は正さに地下に哭するなるべし、井上子逝て又一人の井上子なき歟、劣等人種を以て自ら甘んずるならば宜しく禮ニ優等人種べき也

庚戌十一月念三 (明治四十三年)

衷 拜訂

東濱先生大人 侍史

其後御無沙汰而已御近況如何

此拙作疊韻十餘首に至り朝野の名士次韻已に二百首に近し、一首にても高和を賜はゞ幸甚

征獨素期屠伯城 空矜蚊蚋負山情

破來孤島鷓鴣夢 謂是鴻鵬水擊聲

甲寅秋日偶成 (大正三年十月九日)

冷灰

拜定

玉什只今拜讀至極思白し、贅澤主義なれば軒聲と午砲聲と二首とも相成可申着眼奇警々々、翁媪哭兒聲に至つて凱歌聲も自ら帶悲調來、併し日本人の廉價な生命荒物店之消耗品と思ふの外なし、此他に猶御作も出來ははゞ御惠示是禱

甲寅十月十又一夕

衷

拜

東濱先生大人 侍史

首つ丈惚れられとも歐洲出稼とまでは御勘辨願上參らせいかしこ

東方國色壁連城 蕩子爭先一夜情

巴里翻雲龍動雨 秋風易作斷腸聲

十一月十二日 (大正三年)

冷灰

御惠示の三聲皆是新聲也他に類似のものなし感吟三四、獨逸征伐など、聲ばかりは大なるも青島砲擊位では跡仕末は如何可相成哉、僕嘗て句あり「美人水底失氛氣 謂是驚天動地聲」と併し如何に美人の放屁でも鼻つまみたるは免れずとして是は公にせず、僕の屁のヒリ始めは大隈伯の御馳走と云ふので「彈雨硝烟飛海城、風流誰解這般情、生靈百萬消聞具、醉聽中原鬼哭聲」といきんだのだが其後の作は皆な逆襲に酬へたるもの梯子屁からすかして段々小さく相成申ひ、落城の時に今一首位で尻をすぼむべし呵々

十月念二

衷

拜訂

東濱先生大人 侍史

歳末御多忙と奉察ひ、近來之政界驚入りたる沙汰に、來るべき新年は可賀乎不可賀乎、曖昧模糊たる當局の態度が人心に及ぼす影響も亦大矣、人道未立國家之先途可知耳、別紙御參考之爲さし出申ひ 草々

十二月二十三日

衷

頓首

東濱先生吟安